

わくわくあomorい

子育てプラン

青森県次世代育成支援行動計画

後期計画

(平成22年度～平成26年度)



平成22年2月

青森県

「心ゆたかに、たくましく、
思いやりをもったやさしい子ども

やさしく見つめて子どもを守り、
思いやりをもって子どもを育てる
和気あいあいとした家庭

あたたかく、広い心で、子どもを
ほめて励ます、ふれあいあふれる地域社会」



青森の豊かな自然の中で、自然の息吹を聞き、自然にふれ、自然の中で心豊かに育つ。

歴史の中に連綿と流れる先人の偉大さ、力強さ、知恵を受け継ぎ、未来に向けて希望と夢に心躍らす。

青森の豊かな文化の中で、家族や地域の人達に温かく見守られながら育ち、いきいきと瞳輝く子どもたち。

青森県は、子どもたちを豊かな環境の中で産み育てられる「最適の地」であり、憧れの的でありたいと思っています。

県では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりをめざし、平成17年2月に、前期5か年の計画として、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」を策定したところであり、今回、社会情勢の変化や県民ニーズにより的確に対応するため、現行プランを見直した後期5か年計画を策定しました。

策定に当たっては、子どもを取り巻く環境の厳しさや子どもたちの成長を支える家庭・地域への支援を考慮しながら、子どもの養育を社会が責任をもって行う仕組みの充実や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現という視点を明確にした施策目標を掲げています。

子どもたちは、未来の青森県づくりの原動力であり、その子どもたちを産み、育て、成長させることは、未来を創り上げることです。

県では、今後、当プランに沿って、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりに、県民の皆様と共に取り組んでいきますので、皆様の御協力と御参加をお願いいたします。

当プランの策定にあたり、貴重な御意見や御提言をくださった県民の皆様、青森県次世代育成支援対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成22年2月

青森県知事 三 村 申 吾

I 本編

1 わくわくあおもり子育てプランの概要	2
1. プラン策定の趣旨	2
2. プランの性格・位置づけ	2
3. プランの役割	2
4. プランの期間	3
5. プランの進行管理	3
2 総論	4
第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	4
第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会	8
1. 基本理念	8
2. 基本的視点	8
3. 基本目標	9
4. 施策の体系	10
3 各論	12
第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策	12
1. 安心して子どもを産み育てるために「一家庭での子育てを支援します」	13
(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	14
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	15
(3) 障害のある子どもへの支援の充実	16
(4) 子どもへの虐待防止対策の充実	17
(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	17
2. 健やかに心豊かに育つように「豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進します」	20
(1) 子どもの権利擁護の推進	21
(2) 次代の親の育成の推進	21
(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	21
(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実	23
(5) 命を大切にする心を育む環境づくりの推進	24
(6) 自然とふれあう体験交流の促進	25
3. 働きながら子どもを育てるために「仕事と子育ての両立を支援します」	27
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し	28
(2) 仕事と子育てを両立させるための基盤整備	28
(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進	29
4. 安全・安心な子育てをするために「子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します」	31
(1) 子どもの安全の確保	32
(2) 子育てを支援する生活環境づくり	33
(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	33
5. みんなが子育てに参加するために「子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します」	36
(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進	37
(2) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	37
(3) 普及啓発活動の推進	38
(4) 推進体制の整備	38
6. 施策の目標指標	40

Ⅱ 事業編

1 安心して子どもを産み育てるために ー家庭での子育てを支援しますー	42
2 健やかに心豊かに育つように ー豊かな心、命を大切にすることを育む支援と健全育成を推進しますー	50
3 働きながら子どもを育てるために ー仕事と子育ての両立を支援しますー	56
4 安全・安心な子育てをするために ー子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー	58
5 みんなが子育てに参加するために ー子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進しますー	62

Ⅲ 資料編

1 本県の子どもと家庭を取り巻く状況	66
[資料1] 少子化の動向	66
[資料2] 婚姻と出産の動向	68
[資料3] 家族の状況	71
[資料4] 女性の就労状況	73
[資料5] 地域の状況	75
[資料6] 子どもの心身の状況と生活の実態	77
[資料7] 子どもをめぐる問題	80
[資料8] 要保護児童への支援の状況	82
[資料9] 仕事と生活の調和をめぐる状況	83
[資料10] 地域の子育て支援サービスの提供状況	87
2 わくわくあおもり子育てプラン（後期計画）策定経過	90
3 青森県次世代育成支援対策推進協議会設置要綱	92
4 青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議設置要綱	95
〈参考〉	
[参考1] 次世代育成支援対策推進法（抄）	97
[参考2] 少子化社会対策基本法（抄）	101
[参考3] 子ども・子育てビジョン（抄）	104

I 本 編



I 本 編

1 わくわくあおもり子育てプランの概要

1. プラン策定の趣旨

本県の将来を担う子どもたちが、豊かな自然の中で地域の人たちに温かく見守られ、のびのびと心豊かに育つことは、県民すべての願いです。

しかし、急速な少子化の進行は、地域社会の活力低下や若年労働力の減少など、本県の未来社会の発展に重大な影響を及ぼすほか、子ども自身の自主性や社会性を損なうなど、子どもの成長に与える影響も心配されています。

この少子化の流れを変えるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は10年間の集中的・計画的な取組を推進することとなりました。本法律では、地方公共団体及び企業が各々「行動計画」を策定することになっています。

本県では、この行動計画として、平成17年2月に、平成21年度までの5か年を計画期間とする「わくわくあおもり子育てプラン（青森県次世代育成支援行動計画）」を策定し、県民の一人ひとりが安心と幸せを実感し、希望と喜びを持って子育てができるように、地域での支え合いを大切にしていくことを計画の基本理念に掲げて、社会全体で次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するための取組を様々展開してきました。

しかし、本県も含め、我が国の少子化は急激な進行を続け、平成19年12月には国における次世代育成支援の新たな方向性や目標として「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消のために「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要であるとされました。

これらを踏まえ、本県では、「わくわくあおもり子育てプラン」の内容を見直し、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする新たな計画を策定しました。

2. プランの性格・位置づけ

- (1) このプランは、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、本県のすべての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。
- (2) このプランは、これまでの本県の次世代育成支援行動計画である「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）における取組との継続性を保っており、また、保育所保育指針の告示化により、保育所における取組の充実・強化がより一層求められていることから、保育所における各種の取組を支援するための「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」と一体的に作成しています。
- (3) このプランは、「青森県地域福祉支援計画」や「青森県基本計画未来への挑戦」の実現を次世代育成支援の視点から推進する計画として位置づけています。

3. プランの役割

このプランは、行政だけでなく、事業者、県民の方々がそれぞれの立場で取り組むための指針として策定

されています。

- ・県は、計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- ・市町村に対しては、計画に沿って、県との一体的な取組を期待します。
- ・国に対しては、地方公共団体との連携のもと、計画が示す施策について、必要な措置と事業の推進を期待します。
- ・事業者には、雇用する労働者が、家庭と仕事との両立が図られるよう雇用環境の整備に努め、計画の推進に協力することを期待します。
- ・県民の皆さんには、計画の内容について理解と協力を得るとともに、自主的、積極的な活動を期待します。

4. プランの期間

次世代育成支援対策推進法では、平成17年度を初年度とし、平成26年度を最終年度とする10か年計画を立てることとしています。本計画は、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を第1期とする前期計画を平成21年度に見直し、平成22年度からの後期5か年を第2期とする後期計画として定めたものです。

なお、今後、様々な状況の変化などにより見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間（前期計画）									
				見直し	後期計画期間（後期計画）				

5. プランの進行管理

このプランの推進に当たっては、子育てに関連する多くの分野と連携を図りながら取り組むことが必要とされます。そのため、「青森県次世代育成支援対策庁内推進会議」を設置し、全庁的な体制の下、部局横断的に、各年度において実施状況を一括して把握・点検するとともに、子育てに関する団体や民間の有識者等で構成する「青森県次世代育成支援対策地域協議会」と連携しながら、その後の対策を検討します。また、毎年少なくとも一回、このプランの実施状況等をホームページ等に掲載して公表するとともに、県民の皆様の御意見等をいただきながら、その後の対策の実施やプランの見直しなどに反映させて進行管理を行います。

2 総論

第1章 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

平成17年2月の「わくわくあおもり子育てプラン」(前期計画)策定以降、子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会に向けて、様々な取組を展開してきました。その結果、前期計画の策定時からみると着実に改善した分野がある一方、いまだ課題が残されている分野があります。また、近年の我が国の社会環境の変化に伴い、本県の子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。この変化が、子どもの成長や子育てのあり方にも影響を与えています。

1 少子化の動向

子どもの数と生産年齢人口が減り続けています。

本県の人口は、昭和60年をピークに減少しています。平成20年10月1日現在の推計人口は139万4,806人ですが、平成47年には105万1千人になると予測されています。14歳以下の年少人口は昭和30年をピークに減少しており、平成9年には老年人口が年少人口を上回りました。年少人口は平成7年から17年にかけて市部で11%、町村部で41%減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。また、平成20年は、平成19年に比べて、出生数が25人上回る10,187人、合計特殊出生率も0.02上回る1.30(全国平均1.37)となっていますが、平成18年以降、本県の合計特殊出生率は全国平均を下回り続けており、このまま少子化が進むと、生産年齢人口の減少が更に進むこととなります。

⇒資料編：[資料1] 人口の推移、出生の動向

注：合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

2 婚姻と出産の動向

晩婚化や未婚化の進行が出生率の低下に影響を与え続けています。

婚姻率は昭和45年以降低下し続け、平成20年は4.6と全国平均5.8より低く全国43位となっています。平均初婚年齢は、男女ともに戦後ほぼ一貫して上昇しており、平成20年の平均初婚年齢は男29.8歳、女27.9歳で、生涯未婚率は男性の未婚率の上昇が著しく、平成17年には16.70と全国平均(15.96)を上回っています。母の年齢別出生率をみると、20歳代の出生率は平成7年から平成17年にかけて約60%減少し、出産年齢は30歳代へと移ってきています。

⇒資料編：[資料2] 婚姻の動向、晩産化・少産化の動向

注：婚姻率とは、人口千あたりの婚姻数です。
平均初婚年齢とは、結婚式を挙げたとき、または同居を始めた時の早いほうの年齢の平均です。
生涯未婚率とは、45歳から54歳の未婚率の平均のことです。

3 家族の状況

世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けています。

本県の世帯数は平成17年には50万9,107世帯で、平均世帯人員は2.75人で減少傾向が続いています。世帯類型別では、核家族世帯の割合が54.2%であり、3世代世帯の割合が平成7年の20.1%から平成17年には15.2%と大きく減少しています。18歳未満の子どものいる世帯は28.3%にまで低下しています。

⇒資料編：[資料3] 世帯の動向

4 女性の就労状況

女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められています。

女性の就業者は、全就業者数の44.4%を占めています。20歳以降の女性の労働力率はどの年代も全国の女性より高くなっており、働いている女性が多いといえます。また、女性労働力率の特徴であるM字型カーブが見られています。女性が結婚出産後も社会参画するための両立支援策の充実が望まれます。産業別の女性就業者の割合は、医療・福祉や卸売・小売業が多く、職業別では、事務や生産工程・労務が多くなっています。

⇒資料編：[資料4] 就労状況、産業・雇用の状況

注：労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のことです。

M字型カーブとは、出産育児により女性が非労働力化することが多い25～39歳において労働力率が低下する現象のことです。

5 地域の状況

都市部の人口が増加を続け、地域コミュニティの活性化が求められています。

本県の人口について、平成17年の国勢調査の結果を基に市町村合併後の市部と郡部の人口比率をみると人口比は約3対1となっています。特に青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、合併後は約2分の1となっています。また、第1次産業の就業者割合が減少して第3次産業の割合が高まっています。市部への人口集中、就業構造の変化がみてとれます。地域コミュニティについては、近所同士の助け合い、高齢者などへの支援、子どもの健全育成などを重要な役割と考える県民が多いですが、住んでいる地域コミュニティが機能しているかについては、「機能している」と感じる割合が44.8%にとどまっています。同じ地域で暮らす住民同士の出会い、ふれ合い、支え合いの関係づくりを広げていくことが求められています。

⇒ 資料編：[資料5] 地域の特性

6 子どもの心身の状況と生活の実態

乳児死亡率の改善がみられますが、子どもの成長に応じた健康と健全育成が課題となっています。

本県の平成15年の乳児死亡率は3.8（全国3.0）でしたが、平成20年は2.1（全国2.6）となっており、総合周産期母子医療センターをはじめとした周産期医療の環境整備等による改善がみられています。同センターの更なる充実はもとより、保健と医療の連携強化や母体の保護、子どもの頃からの正しい生活習慣の形成がより一層必要となっています。また、近年、子どもの遊びは室内での遊びが多く、屋外での遊びや自然体験が少なくなっています。遊び場については、平成13年と平成20年を比べると、友達の家での遊びが減少をみせ、商店街やデパートでの遊びが増加しています。子どもの居場所を地域住民や関係者等が意識し、地域全体で子どもの健全な育成に配慮し、人間的ふれあいに満ちた遊び場づくりが求められています。

⇒ 資料編：[資料6] 子どもの心身の発育・発達の状況、子どもの年齢別生活時間・居場所の状況

注：乳児死亡率とは、出生千あたりの生後1年未満の死亡数のことです。

7 子どもをめぐる問題

児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えて
います。

児童虐待相談件数は平成17年度以降増加傾向を示し、平成20年度は過去最高の445件となっています。平成19年度の不登校児童数は小学校209人、中学校1,304人となっています。小学校は200人強で推移していますが、中学校は平成17年度以降増加傾向を示しています。少年非行では、平成15年に検挙・補導された少年2,049人に対し、平成20年は1,140人と大幅に減少していますが、このうち、小学生が75人、中学生が501人、高校生が407人であり、中高生の占める割合は79.6%となっています。中高生の占める割合はここ数年同様の傾向が続いており、前年より高校生の検挙・補導数が増加しています。

⇒ 資料編：[資料7] 子どもをめぐる問題の動向

8 要保護児童への支援の状況

家庭的環境での支援、自立に向けた支援が求められています。

本県では、要保護児童対策地域協議会が全40市町村に設置され、住民に身近な市町村における児童家庭相談業務の体制整備が図られてきています。また、本県の児童相談所は、児童福祉司1人当たりの担当人口が平成21年4月1日現在で33,411人となっており、全国平均の52,623人よりも少なく、きめ細かな支援を行うための体制強化が図られています。虐待を受けた子ども等、家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもについては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要ですが、本県の平成20年度の里親等委託率は11.8%（全国10.4%）となっており、社会的養護体制の充実を図る観点からもより一層の拡充・推進が求められています。また、施設に入所している子どもについては、子どものプライバシーに配慮した適切なケアを行い、他者との関係性が回復できるようきめ細かな支援をしていくことが求められています。

⇒ 資料編：[資料8] 児童虐待防止対策の状況、社会的養護体制の状況

注：里親等委託率とは、社会的養護が必要な子どものうち、里親家庭や小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）で暮らす子どもの割合のことです。

9 仕事と生活の調和をめぐる状況

男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められています。

男女の家庭での家事・育児時間は、依然として大きな差がありますが、土曜日・日曜日の男性の家事・育児時間に若干増加の動きがみられます。育児休業制度については、事業所の規模に比例して規定されているところが多くなっていますが、10人未満の事業所の5割はまだ育児休業制度が無い状況にあります。平成20年の中小企業等における育児休業の取得率は、出産した女性の76.7%と全国平均の90.6%と比べると著しく低い水準となっており、男性の利用者はいない状況にあります。また、女性が仕事と子育てを両立するためには、子どもの病気やけがの際の休暇、産前産後の休暇、育児休業の十分な取得等が必要となっています。

⇒資料編：[資料9] 子育ての実態、育児休業制度の利用状況等、子育てに関する保護者の意識

10 地域の子育て支援サービスの提供状況

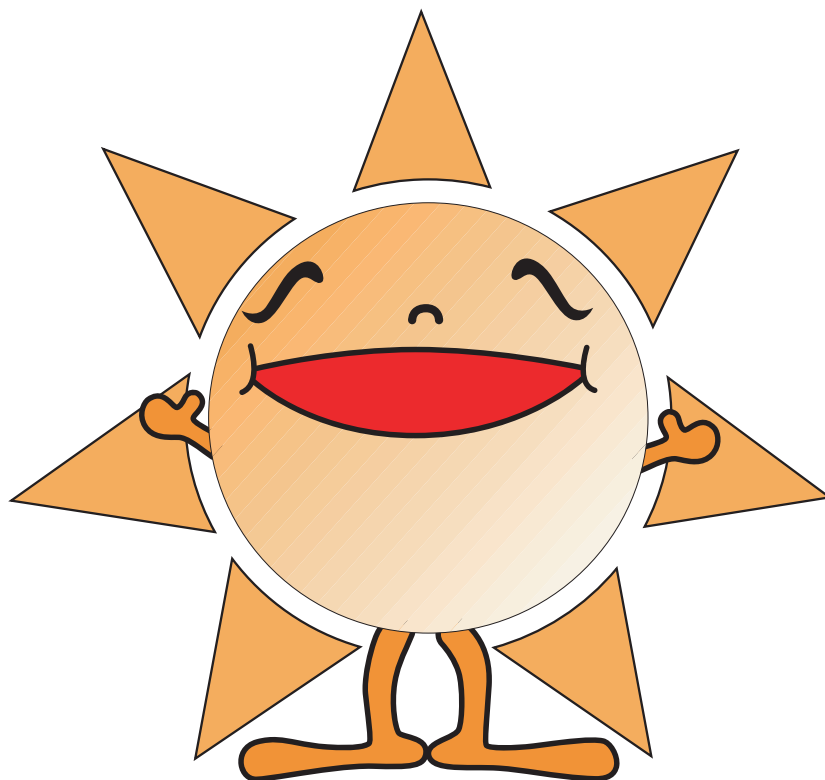
地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められています。

平成21年の保育所定員は32,071人、保育所数は471か所で、保育所普及率は全国平均より高く、保育サービスの充実が進んできており、平成21年4月の保育所待機児童数は28人となっています。平成20年度の放課後子どもプランは36市町村308か所で実施され、このうち放課後児童クラブは27市町村で215クラブ、放課後子ども教室は25市町村で93教室が活動しています。地域子育て支援拠点事業は平成20年度は29市町村103か所で実施しています。地域の関係を大切にしながら人間関係を広げていくための支援が求められています。

⇒資料編：[資料10] 保育サービスの提供状況と利用の動向、地域における子育て支援の基盤整備の状況、豊かな心を育み、命を大切にすることを育むための環境づくりや地域の連携

注：数値は、中核市を含んだ数字です。

放課後子どもプランとは、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」（放課後子ども教室）と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を一体的あるいは連携して実施するものです。



（青い森のほほえみプロデュース事業 イメージキャラクター）
「ほほえみと笑い」であたたかい地域づくりを推進しています。

第2章 青森県がめざす子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会

1 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

子育ては父母その他の保護者が責任を持って行っていくことを前提としながらも、子育て家庭に対して地域や学校、企業など社会全体で見守り、必要な時に手助けし支えていくことが大切です。

地域の人たちが子育てを通して助け合い、支え合う社会をつくり上げ、子どもを産み育てたいと思う人が、希望と喜びを持って安心して産み育てられるような環境を整えていくことが必要です。

また、子どもは、大人と同じ一人の人格を持った人間であり、自由と権利を有し、社会参画の機会を与えられる「権利の主体」です。子どもと親と地域が共に育ち、支え合う社会には、子どもの主体性を認め、権利や利益を尊重し、成長・発達の可能性が最大限発揮されるよう、一人ひとりのニーズに応じて、必要な支援を活用できることが大切です。

お互いの人格を尊重しつつ、親も子育てを通して親として成長し、地域もまた子育てを通じたふれあいの中で地域のつながりを育てていくことができる、ふるさと青森県をつくり上げていくことが必要です。

2 基本的視点

青森県の次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点」、「すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点」、「すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点」を基本に据えて、子どもと親の育ちを応援していきます。

(1) すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点

青森県に生まれ育つすべての子どもは、家庭環境や障害の有無、性別、親の職業など、どのようなことによっても差別されることなく、一人ひとりの幸せを大切にして育つ権利を持っています。子どもが健やかに育つために必要とする支援を受けることができ、すべての子どもが幸せに育つことを大切にします。

(2) すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点

青森県で子育てをするすべての親やこれから親として育って行く若い人たちが、多様な生き方を選択し、仕事と生活の調和が実現できる環境が整えられていなければ、心身ともにゆったりと子育てをし、子育ての楽しみを見いだすことはできません。様々な子育ての支援を活用することができ、子育てについての情報や子育てについての学習機会を得て、子育てを楽しみ、すべての親が子育てを通して親として育つことを大切にします。

(3) すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点

子どもは家庭を成長の基盤としてはいるものの家庭だけで育つものではなく、地域の様々な人たちとの交流を通して社会性を身につけ、人として成長していきます。すべての人が子育てを通して地域のつながりを深め、地域の助け合いが生じるような、地域の支え合いを大切にします。

3 基本目標

青森県の子育ては、一人ひとりの生活を大切に、誰もが心にゆとりを持って、安心して幸せに暮らせる子育て社会をめざします。次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、子育てに希望と喜びを感じられる子育てを大切に社会の実現に向けて、恵まれた自然環境の中で誰もが子育てを楽しめるふるさとづくりをめざします。

○あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

すべての子どもと親が、家族の絆を大切に、ゆとりをもって子育てができ、子どもが心豊かに育つあたたかい家庭環境と、子育てを通して親も親として成長し、地域のみんなが子育てを通じたふれあいの中で地域の子育て力を高め、遊びや様々な体験を通して子どもがのびのびと心豊かに健やかに育つ地域環境を整えます。

○社会全体で子育てを支え合い、安心して子どもを産み育てられる青森県

子どもを産み育てることは、活力あふれる豊かな未来社会を築く営みでもあります。次代を担う子どもの社会的意義が理解され、子育ての心理的、肉体的負担感が軽減され、安心して子どもを産み育てられるよう、行政をはじめ、家庭、地域、学校、職場など県民一人ひとりが子育てに関心を持ち子育てに参加し、社会全体で子育てを支え合う仕組みを整えます。

○県民一人ひとりがお互いを大切に、男女が共に子育てを楽しめる青森県

子どもも大人も、男性も女性も、障害のある人もそうでない人も、すべての人がお互いを尊重しながら、いきいきと生活できる社会が求められています。子どもの成長や育児の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、様々なサービスを活用しながら男女が協働して子育てをすることで、子どもとふれあい、子どもの成長を喜び、子育てを楽しめる社会をめざします。

4 施策の体系

◎ 基本理念

子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざします

◎ 基本目標

あたたかい家庭、ふれあいのある地域の中で、子どもが心豊かに健やかに育つ青森県

◎ 施策の基本方針

安心して子どもを産み育てるために



家庭での子育てを支援します

健やかに心豊かに育つように



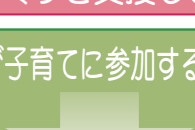
豊かな心、命を大切に
する心を育む支援と健全育成を推進します

働きながら子どもを育てるために



仕事と子育ての両立を支援します

安全・安心な子育てをするために



子どもが安全に生活できる
環境づくりを支援します

みんなが子育てに参加するために



子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します

◎ 施策目標

母性並びに子どもの健康の確保及び増進

地域における子育て支援サービスの充実

障害のある子どもへの支援の充実

子どもへの虐待防止対策の充実

様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

子どもの権利擁護の推進

次代の親の育成の推進

子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

少年非行や不登校などに対する対策の充実

命を大切にする心を育む環境づくりの推進

自然とふれあう体験交流の促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
実現のための働き方の見直し

仕事と子育てを両立させるための基盤整備

農山漁村における子育て環境づくりの推進

子どもの安全の確保

子育てを支援する生活環境づくり

子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

地域における子育てネットワークづくりの推進

学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の
教育力の向上

普及啓発活動の推進

推進体制の整備

◎ 基本的視点

すべての子どもが幸せに育つことを大切にする視点
すべての親が子育てを楽しみ親として育つことを大切にする視点
すべての人が子育てを通して地域の支え合いを大切にする視点

社会全体で子育てを支え
合い、安心して子どもを
産み育てられる青森県

県民一人ひとりがお互い
を大切にし、男女が共に
子育てを楽しめる青森県

◎ 重点施策

子どもや母親の健康の確保／食育の推進／思春期保健対策の充実／小児医療の充実／小児慢性特定疾患治療の推進／不妊治療対策の充実

地域における子育て支援の総合的な推進／子育てに関する学習機会・情報提供の充実／地域における子育て支援者の養成と資質の向上／子育ての経済的支援の検討

特別支援教育の充実／障害のある子どもへの支援の充実

子どもへの虐待未然防止対策の推進／子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

社会的養護を必要とする子どもに対する施策の充実／ひとり親家庭に対する支援の充実／苦情解決システム等の構築

学校・家庭・地域における人権教育の推進／子どもの権利擁護の普及啓発

思春期性教育の推進／若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進

確かな学力の向上／豊かな心の育成／新しい時代に対応した教育の推進／スポーツ・芸術文化活動の振興／健やかな体の育成／信頼される学校づくり／幼児教育の充実

不登校やいじめなどに対する対策の充実／少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進／被害に遭った子どもの保護の推進

命を大切にする心を育む県民運動の推進／命を大切にする心を育む教育の推進

自然環境の保全とふれあいの推進／都市と農山漁村との交流の促進／地域食文化体験活動の推進

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発／育児休業取得への意識啓発の推進／家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

多様な保育サービスの提供／放課後児童対策の充実

農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進

安全な道路交通環境の整備／子どもの交通安全を確保するための活動の推進／子育てにやさしいまちづくりの推進／犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進／安全・安心なまちづくりの推進

子育てを支援する良質な住宅の確保への支援／子育てを支援する良好な居住環境の確保への支援

子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実／子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子育て支援機関のネットワークの推進／学校、医療機関、行政との連携の促進

家庭教育への支援の充実／地域の教育力の向上

社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進

子育て支援を推進するために特に支援に努める事業／県・市町村支援における推進体制の整備／地域の推進基盤づくり

3 各 論

第3章 子育てを楽しめる社会の実現に向け、取り組む施策

この章では、子育てに希望と喜びを持ち、子育てを楽しめる地域社会の実現に向け、平成26年度までの5年間に取り組む5つの基本方向とその施策目標について掲げています。

後期計画の計画期間5年間を通じ、各部局が子どもたちを産み、守り、そして成長させることについて緊密に連携し、切れ目のない肉厚の支援体制の構築に総合的に取り組みます。

1 安心して子どもを産み育てるために－家庭での子育てを支援します－

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉施策、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

2 健やかに心豊かに育つように－豊かな心、命を大切に作る心を育む支援と健全育成を推進します－

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切に作る心を育み、次代の親の育成を支援する施策に取り組みます。

3 働きながら子どもを育てるために－仕事と子育ての両立を支援します－

仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し、多様な働き方に対応した子育て支援環境づくりについての施策に取り組みます。

4 安全・安心な子育てをするために－子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します－

子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。

5 みんなが子育てに参加するために－子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します－

子育てを社会全体で支援するために、学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上や地域のネットワークづくり、プランの推進体制整備についての施策に取り組みます。



(マタニティ・マーク)

妊産婦への気遣いなど、やさしい環境づくりを推進するためのマークです。

1 安心して子どもを産み育てるために

－ 家庭での子育てを支援します －

妊娠から出産、学齢期に至る保健・医療・福祉施策、家庭や地域での子育てを支援する施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
母性並びに子どもの健康の確保 及び増進	子どもや母親の健康の確保 食育の推進 思春期保健対策の充実 小児医療の充実 小児慢性特定疾患治療の推進 不妊治療対策の充実
地域における子育て支援サービスの充実	地域における子育て支援の総合的な推進 子育てに関する学習機会・情報提供の充実 地域における子育て支援者の養成と資質の向上 子育ての経済的支援の検討
障害のある子どもへの支援の充実	特別支援教育の充実 障害のある子どもへの支援の充実
子どもへの虐待防止対策の充実	子どもへの虐待未然防止対策の推進 子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実
様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	社会的養護を必要とする子どもに対する施策の充実 ひとり親家庭に対する支援の充実 苦情解決システム等の構築

(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、乳幼児と妊産婦の心身の健康づくりを進める母子保健が重要な役割を果たしています。本県の重要課題である乳児死亡率の改善を図るため、母子保健対策と周産期医療体制の充実が不可欠です。また、国が提示した21世紀の母子保健のビジョンであり、国民運動計画である「健やか親子21」の4つの課題を克服するための施策を推進します。次代の親となる思春期の子どもたちに対しての保健対策を充実させ、さらに、支援を要する児童への対応などきめ細かな取組を推進します。

①子どもや母親の健康の確保

- ・総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療施設間のネットワークを効果的に運営し、全ての妊産婦、新生児が適切な医療を受けられる体制を整えることにより、安全な妊娠・出産を支援します。
- ・母体管理や育児支援など母子保健情報の提供や母子保健に関する学習機会の提供に努めます。
- ・妊娠、出産についての悩み相談に応じるとともに、育児不安の解消を図るための環境づくりを進めます。
- ・高リスク妊産婦等を支援するため、医療及び保健機関の連携体制の充実強化を図ります。
- ・妊娠・出産を契機に禁煙した母親が再喫煙しないよう新生児訪問を通じて適切に指導する体制を整備します。

②食育の推進

- ・乳幼児からの正しい食事の摂りかたや望ましい食習慣の確保により、食を通じた健康づくりや人間性の育成を図るため、意識啓発活動や調査研究を推進し、食育の理解の促進に努めます。
- ・学校給食をとおして生涯を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方についての意識を培うよう努めます。
- ・いただきます！あおもい食育県民運動を推進し、農林水産業・食文化体験による食育の推進を図ります。

③思春期保健対策の充実

- ・思春期における乳幼児とのふれあい体験の実施など、市町村において母性・父性をかん養する育児教育の推進を支援します。
- ・学校との連携による一貫した保健教育体制の確立を目指すため、保健所において保健・教育関係者の育成研修、思春期関係者の連携推進会議を実施します。
- ・学校が地域の医師等の専門家と連携し、健康教育のための支援に取り組みます。
- ・保健所、市町村等における児童本人や家族の相談体制の整備に努めます。
- ・人格の基本である人間の性について、科学的な知識を得るとともに、生命の尊重、男女平等の精神に基づき、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身につけさせ、行動選択ができるよう、性についての教育を推進します。
- ・思春期における子どもの心の健康に関して、子ども自身が気軽に相談でき、また親の適切な対応を支援する体制づくりを、学校保健との連携により推進します。
- ・思春期における薬物乱用防止教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

④小児医療の充実

- ・小児医療の関係者による、地域にふさわしい小児救急医療体制のあり方や体制整備の方向性を協議調整する協議会を開催し、小児救急医療体制の充実策について検討を進めます。

- ・青森県保健医療計画に基づき、総合的な医師確保対策を推進しながら、地域の医療資源の状況を踏まえて小児医療連携体制の確保・充実に努めます。

⑤小児慢性特定疾患治療の推進

- ・小児慢性特定疾患の児童の健全な育成を支援するため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を推進し、医療の確立と普及を図り、医療費の負担軽減を図ります。
- ・小児慢性特定疾患等の疾病による家族の不安や孤立感の軽減のため、保健・医療・福祉の連携を図り、適切な療育指導を実施します。

⑥不妊治療対策の充実

- ・不妊に悩む男女に対し、不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を提供するため、専門機関による相談体制等の整備を図ります。
- ・特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施します。

（２）地域における子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安を解消し、多様な問題に総合的、重層的に対応する相談支援体制の整備を図るとともに、子育てに関する学習機会・情報提供を充実します。

また、家庭は、家族からの信頼と安らぎの中で、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会的なマナーなどが育まれる場であり、全ての教育の出発点であることから、家庭の教育力を高めるための支援を行います。

さらに、子育てに関する経済的支援に努めます。

①地域における子育て支援の総合的な推進

- ・育児不安を抱える保護者の相談に応じることで子育て家庭の孤立感・疎外感を取り除き、社会的自立を支援する施策を推進するとともに、子育て中の保護者が気軽に集い、相互に交流できるスペースの提供や子育て情報の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援などに努めます。
- ・子育て中の保護者が傷病、災害、出産、看護、介護や育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するなどの事情により一時的に保育が必要となったり、疾病その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的にできない場合に、一定期間児童養護施設などで養育を行う等の子育て支援を行います。
- ・必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにするために、市町村単位で構築、充実を図っている保健・医療・福祉包括ケアシステムを活用して、子育て支援サービスの総合的な推進を図ります。
- ・子ども、子育て、家庭教育に関する保健、医療、福祉、教育、警察等の相談機関の活動の充実を図るとともに、市町村と児童相談所等の専門機関の連携の強化を図り、地域に根ざした相談体制の充実を図ります。
- ・児童の健全育成の拠点施設である児童館において、子どもが自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流等を行うことができるよう、安全・安心な居場所づくりの推進を支援します。
- ・家庭における養育上の悩みや問題、子ども自身からの電話相談を受ける「子ども家庭支援センター総合相談事業」の充実を図ります。
- ・固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を図ります。

②子育てに関する学習機会・情報提供の充実

- ・思春期の子どもや親を対象とした学校等での講座の開催を進めるとともに、公民館などの社会教育施設、幼稚園での学習機会の充実を図ります。また、男性の参加を積極的に促進します。
- ・子育て情報誌の発行や出産・育児に関する諸制度についてのリーフレットの作成など、県民に対する情報提供に努めます。
- ・子育てに関する情報を、身近なところで提供する情報ボードの設置を推進するほか、こども救急電話相談、パパ・ママナビあおもり、子ども家庭支援センターのホームページにおける情報提供などにより、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

③地域における子育て支援者の養成と資質の向上

- ・保育の質、保育士等の専門性の向上を図るため、研修体制の充実を図るとともに、保育実践者の調査研究を支援するなど、質の高い人材の安定的確保に努めます。
- ・県内の地域子育て支援拠点や放課後児童クラブの水准确保のため、相互に情報交換できる会議の開催や職員の研修を実施します。
- ・地域における子育て支援の担い手の資質の向上を図り、児童相談所や地域の関係機関との連携を強化し、市町村との一体的な活動を支援します。
- ・地域において相談活動に従事する児童委員・主任児童委員の活動の活性化を図るため、研修を強化します。

④子育ての経済的支援の検討

- ・乳幼児やひとり親家庭等への医療費の助成や、勤労者の生活の安定を図るため、育児休業を取得した場合に生活に必要な資金を低利で融資する制度など子育ての経済的支援に努めます。
- ・子どもを産み育てることに対する負担や不安感を軽減するため、企業等の協力を得て、子育て家庭等に対する割引等の優待制度の普及を推進します。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもに対して、早期からそれぞれの障害に応じた適切な治療、指導及び必要な支援を行うことにより、障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服するとともに、子どもの可能性を最大限引き出し、自立と社会参加を目指した総合的な取組を推進します。

①特別支援教育の充実

- ・様々な障害のある子どもの教育的ニーズに対し、総合的な教育的支援体制の整備を図り、子どもやその保護者、教員に対し、障害、養育、就学、学習、進路等について適切な助言や支援を行い、課題となっている状況の軽減・改善を図ります。
- ・特別支援教育の推進のため、教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図ります。

②障害のある子どもへの支援の充実

- ・身体障害のある子どもに対して、必要な医療の給付を行い、早期治療によって障害の軽減に努めます。
- ・知的障害のある子どもに対して、早期からの療育等総合的な支援体制の整備を推進します。
- ・自閉症等の発達障害のある子どもに対して、地域社会の理解を促進するとともに、早期発見・早期支援のための体制整備を推進します。

- ・発達障害のある子どもを含めて特別な支援を必要とする子どもの保育に関して、家庭及び保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう支援します。

(4) 子どもへの虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進める必要があります。子ども虐待の未然防止対策を推進し、早期発見、早期対応、子どもや保護者に対する治療や支援など切れ目のない総合的な支援を講じ、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制づくりに積極的に取り組みます。

①子どもへの虐待未然防止対策の推進

- ・子どもへの虐待を未然に防止するため、広報紙等による広報活動や県民を対象とした講演会の開催、映画の上映などにより、意識啓発に努めます。また、再発防止のために、被虐待児童や保護者への治療的な支援を強化します。

②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実

- ・子どもへの虐待の早期発見と子どもの保護者及び家庭への対応を可能とするため、一時保護所の機能も含め、児童虐待に関するアセスメントを的確に実施できるよう児童相談所の機能を一層強化し、きめ細かな対応を図ります。
- ・保育所、幼稚園等の子どもを預かる機関による早期発見体制を強化します。
- ・住民に身近な市町村の要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、専門性向上のための人材養成研修を実施し、地域における相談支援体制の整備を進めます。
- ・医療、保健、警察、教育機関等により構成する青森県要保護児童対策地域協議会や市町村や地域の関係者で構成される地域のネットワークを中心として、関係機関が適切に役割分担し、連携強化を図ります。
- ・児童虐待による死亡事例等が生じた場合は、地域特性を踏まえた検証作業を行い、必要な措置を講じることにより、死亡事例等の再発を防止します。
- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等において被虐待児などの入所児童に対する心理療法を実施し、処遇の充実を図ります。
- ・虐待を受けた子どもとその家族を対象に、家族の再統合を目指した治療体制の充実強化を図ります。

(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

家庭において適切な養育を受けられない、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭など、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を充実します。

①社会的養護を必要とする子どもに対する施策の充実

- ・乳児院や児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設における処遇の充実、地域交流の推進、生活環境の充実を図ります。
- ・温かい家庭を提供し、健全な養育を行う里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、里親に対する研修等支援の充実を努め、家庭的養護の推進を図ります。
- ・社会的養護の担い手となる人材を確保し、専門性を高める研修体制を整備します。

- ・被措置児童等虐待対応マニュアルを作成し、適切かつ速やかに対応できる体制を整備します。
- ・社会的養護を必要とする児童の自立支援に努めます。

②ひとり親家庭に対する支援の充実

- ・離婚の増加を踏まえ、子どもの最善の利益を尊重しながら親子が安定した生活を営むことができるよう、専門的な立場からの相談支援に努めます。
- ・一時的な病気などの際に家事や育児の介護人を派遣したり、帰宅の遅い親に代わって児童養護施設等で一時預かりするなど、ひとり親家庭の子育て支援を充実します。
- ・ひとり親家庭の経済的自立を図るため、就業支援、母子寡婦福祉資金の貸付事業、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成に努めます。

③苦情解決システム等の構築

- ・社会福祉事業者段階における苦情解決体制の充実を図ります。
- ・当事者間では解決できない福祉サービスに対する不満や苦情については、公正・中立な観点から第三者機関として設置された「青森県運営適正化委員会」で適切な解決を図ります。



(オレンジリボン)

子ども虐待防止のシンボルマークです。
子どもへの虐待をなくし、子どもたちを
支援しようとのメッセージが込められて
います。

取組の役割

家庭・県民

- ・妊娠・出産・育児・家庭教育に関する知識の習得
- ・子どものころからの望ましい基本的生活習慣の形成
- ・地場の食材による健康で豊かな食生活など食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成による、食を通じた豊かな人間性の形成及び家族関係の構築

地域

- ・地域の関係機関の連携
- ・地域で子育てするためのサポート体制の充実
- ・NPO・ボランティア活動など福祉活動への参加
- ・食育推進ボランティア等による食生活改善指導の実施

医療機関

- ・安心・快適な妊娠・出産と不妊への支援
- ・小児が必要な時に必要な医療を受けられる体制の整備

事業者

- ・安心して子どもを産み育てることができる制度の充実
- ・安全に子どもを産み育てることができる職場環境づくりの推進

行政

- ・親と子の健康を確保する取組の推進
- ・地域や社会全体で子どもを産み育てることができる環境づくりの推進
- ・児童虐待防止対策の推進
- ・保護を要する子どもたち等への支援の充実
- ・障害のある子どもなどに対する支援体制の充実
- ・ひとり親家庭に対する支援の充実
- ・地域産物を活用した健全な食生活の推進

2 健やかに心豊かに育つように

—豊かな心、命を大切に育てる心を作る支援と健全育成を推進します—

子どもの教育と、子どもの豊かな心、命を大切に育てる心を作り、次代の親の育成を支援する施策に取り組めます。

施策目標	重点施策
子どもの権利擁護の推進	学校・家庭・地域における人権教育の推進 子どもの権利擁護の普及啓発
次代の親の育成の推進	思春期性教育の推進 若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進
※1 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援	確かな学力の向上 豊かな心の育成 新しい時代に対応した教育の推進 スポーツ・芸術文化活動の振興 健やかな体の育成 信頼される学校づくり 幼児教育の充実
少年非行や不登校などに対する対策の充実	不登校やいじめなどに対する対策の充実 少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進 被害に遭った子どもの保護の推進
命を大切に育てる心を作る環境づくりの推進	命を大切に育てる心を作る県民運動の推進 命を大切に育てる心を作る教育の推進
自然とふれあう体験交流の促進	自然環境の保全とふれあいの推進 都市と農山漁村との交流の促進 地域食文化体験活動の推進

※1 生きる力 子どもたちが、これからの社会を生きていくために必要な資質と能力として、中央教育審議会が「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」の中で示した考え方。「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」「たくましく生きるための健康や体力」を意味する。

(1) 子どもの権利擁護の推進

「すべての子どもが生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利がある」という意識を持って子どもと接し、人権を尊重した教育を推進します。

①学校・家庭・地域における人権教育の推進

- ・いじめなど子どもの人権に深く関わる事柄や男女の共同参画、高齢者や障害者との共生などについて、子ども自身が主体的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域において学習の機会を充実します。
- ・社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施します。
- ・人権に対する意識を高めるためのモデル講座開催等をとおして、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発します。

②子どもの権利擁護の普及啓発

- ・子どもの権利擁護や子ども虐待未然防止に取り組む機運の醸成を図るための子どもの人権に関する広報等により、意識啓発を図ります。

(2) 次代の親の育成の推進

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。また、若年者が自立して家庭を持てるようにするための意識啓発や職業訓練等を行うことにより、就労を支援します。

①思春期性教育の推進

- ・10代の人工妊娠中絶の増加や性行動の低年齢化など、思春期の様々な問題を受け止め、避妊等の性教育を行い、思春期の人工妊娠中絶やエイズ等の性感染症を予防し、生命を大切にすることを育むための対策を推進します。

②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進

- ・若年者に対して、職業に必要な資格の取得を支援し、基礎的な職業能力を身につけさせ、早期の就職に結びつける支援をします。
- ・フリーターに対し職業能力開発校で教育訓練を行い、企業実習を一定期間行うこと等により、若年者の就職の促進を図ります。
- ・若年者の雇用拡大を図るため、若年者に対し、職業に関する情報提供、職場体験機会の確保、キャリアコンサルティング、就職支援サービス等の雇用関連サービスを総合的に提供する体制を整備します。

(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

次代の担い手である子どもが個性豊かにたくましく生きるため、特色ある教育を展開し、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を推進します。また、子どもが豊かな人間性を備え自ら考え、行動し、未来を切り拓く力などの「生きる力」と「夢を育む心」を身につける教育を推進します。

①確かな学力の向上

- ・社会の変化に主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、表現力等の育成のために、一人ひとりの個性と創造性に配慮した、魅力あふれる学校教育を推進します。
- ・子どもたち一人ひとりを大切に、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制を引き続き実施します。
- ・ものづくりの基盤技術を持つ優れた技能・技術者を小・中・高校に派遣し、技術指導などを実施し、技能・技術の継承を図ります。
- ・小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導上の課題を明らかにし、各学校が指導の改善に活用し、改善の方向性を示した資料を作成し、児童生徒の学力向上を図ります。
- ・多様化する高等学校生徒の実情を踏まえ、教育の質の保証と向上を図ります。
- ・小・中・高の12年間を視野に入れた「継ぎ目のない教育」を推進し、各校種が連携して系統性と連続性のある学習指導・生徒指導に努めます。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、高齢者等の地域の人材の活用や体験活動等を活かした多様な取組を工夫し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。
- ・道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、教員の実践的指導力の向上を図り、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め相互の理解を図り、学校、地域社会における道徳教育の充実を図ります。
- ・豊かな体験活動推進地域や推進校を指定し、モデルとなる体験活動に取り組み、小・中・高等学校における豊かな体験活動の推進をします。
- ・ボランティア推進校の指定やボランティア活動の推進により、子どもたちの「福祉の心」を育みます。
- ・子どもが自発的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアの養成や情報提供、交流活動の推進に努めます。
- ・県民の福祉活動への参加を促進するため、子どもを含めた住民参加による友愛訪問や見守り活動などを県内全域に拡大します。
- ・子どもたちが「生きる力」を身に付けるよう、学校・家庭・地域社会の協働による取組を推進します。

③新しい時代に対応した教育の推進

- ・国際化社会の中で、共に生きる豊かな心を持ち、自国の文化や伝統を大切に、他国の歴史や文化について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手等による外国語教育の充実に努めます。
- ・児童、生徒の発達段階に応じ、主体的に情報や情報機器を選択し活用できるよう情報教育の推進に努めるとともに、情報機器、通信ネットワークを活用した教育を推進します。
- ・子どもの創造力や探求心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成する教育の推進を図ります。
- ・人と自然との共生や生命を尊重する意識を育むため、環境教育の推進に努めます。
- ・郷土の文化や歴史に対する理解を深めるため、郷土に関する教育の推進に努めます。

④スポーツ・芸術文化活動の振興

- ・豊かな感性を育むため、子どもたちによる文化・芸術活動や高齢者等との交流を通じた地域の伝統行事等への参加を促進し、発表の機会の提供に努めるとともに、本県の優れた芸術文化の振興や文化財の保存・活用に努めます。

- ・子どもたちが優れた芸術作品にふれ、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりに努めます。
- ・映画や演劇、出版物など、子どもたちが楽しく利用し、知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達を促す優良児童文化媒体の開発と普及を促進します。
- ・子どもたちが様々な機会と場所で、読書活動を行える環境づくりを推進するため、関係機関等と連携し、読書活動の大切さについての普及啓発を図るとともに、読み聞かせ活動の支援体制を整備します。
- ・地域に根ざした魅力あるスポーツクラブ及びスポーツ少年団の育成を推進します。
- ・子どもの発達段階やそれぞれのスポーツニーズに応じた望ましいスポーツ活動を推進するため、指導者の研修・育成に取り組みます。

⑤ 健やかな体の育成

- ・子どもたちが運動に興味を持ち、運動に親しむ環境づくりを支援することで、進んで運動を行い、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるよう支援します。
- ・生涯にわたる健康は自ら獲得するという意識を早期に醸成するため、子どもたちに身近な生活の中で健康に関する知識を身に付けさせるとともに、社会活動を通じて自主的に健康生活を実践できる資質や能力の育成を図ります。
- ・公立学校の運動部へ外部指導者を派遣するとともに、指導者の資質向上のための研修を行うなど、学校の部活動を支援します。

⑥ 信頼される学校づくり

- ・学校の教職員や児童生徒の安全対策能力の向上をねらいとした「防犯教室」を推進し、防犯や応急処置等についての研修を実施し、指導者の資質向上と安全な学校づくりを推進します。
- ・教職員の資質向上と学校組織の活性化を図るため、人材育成・評価を行います。
- ・学校安全推進モデル地域を指定し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行い、成果を普及させます。
- ・安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の充実を図ります。

⑦ 幼児教育の充実

- ・幼児期から児童期にかけての発達や学びが円滑に接続していくよう、幼・保・小連携を推進します。
- ・私立幼稚園が子育て支援の一環として行う預かり保育の取組を支援をします。
- ・地域における子育て支援のために、幼稚園の施設や機能を地域に開放する取組を支援します。
- ・幼児期の家庭における教育の充実や地域における子育て支援の推進を図るため、幼稚園・教職員・親の連携による子育て支援活動の検討・研修等を実施します。

(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

いじめや少年非行、不登校などの問題については、専門的な相談体制の強化、家庭や地域、関係機関との連携を密にし、それぞれの立場から取組を強化します。

また、開かれた学校運営を推進するとともに、子どもに対する弾力的な対応や、スクールカウンセラーの配置などの取組に努めます。

①不登校やいじめなどに対する対策の充実

- ・いじめの解決に向けて、家庭、学校、地域社会など子どもに関わる全ての者がいじめは絶対にゆるさな
いという共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を図りながら一体となった取組を進
めます。
- ・学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度な専門的な知識
や経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、活用に関する調査研究を行います。
- ・教育委員会に相談員を配置し、電話や来所による相談、学校訪問を通して、児童生徒や保護者、教職員
へ支援を行います。
- ・いじめや不登校などの児童生徒の抱える問題へ適切に対応するため、関係機関のネットワーク化を図り
ます。
- ・不登校やひきこもりの子どもに対し、児童相談所での相談・援助活動を充実し、問題の解決に努めます。

②少年非行等に対する関係機関とのネットワークづくりの推進

- ・子どもの健全育成を推進する青少年育成県民運動を進めるとともに、非行防止に関する自主的活動の推
進を図ります。
- ・少年非行防止JUMPチームによる非行防止に関する広報啓発活動のサポート等少年非行の防止と健全育
成を推進します。
- ・子どもが非行を克服し、社会の中で自立した生活が営めるよう、関係機関との連携を図ります。
- ・児童自立支援施設における学校教育の充実に努めるとともに、対象となる子どもの問題の多様化など社
会の変化に対応した処遇プログラムの開発に努めます。

③被害に遭った子どもの保護の推進

- ・被害少年に対して、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱し、少年補導職員
等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進します。
- ・虐待などにより心身に傷を受けた子どもを守るため、医療・福祉・教育・司法が連携し、心身の治療と
その後のケアに努めます。

(5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

子どもたちをめぐる痛ましい事件が多発していますが、このような事件を起こさないために、学校、家庭、地域社会、行政が一体となって、命の大切さを訴え、青森県の次代を担う子どもたちが、命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていくように育てていく必要があります。このため、県民一体となって、命を大切にすることを育む環境づくりを推進します。

①命を大切にすることを育む県民運動の推進

- ・命を大切にすることを育む県民運動推進会議に参加する民間団体や関係機関での一層の取組を推進すると
ともに、フォーラムの開催やポスター、チラシ、新聞広報などにより広く周知し、命を大切にすることを
育む運動に関する県民の意識啓発を図ります。

②命を大切にすることを育む教育の推進

- ・学校において、命を大切にすることを育む教育や道徳教育を実施します。

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

①自然環境の保全とふれあいの推進

- ・子どもの成長にとってかけがえのない自然を守り育てるため、自然環境の保全を推進します。
- ・野外での自然体験活動をとおして、様々な冒険に挑戦することで、仲間との相互交流を深め、仲間づくりや個性の伸張を図ります。
- ・子どもたちの交流や自然体験ができる溪流や河川、水辺、海浜空間の整備を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習を推進するとともに、緑の少年団や青少年教育施設等での自然体験活動を通して、家族や仲間とふれあいながら豊かな心を育む機会を提供します。
- ・キャンプ、アウトドアスポーツなど自然に親しむ活動を通じて自然体験、社会体験などの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ・青少年教育施設などを利用する子どもたちに野外活動や地域素材を生かした創作活動の場を提供するとともに、子どもたちと社会人や大学生・高校生との交流を深めます。
- ・環境教育の推進により、ふるさとの自然や野生動物などに対する理解を深め、自然環境保全に対する子どもたちの意識を高めます。

②都市と農山漁村との交流の促進

- ・都市住民や子どもたちを対象に、農山漁村を体験学習の場として活用し、農林水産業やその多面的機能の重要性の理解促進を図ります。
- ・農林漁業体験や地元の食材・料理を活用しながら、農山漁村に滞在し、地域の農業や漁業、自然や伝統文化、人々とのふれあいを楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。
- ・農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公益施設、伝統的な農業施設及び美しい農村景観等の保全・復元に配慮した各種生産基盤等の整備を図ります。
- ・農村地域社会の発展のため、農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、都市と農村の交流促進を図ります。

③地域食文化体験活動の推進

- ・子どもたちが農林水産業や地域の食文化に対する理解を深め、健全な食生活をおくる力を身に付けるための「食育」を推進します。
- ・いのちを育む「食」を生み出す農林水産業や地域特有の食文化に関する体験活動を通じて、子どもがいのちを慈しみ、食べ物に感謝し、ふるさとを誇りに思う心を育みます。
- ・地域食材を生かした伝統料理の積極的な情報発信や新たな食文化の創造に努めます。



取組の役割

家庭・県民

- ・子どもの権利を尊重する人権意識の高揚
- ・思いやりの心や命を大切に作る心の育成
- ・言葉遣いや礼儀、善悪の判断など社会的マナーや倫理観の育成
- ・自らの能力開発への積極的な取組
- ・若年者に対する助言・支援、地域社会への参加の働きかけ
- ・地域の行事や諸活動への積極的な参加
- ・多様な芸術文化の鑑賞、体験
- ・スポーツやレクリエーションへの積極的な参加
- ・生産者や高齢者等との交流や農林漁村での余暇活動への参加

地域

- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・健全な親子関係づくりのためのサポート体制の充実
- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化、産業など、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

関係団体

- ・個性的な芸術文化の育成、発信等各活動の推進
- ・スポーツ競技力向上や普及に向けた取組の推進
- ・多様な農林水産業・食文化体験学習機会の提供と支援

行政・学校

- ・子どもの権利擁護の普及啓発
- ・命を大切に作る心を育む教育の推進
- ・子どもの生きる力を育む教育の推進
- ・関係機関、民間団体などと連携した命を大切に作る心を育む意識の醸成
- ・個々の学習状況に応じた指導の充実
- ・教員の資質向上に向けた教員研修等の充実
- ・道徳教育や体験活動の推進
- ・スポーツに親しむ環境づくりの推進と学校体育・健康教育の充実

3 働きながら子どもを育てるために

－ 仕事と子育ての両立を支援します －

仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し、多様な働き方に対応した子育て支援環境づくりについての施策に取り組めます。

施策目標	重点施策
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 育児休業取得への意識啓発の推進 家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進
仕事と子育てを両立させるための基盤整備	多様な保育サービスの提供 放課後児童対策の充実
農山漁村における子育て環境づくりの推進	農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進



（「カエル! ジャパン」キャンペーン シンボルマーク）
社会全体で仕事と生活の調和の実現に取り組んでいくことを目指すシンボルマークです。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの実現について、企業や働く者、県民の取組を支援し、住民の理解や合意形成の促進を図ります。

①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

- ・家族がともにゆとりのある生活時間を確保し、子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働時間の削減等による労働時間の短縮の普及促進を図ります。
- ・育児・介護休業、短時間勤務、テレワークなどの多様な働き方を推進するとともに、パート労働者の均衡待遇の推進、働く意欲のある女性の再就職や就業継続の支援、促進に努めます。
- ・夫婦、親子が愛情と信頼の絆で結ばれたぬくもりのある家庭づくりのための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及啓発を推進します。
- ・妊産婦に関する就労制限などの母性保護規定や、健康診査の受診時間の確保、通勤の緩和などの母性健康管理について、事業主への啓発に努めます。
- ・子どもの学校行事や通院など、子育てに配慮した人事・労務管理を行うよう、事業主に対する啓発に努めます。
- ・企業の人事・労務担当者及び労働者、一般県民がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて理解を深め、合意形成するよう広報・啓発に努めます。
- ・ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援対策に取り組む企業の社会的評価の促進に努めます。

②育児休業取得への意識啓発の推進

- ・現在実施している育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する制度などを通じて、育児・介護休業制度の導入及び利用を促進します。
- ・男性の育児休業の取得促進方策を検討します。

③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会づくりへの理解を深め、男性の家事や子育ての参画の促進など、家庭生活における男女共同参画を推進します。

(2) 仕事と子育てを両立させるための基盤整備

多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援を推進し、子育て家庭を支える社会的基盤づくりに取り組みます。

①多様な保育サービスの提供

- ・保育所定員の見直しや入所の円滑化等により、入所待機児童の解消を図ります。
- ・子どもを安心して託すことができるよう、保育所運営の健全化や保育士等の資質の向上を図り、保育水準の向上に努めます。
- ・保育所における延長保育、休日保育、一時預かりなど、多様な保育サービスを計画的に促進します。
- ・保育所に通所している子どもが、病気により集団保育が困難な期間に、保育所等に付設されたスペースで一時的に子どもを預かる病後児保育を推進します。

- ・幼稚園における預かり保育を推進します。
- ・認可外保育施設の保育サービスの向上のために、子どもに対する健康診断等の助成と職員に対する研修・指導を実施します。
- ・ファミリー・サポート・センターの設置を推進し、子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が相互に援助活動を行う地域づくりに努めます。

②放課後児童対策の充実

- ・放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、健やかに育まれるよう、放課後子どもプランを推進します。
- ・昼間保護者のいない子どもたちが、放課後適切な指導者のもとで安心して過ごせるよう放課後児童クラブの設置を促進します。
- ・放課後児童クラブの土日等の開設、障害児の受入を促進します。
- ・放課後や週末に小学校の教室などを活用し、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施できるよう放課後子ども教室の設置を促進します。
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館の指導者に対する研修等を行い、指導者の育成と組織化を図ります。

(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

本県は、他県に比べて第一次産業従事者の割合が高いことが特徴となっています。このため、農山漁村においても男女共同参画意識の高揚、女性の経営参画や経済的自立を進めるとともに、仕事と子育てが両立できるよう、地域の実情に即した弾力的な保育サービスなどの取組を推進します。

- ・農山漁村における男女共同参画を推進し、経営及び生活面の適正な家族の役割分担や給与、休日などの就農条件の整備を進めます。また、農山漁村の高齢者等が持っている子育ての知識や経験の活用を図ります。
- ・家族経営協定の締結等による女性の経営参画や専門的な知識、技能を有する高齢者の活用を推進します。
- ・農山漁村女性の起業活動の拡大を図り、経済的自立を推進します。
- ・へき地など特殊事情にある地域における保育サービスの充実に努めるほか、施設の運営に対する支援を充実します。
- ・豊かで住みよい農村環境の整備について、地域住民やNPOなど、多様な住民参加と連携の下に、総合的に進めます。



(次世代認定マーク「くるみん」)

子育て支援に関して一定の要件を満たすと認定された企業が使用できるマークです。

取組の役割

家庭・県民

- ・家事、育児など家庭における男女共同参画の推進
- ・男女平等に関する意識の向上

地域

- ・地域における関係機関の連携
- ・女性や高齢者の知識・経験等の活用による子育て女性の支援

関係団体

- ・経営者の意識改革に対する働きかけ、助言の実施
- ・男女共同参画に関する啓発・学習機会の充実及び意識の向上

事業者

- ・安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりの推進
- ・従業員の福利厚生制度の充実
- ・多様な就業形態を選択できる環境づくりの推進
- ・地域社会の一員としての自覚と責任の発揮
- ・男女の職業生活と家庭・地域生活の両立のための就労環境の整備
- ・自営業における女性の経済的地位などの向上や雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

行政

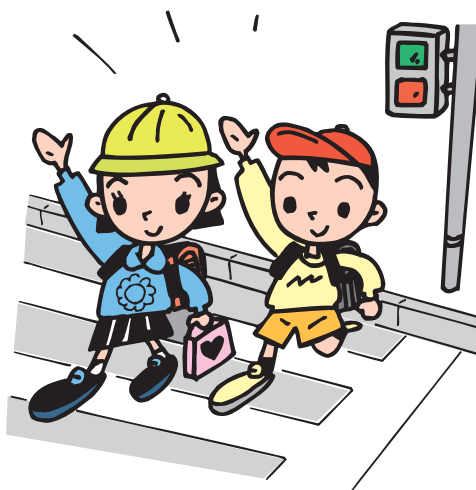
- ・仕事と育児の両立のための就労環境の整備に関する啓発と子育て支援対策の推進
- ・多様な働き方の意識啓発の推進
- ・教育現場、家庭、地域における男女共同参画の推進
- ・多様な保育サービスの推進

4 安全・安心な子育てをするために

— 子どもが安全に生活できる環境づくりを支援します —

子どもを犯罪や交通事故、その他の不慮の事故などから守り、安全に生活できる地域環境づくりについての施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
子どもの安全の確保	安全な道路交通環境の整備 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子育てにやさしいまちづくりの推進 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進 安全・安心なまちづくりの推進
子育てを支援する生活環境づくり	子育てを支援する良質な住宅の確保への支援 子育てを支援する良好な居住環境の確保への支援
子どもの非行防止と健全な社会環境の形成	子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実 子どもを取り巻く有害環境対策の推進



(1) 子どもの安全の確保

①安全な道路交通環境の整備

- ・子どもを安心して外出させることができるよう、歩道や自転車歩行者道の確保、街灯の整備、ガードレールなどの交通安全施設の整備などに努めるとともに、交通安全対策の充実に努めます。
- ・冬場の安全な通学路を確保するため、歩道の除排雪に努めます。
- ・誰もが安心して通行できるよう幅の広い歩道（自転車歩行者道については幅員3 m以上）等の整備と段差のない歩行空間バリアフリー化の整備に努めます。
- ・誰もが安心して道路を渡れるよう、音の出る信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩車分離式信号の運用に努めます。
- ・死傷事故発生割合が高い箇所において、信号機等の整備の他、生活道路への車両進入禁止や速度抑制等の交通規制により、交通安全に努めます。
- ・妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保等についての検討に努めます。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・子どもを交通事故から守るために、自治体・交通関係団体等地域ぐるみの交通安全活動を行い、交通事故防止に努めます。
- ・幼児・児童に映像によりわかりやすく理解させるため、交通安全ビデオライブラリを整備し、幼稚園、学校等が実施する交通安全教室等で活用することにより、交通安全意識の高揚を図ります。
- ・チャイルドシートの正しい着用を推進するため、保護者等に対して指導や情報提供に努めます。
- ・児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。
- ・幼児二人同乗用自転車の普及が促進されるよう、保護者等に対して指導や情報提供に努めます。

③子育てにやさしいまちづくりの推進

- ・「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方など、全ての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備をハード・ソフトの両面から推進します。
- ・障害者や高齢者等に配慮した建築物の整備状況など、バリアフリーに関する情報の提供に努めます。
- ・公共施設や不特定多数の県民が利用する民間施設でのベビーカーの配置、授乳室、託児室や親子用トイレの整備を進めるよう働きかけていきます。
- ・新設、大改良駅及び段差5 m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、鉄道事業者がエレベーター等を設置することでバリアフリー化を推進するよう働きかけていきます。
- ・地域住民にとって重要な移動手段である路線バスについて、ノンステップやワンステップスロープ付きバス車両の導入を推進します。
- ・子ども連れで楽しめ、子どもが安心してのびのびと遊べる空間の整備に努めます。

④ 犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進

- ・地域住民にミニ広報紙を配布し、犯罪等に遭わないための安全情報の提供に努めます。
- ・地域住民が自主的防犯活動を行うことにより、犯罪を効果的に抑止するために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報提供に努めます。
- ・子どもを犯罪等の被害から守るため、学校等との連絡体制を充実します。

- ・警察署単位で自治体、地域住民、防犯ボランティアに犯罪発生情報を提供し、犯罪発生の抑止に努めます。
- ・少年補導協力員等少年警察ボランティア等と学校関係者、警察が連携し、学校付近や通学路の防犯パトロールに努めるとともに、スクールサポーター制度を導入します。
- ・防犯設備士等により構成される青森県防犯設備協会と連携し、防犯講習等を開催して、地域住民の自主的防犯活動の促進を図ります。
- ・教職員、保護者に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園における安全の確保に努めます。
- ・防犯ボランティア等に対して、情報の提供や助言等を行い、防犯ボランティア活動を支援します。

⑤安全・安心なまちづくりの推進

- ・「鍵かけ・あいさつ運動」、「防犯性能の高い建物部品の普及促進」を推進して、住宅対象侵入窃盗に対する抑止力の強化を図ります。
- ・道路・公園等の公共施設、金融機関、コンビニエンスストア、住宅等の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を推進し、犯罪に遭いにくいまちづくりに努めます。
- ・防犯、交通安全、消費生活分野全般にわたる地域の安全・安心確保に取り組む「あおり型セーフティネット」の構築・普及を図ります。
- ・不慮の事故による外傷の危険性が少ないまちづくりを進めるため、セーフティプロモーションの普及啓発を図ります。

(2) 子育てを支援する生活環境づくり

①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援

- ・入居者の世帯状況に応じた住宅の確保ができるような公共賃貸住宅間の住み替えに関する制度の改善に努めます。
- ・多様な公共賃貸住宅の中から、居住ニーズに合致した住宅を比較・選択することができるよう、情報提供や相談を総合的に推進します。
- ・子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報提供に努めます。

②子育てを支援する良好な居住環境の確保への支援

- ・住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を推進します。

(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実

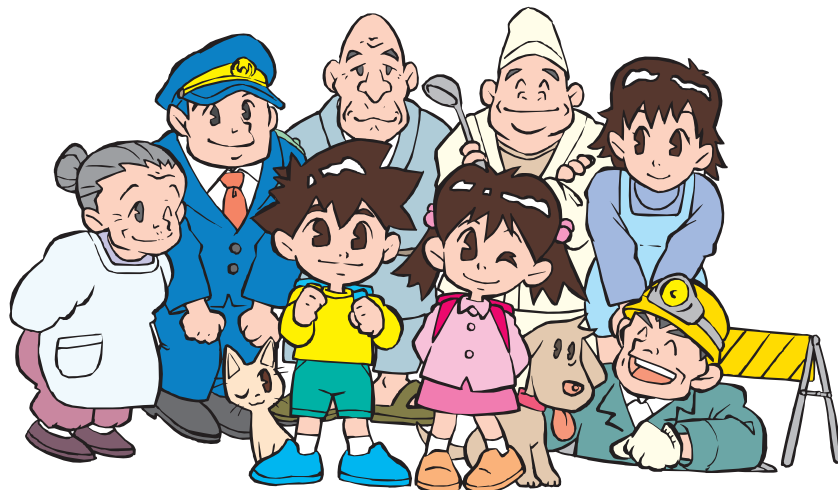
- ・県教育委員会と県警察本部が少年非行に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフ（合同サポートチーム）を派遣し、犯罪被害防止等の取組を支援します。
- ・出会い系サイト等を利用した犯罪の被害から少年を守るために、出会い系サイト規制法や出会い系サイト等の危険性を広報啓発し、被害の防止に努めます。

②子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・子どもの健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類の販売等について規制し、各種ボランティア等との連携による有害環境の浄化活動を推進します。また、青森県青少年健全育成条例の周知を図り、

県民一人ひとりが、子どもの健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるよう意識啓発を進めます。

- ・ 出会い系サイト規制法及び出会い系サイトの危険性について、関係機関、関係業界等に対して指導を要請し、有害環境対策の推進に努めます。
- ・ インターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進等に努めます。
- ・ 各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、情報モラル教育を推進します。



取組の役割

家庭・県民

- ・地域と連携した自主的な防犯活動への参加
- ・交通安全意識の向上
- ・性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為からの擁護

地域

- ・防犯活動と犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・交通安全運動の推進
- ・地域における子どもの健全育成
- ・地域における関係機関の連携
- ・事故、外傷の危険性が少ない環境づくり

事業者

- ・犯罪防止に配慮した環境設計など、犯罪の発生しにくい環境の構築
- ・交通安全運動の推進
- ・バリアフリー化など、子育てにやさしい環境の整備

行政

- ・各種犯罪の発生抑止対策・取締りの強化
- ・交通安全についての啓発活動や教育の推進
- ・防犯設備・交通安全施設等の整備
- ・性・暴力などの有害な情報や健全な育成を阻害する行為から子どもを守るための良好な環境づくりの推進
- ・事故、外傷の危険性が少ない環境づくり

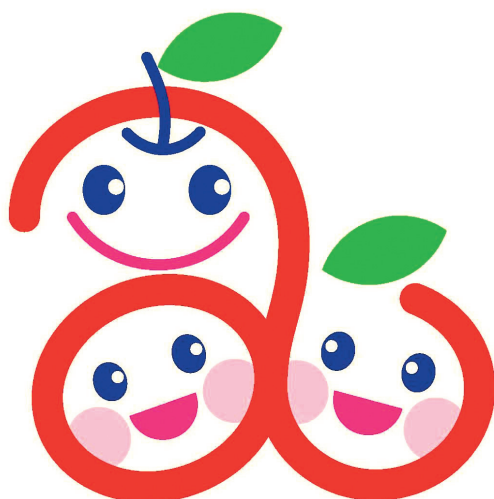
5 みんなが子育てに参加するために

－ 子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進します －

子育てを社会全体で支援するために、学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上や地域のネットワークづくり、プランの推進体制整備についての施策に取り組みます。

施策目標	重点施策
地域における子育てネットワークづくりの推進	子育て支援機関のネットワークの推進 学校、医療機関、行政との連携の促進
学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上	家庭教育への支援の充実 ※2 地域の教育力の向上
普及啓発活動の推進	社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進
推進体制の整備	子育て支援を推進するために特に支援に努める事業 県・市町村支援における推進体制の整備 地域の推進基盤づくり

※2 地域の教育力 学校、家庭、地域社会それぞれの持つ教育力を十分に生かしながら、その力を結集させ、地域が一体となって子どもたちの「生きる力」や「自立する力」を育てていくことです。
また、地域に暮らす様々な人々が、子どもたちの教育活動や社会参加活動に関わることにより、大人自らも人間性を高めることができ、結果として魅力ある地域づくりへとつながります。



(あおもり子育て応援わくわく店事業)
シンボルマーク

子育て家庭等を対象に割引や特典、お出かけに配慮したサービスを実施している協賛店舗等のマークです。

(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進

子育て支援サービスの質の向上を図るために、子育て支援サービスの県域のネットワーク形成の促進について取り組みます。

①子育て支援機関のネットワークの推進

- ・地域での子育てネットワークの形成促進を図るため、地域子育て支援拠点等の広域的ネットワーク化や情報提供等の支援の充実を図ります。
- ・放課後子どもプラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）の県域でのネットワークを図ります。
- ・子育てサークルの組織化やその活動の活性化を図ります。

②学校、医療機関、行政との連携の促進

- ・学校、医療機関、福祉関係機関、行政機関等の連携を図ることにより、子どもへの虐待未然防止・早期発見のネットワーク構築を促進します。

(2) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す施策に取り組みます。

①家庭教育への支援の充実

- ・家庭の教育力を高めるため、地域における家庭教育支援の充実と地域全体で家庭を支える基盤の形成を促進します。
- ・家庭教育支援に関する研修を行い、地域において活動する家庭教育支援者を育成します。
- ・早寝早起きや朝食を摂ることなどに関する情報を提供し、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えます。

②地域の教育力の向上

- ・学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりを推進します。
- ・地域の子どもと大人がスポーツやレクリエーション、文化活動等を通じて、人と人、地域と地域が活発に交流できる環境をつくり、地域のコミュニティを再生します。
- ・特別支援教育諸学校の児童生徒及び地域住民を対象としたスポーツ交流会を開催し、地域スポーツの振興を図ります。
- ・地域と学校が連携協力し、奉仕活動・体験活動の機会充実を図ります。
- ・児童生徒に、「豊かな人間性や社会性」並びに「自ら学び自ら考える力」を育むために、自然体験活動や奉仕的な活動、ものづくりや勤労生産活動、職業体験などを取り入れた学習を推進します。
- ・子どもたちの成長にとってかけがえのない自然を守り育て、自然に親しむ機会を作ります。
- ・郷土の貴重な文化財や資料を、子どもたちの学習教材として活用できるよう支援をします。
- ・青少年が科学技術に興味を持ち、豊かな創造性を養うことができる環境の整備を図ります。
- ・地域住民など多様な主体の参加を促進しながら、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境の基盤づくりを通じた環境の保全・再生を推進します。
- ・子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するため、地域内における環境活動を推進します。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもが一人の人間として尊重されるとともに、子育ての重要性を認識し、男性も女性も子育てを楽しむことができ、社会全体で子育てを支援することができるよう普及啓発活動を推進します。

- ・子どもの健全育成や「命を大切に作る心を育む県民運動」の推進、男女の固定的な役割分担意識の是正、女性の社会参画の促進、子どもの人権の尊重などについて、家庭や地域、学校、職場などにおいて、広く県民の意識啓発を推進します。
- ・子どもの健全育成に関わる県民運動を支援し、子育て支援社会への一人ひとりの主体的な関わりを推進します。

(4) 推進体制の整備

この計画を、「県民参加」と「利用者本位」の視点に立って、総合的に推進するため、県民の意見やニーズを把握し、市町村との連携をはかり、市町村への支援を行い、関係機関と一体となって取り組むとともに、施策の展開にあたっては、子どもの意見を尊重するように努めます。

①子育て支援を推進するために特に支援に努める事業

- ・子育て支援の重要な部分を占める保育事業については、市町村行動計画が推進されるよう特定事業（通常保育事業、特定保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、夜間養護等事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、短期入所生活援助事業）に対する支援に努めます。

②県・市町村支援における推進体制の整備

- ・プランの推進状況の把握や施策の円滑な実施に努めます。
- ・市町村における行動計画の計画的な施策の実施の支援に努めます。

③地域の推進基盤づくり

- ・子育て支援活動を行うボランティア、NPO、子育てサークル、母親クラブなど、地域で子育てを支える人たちの地域のネットワークづくりや活性化を図り、地域の子育て支援を推進する基盤づくりに努めます。
- ・仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しなど、地域の企業、子育て支援団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進められる基盤づくりに努めます。

取組の役割

家庭・県民

- ・学習成果を生かした地域活動への参加
- ・学校などにおけるボランティアの体験
- ・地域のボランティア、NPO活動などへの参加
- ・地域コミュニティの活性化、地域社会の連帯感の醸成
- ・生活体験の充実や、祖父母との世代間交流を含めた家族のふれあいの推進
- ・子どもの成長の見守り

地域

- ・町内会や地域での、子どもたち中心の行事や活動の展開
- ・歴史や自然、文化等、地域の財産を学ぶ機会の充実
- ・世代を超えた交流による豊かな人間関係づくりの場の充実
- ・子どもや子育て家庭への見守り

事業者

- ・社員に対するボランティアの推奨
- ・ボランティア活動への参加及び企画

関係団体

- ・構成員などに対するボランティアの推奨
- ・ボランティア活動への参加及び企画
- ・他のボランティア団体との連携や、行政とのパートナーシップの構築に向けた意識の向上

行政・学校

- ・関係機関のネットワークの推進
- ・学校と地域を結ぶ人づくりの推進
- ・家庭教育を支える地域づくりの推進
- ・ボランティア、NPO活動などの促進にむけた情報提供などの充実
- ・子育て支援に関する意識啓発の推進
- ・プランの着実な推進

6 施策の目標指標

施策の基本方針	施策目標	施策の目標指標	現状値	26年度目標値	備考
1 安心して子どもを産み育てるために －家庭での子育てを支援します－	(1)母性並びに子どもの健康の確保及び増進	・乳児死亡率	2.5 /出生千対 (H16～H20平均)	減少	青森県保健統計年報
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	・合計特殊出生率	1.30 (H20)	増加	青森県保健統計年報
	(3)障害のある子どもへの支援の充実 (4)子どもへの虐待防止対策の充実 (5)様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進	・里親等委託率	11.8% (H20)	16.0%	福祉行政報告例
2 健やかに心豊かに育つように －豊かな心、命を大切に する心を育む支援と健全 育成を推進します－	(1)子どもの権利擁護の推進	・学校が楽しいと思う 児童・生徒の割合	84.0% (H20)	増加	県「青少年の意識 に関する調査」 ※隔年調査
	(2)次代の親の育成の推進 (3)子どもの生きる力、豊 かな心の育みの支援	・不登校児童生徒の 在籍比	小0.26% 中2.95% 高0.85% (H19)	小0.23% 中2.51% 高0.85%	児童生徒の問題 行動等生徒指導 上の諸問題に 関する調査
	(4)少年非行や不登校など に対する対策の充実 (5)命を大切に する心を育む環境 づくりの推進 (6)自然とふれあ う体験交流の促進	・いじめ問題の解 消率	小89.2% 中83.6% 高89.6% (H19)	小90.0% 中90.0% 高90.0%	児童生徒の問題 行動等生徒指導 上の諸問題に 関する調査
3 働きながら子どもを 育てるために －仕事と子育ての両 立を支援します－	(1)仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス） 実現のための働き方の見 直し	・育児休業取得率	女76.7% 男 0.0% (H20)	女90.6% 男1.23%	県「青森県中小 企業等労働条件 実態調査」
	(2)仕事と子育てを両立さ せるための基盤整備	【再掲】 ・合計特殊出生率	【再掲】 1.30 (H20)	【再掲】 増加	青森県保健 統計年報
	(3)農山漁村における子育 て環境づくりの推進	・放課後児童クラ ブ等設置率	67.8% (H20)	75.0%	県健康福祉部、 県教育庁資料 ※年間開設日数200 日以上に限る
4 安全・安心な子育て をするために －子どもが安全に生 活できる環境づくり を支援します－	(1)子どもの安全の確保	・子どもの交通人 身事故死傷者数	560人 (H20)	減少	交通年鑑 あおもり
	(2)子育てを支援する生活 環境づくり (3)子どもの非行防止と健全 な社会環境の形成	・地域の大人から 挨拶されている 小中高校生の割 合	69.6% (H20)	82.0%	県「青少年の意識 に関する調査」 ※隔年調査
5 みんなが子育てに参 加するために －子育てをみんな で支える地域社会づ くりを推進します－	(1)地域における子育てネッ トワークづくりの推進	・小中学校におけ る学校支援ボラン ティア導入割合	78.0% (H20)	80.0%	県教育庁資料
	(2)学校・家庭・地域の連携 強化による社会全体の教 育力の向上 (3)普及啓発活動の推進 (4)推進体制の整備	・子どもの健全育 成活動を行うNPO 法人数	89法人 (H20)	増加	県環境生活部 資料

Ⅱ 事業編



II 事業編

1 安心して子どもを産み育てるために — 家庭での子育てを支援します —

施策の目標指標	現 状 値	26年度目標	備 考
乳児死亡率	2.5/出生千対 (H16~H20平均)	減少	青森県保健統計年報
合計特殊出生率	1.30 (H20)	増加	青森県保健統計年報
里親等委託率	11.8% (H20)	16.0%	福祉行政報告例

(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

重点施策	事業名	実施主体	事 業 内 容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①子どもや母親の健康の確保	周産期医療システム運営事業費	県	①総合周産期母子医療センターと地域の中核的な周産期医療施設とのネットワーク化を図り、全ての妊婦、新生児が適切な医療を受けることのできる環境を整備する。 ②周産期医療向上のため、周産期医療従事者の資質向上及び人材育成を図る。 ③周産期医療向上のため、周産期医療に関する調査研究を推進する。 これらにより、乳児死亡、周産期死亡等の改善を図る。	乳児死亡率	2.1 (H20)	減少	医療薬務課
	親子の喫煙対策推進事業	県	妊娠・出産を契機に禁煙した母親が再喫煙しないよう新生児訪問を通じて適切に指導する体制を整備するために研修会を開催する。	産婦の喫煙率	—	減少	保健衛生課
	母子保健地域力向上支援事業	県	高リスク妊産婦対策として、医療機関と保健機関の連携体制の充実を図り、また、困難事例に対応する保健従事者の支援技術の向上を図るため、検討・研修会を開催する。	妊婦連絡票提出率	98% (H20)	継続	こどもみらい課
	妊婦健康診査特別対策事業	県	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、14回の妊婦健康診査を公費負担により実施する経費の一部を市町村に交付する。	実施市町村数	40市町村 (H21)	継続	こどもみらい課
	妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	県	周産期死亡率を低減するため、妊産婦に健康管理に関する各種情報を提供して早産を予防し、低体重児の出生の減少を目指す。妊婦とその夫に対し妊娠週数に応じた情報を、月1回携帯電話へメール配信する。	アクセス件数	438,897件 (H20)	継続	こどもみらい課
②食育の推進	いただきます！あおもい食育県民運動実践事業	県	子どもたちをはじめ、広く県民に対して食育を普及啓発し、県民一人ひとりが生涯をとおして健康で活力ある「くらし」の実現を図る。 ①青森県食育推進会議の開催 ②食育県民大会の開催 ③大学による食育活動の支援 ④食事バランスガイドの普及	市町村食育推進計画の策定率	53% (H21)	100% (H22)	食の安全・安心推進課
				食育に関心を持つ県民の割合等	93% (H21)	90% (H22)	
	学校における地場産物活用推進事業	県	地場産物等を学校給食に活用するため、学校関係者と生産関係者が県及び市町村単位で連携する体制を整備するとともに、高校生食育マイスターの認定、学校給食献立コンクールなど食育を推進するための取組を実施する。	米飯給食実施回数	2.9回 (H20)	3.5回 (H23)	教育庁スポーツ健康課
				県産品・地場産物活用率(食材数ベース)	24.8% (H19)	35.0% (H23)	

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
③思春期保健対策の充実	薬物乱用防止啓発促進事業	県	中学生・高校生等の若い世代に対して薬物乱用の恐ろしさを認識してもらうため、薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用防止普及啓発活動の推進を図る。	薬物乱用防止教室講師派遣件数	63回 (H20)	65回 (H26)	医療業務課
	精神保健福祉センター特定相談(思春期精神保健に関する相談指導)	県	思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等総合的な対策を実施することにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見等を図る。	思春期精神保健相談人数・件数	26人 (延べ128件) (H20)	継続	障害福祉課
	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	県	学校が地域の医師等の専門家と連携し、児童生徒の様々な健康問題に対処するとともに、地域、学校保健の充実のため、①学校保健推進計画の実施状況等の評価 ②専門医による児童生徒等の健康相談 ③保護者への啓発活動等をモデル的に行う実践事業を実施する。	専門医等の派遣回数	42回 (H20)	45回 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	いきいき青森っ子健康づくり事業	県	健康教育調査研究協議会を設置し、児童生徒の健康に関する実態調査等を行い、健康教育の在り方、進め方等について協議する。 また、健康教育実践研究校を小・中・高等学校それぞれ3校、計9校(2年間)を設置し、健康課題解決のため家庭や地域と連携しながら発達段階に応じた具体的な指導内容、指導法について研究する。	学校保健委員会設置率	-	92.0% (H22)	教育庁スポーツ健康課
	学校医等の配置	県	県内6地区ごとに各1校ずつ産婦人科医を配置し、各校の性に関する講演や相談等に対応し、性に関する指導の充実を図る。	講演回数	72回 (H20)	60回 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	薬物乱用防止教室推進事業	県	児童生徒、教職員等に対する薬物に対する正しい知識の普及啓発や薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため、薬物乱用防止教育の研修を行い、指導者の資質向上を図る。	研修会参加者数	304人 (H21)	400人 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	未来を担う子ども健康生活推進事業	県	肥満傾向の高い地域の児童生徒の状況を医学的観点等から調査し、肥満の原因及び解決方法を探るとともに健康運動プログラムの作成・指導を行う。また、保護者等を対象としたフォーラムを開催する。	フォーラム開催回数 運動プログラム指導回数	- -	3回 (H23) 30回 (H23)	教育庁スポーツ健康課
④小児医療の充実	小児医療対策協議会	県	県内の小児救急医療を含む小児医療体制について、小児医療の専門家等で構成する協議会を設置し、協議・検討する。	協議会開催回数	0回 (H20)	2回 (H26)	医療業務課
	小児救急医療推進事業	県	小児救急に関する二次輪番制に参加する病院に対する運営費の補助を行う。	輪番制実施圏域数	1圏域 (H20)	3圏域 (H26)	医療業務課
⑤小児慢性特定疾患治療の推進	長期療養児療育相談事業	県	小児慢性特定疾患等の疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について、在宅における療養を確保するために、保健医療福祉の連携の推進による適切な療育指導を行うとともに、家族の不安や孤立感の軽減等のための支援を行う。	療育指導実績	807件 (H20)	継続	こどもみらい課
	小児慢性特定疾患対策費	県	小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額になり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、患者家庭の医療費の負担軽減等を行う。	治療対象児数	1,174人 (H20)	継続	こどもみらい課
⑥不妊治療対策の充実	不妊相談事業(不妊専門相談センター・女性健康支援センター)	県	少子化の一因として、不妊対策の遅れが挙げられていることから、不妊に悩む男女に不妊治療等に関する正しい知識や最新の治療情報を紹介するため、専門機関による不妊治療等の相談体制を整備する。	相談数	323件 (H20)	継続	こどもみらい課
	特定不妊治療費助成事業	県	県が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦に対し、1回当たり15万円を限度に年度2回、通算5年間にわたって助成する。	助成件数	370件 (H20)	継続	こどもみらい課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①地域における子育て支援の総合的な推進	地域で取り組む子育て世代応援事業	県	地域社会が悩みを抱える親たちの不安や悩みを取り除き、男女がともに心豊かに育児に携わり、安心して子育てできる支援体制をつくる。子育てに関する不安や悩みを抱えながらも相談に訪れない親達と子育て支援団体が接点を持つ場、例えばショッピングセンター内に子ども広場を開設し、親達の話を傾聴し、必要な情報を提供するほか、父親向けのワークショップ等も開催する。	—	—	継続	青少年・男女共同参画課
	あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業	県	県民が生涯にわたり地域において安心して生活ができるようにするため、市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステム構築の支援、高齢者等の様々な状況に応じたりハビリテーションが適切かつ円滑に提供される体制整備及び地域医療連携室を活用した情報共有活動を促進する。 ①保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会の運営 ②地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議の運営 ③高齢者地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 ④保健・医療・福祉地域連携情報共有促進事業	—	—	継続	健康福祉政策課
	地域子育て支援拠点事業費補助	市町村	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等に子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	実施市町村率（中核市を除く。）	71.8% (H20)	87.1% (H26)	こどもみらい課
	一時預かり事業費補助	市町村	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応し、児童の福祉の増進を図る。	実施箇所数（中核市を除く。）	98か所 (H20)	132か所 (H26)	こどもみらい課
	子育て短期支援事業費補助	市町村	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設その他の保護を適正に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	実施市町村数	2市 (H21)	4市町村 (H26)	こどもみらい課
	母親クラブ活動費補助	市町村	児童の健全育成推進のため、地域における親子とのふれあいや高齢者との交流、施設への奉仕活動、交通安全活動を推進している母親クラブの活動に要する経費を補助することにより、母親クラブ活動の維持増進を図り、もって地域における児童健全育成のより効果的な推進を図る。	活動実施母親クラブ数	115 クラブ (H20)	継続	こどもみらい課
	青森県子ども家庭支援センター事業	県	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベントなどを行う。	—	—	継続	こどもみらい課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
②子育てに関する学習機会・情報提供の充実	家庭教育手帳	国	保護者が親の役割や家庭教育について見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいくきっかけとなる子育てヒント集を電子媒体に収め、市町村教育委員会に配布する。家庭教育に関する講座や交流会での学習教材等として活用する。	配布市町村数	40市町村 (H21)	—	教育庁 生涯学習課
	家庭教育支援基盤形成事業	市町村	市町村において、多くの親が集まる機会を活用して家庭教育に関する学習機会を提供する。	実施市町村数	11市町村 (H21)	20市町村 (H26)	教育庁 生涯学習課
	児童館、児童センター運営費補助	市町村	地域の児童健全育成の拠点である小型児童館及び児童センターの補助を行うことにより、事業の安定を図り、もって児童の健全育成の推進を図る。	①補助市町村数 ②補助児童館数 (中核市を除く。)	①7市町村 ②51カ所 (H20)	継続	こどもみらい課
③地域における子育て支援者の養成と資質の向上	地域子育て支援センター連絡会議	県	地域における子育て支援の拠点である地域子育て支援センターの連携・機能強化及び職員の資質向上のため、関係者による連絡会議を開催する。	開催回数	2回 (H21)	継続	こどもみらい課
	放課後児童クラブ連絡会議	県	地域における学童保育の拠点である放課後児童クラブの連携・機能強化及び職員の資質向上のため、関係者による連絡会議を開催する。	開催回数	2回 (H21)	継続	こどもみらい課
	子育て団体活動支援事業	県	子育てサークルや子育て支援団体が、子育てに関わる学習会等を行う際に講師を派遣する。	派遣件数	2回 (H21)	継続	こどもみらい課
	放課後子どもプラン指導員等研修会	県	放課後子ども教室と放課後児童クラブ、児童館を対象とした指導者研修を実施する。	開催回数	12回 (H21)	12回 (H26)	教育庁 生涯学習課
	放課後子どもプランコーディネーター等研修	県	放課後子ども教室と放課後児童クラブ、児童館を対象としたコーディネーター研修を実施する。	開催回数	3回 (H21)	3回 (H26)	教育庁 生涯学習課
④子育ての経済的支援の検討	ひとり親家庭等医療費補助事業	県	ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康維持と福祉の増進を図るため、満18歳に到達した最初の年度末までの児童とその児童を監護する父又は母の医療費を助成する。	実施市町村率	100% (H20)	継続	こどもみらい課
	乳幼児はつらつ育成事業費補助	県	父母等の経済的な負担を軽減するとともに、出生育児環境の整備を図り、乳幼児に対する速やかな診療機会を提供するために経費の補助を行う。	実施市町村率	100% (H20)	継続	こどもみらい課
	あおもり子育て応援わくわく店事業	県	地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりの推進のため、店舗等の協力を得て子育て世帯等に対し割引等の優待制度を実施する。	実登録店舗数	850店舗 (H20)	1,300店舗 (H26)	こどもみらい課
	育児・介護休業者生活安定資金融資制度 (再掲 3(1)②)	県	育児・介護休業制度の導入及び利用を促進し、県内労働者の仕事と家庭生活の両立を支援するため、育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	労政・能力開発課

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①特別支援教育の充実	私立幼稚園特別支援教育費補助	県	幼児の就園を促進し、心身に障害を有する園児が、障害に応じた適切な教育をうけることができる教育環境を形成するため、障害児を受け入れる私立幼稚園を支援する。	補助対象園に対する補助金交付園数の割合	100% (H20)	100% (H26)	総務学事課
	特別支援教育研修講座	県	特別支援教育担当教員の経験や課題等に応じ、研修講座を実施する。	受講者の目的達成率	90.9% (H21)	95% (H26)	教育庁学校教育課
	特別支援教育の推進	県	学校や地区において、特別支援教育の指導的立場に立つ教員の専門的知識や技能の向上及び指導力の充実を図る。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開催する長期研修及び短期研修に教員を派遣する。	受講率(派遣者数/教員総数) ①特別支援学校 ②小中学校	①1.34% ②0.09% (H21)	①1.65% ②0.1% (H26)	教育庁学校教育課
	特別支援教育相談事業	県	障害のある子どもやその保護者、教員を対象に障害の理解、養育、就学、学習、進路等に関する適切な助言や支援を行い、悩みや問題状況の軽減・改善を図る。	相談の最終率	32% (H21)	43% (H26)	教育庁学校教育課
	特別支援教育の推進	国	学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含めた特別な教育的ニーズがある児童生徒の教育的支援体制の整備を図る。	①校内委員会設置率 ②コーディネーター指名率 ③個別の指導計画作成率 ④個別的教育支援計画作成率	①100% ②100% ③68.1% ④25.4% (H21)	①100% ②100% ③80% ④80% (H26)	教育庁学校教育課
	高校生のための相談等総合支援事業	県	高等学校において、学校生活になじめない生徒のために相談・支援の場を設置し、校内支援体制の整備を図る。	高等学校の ①校内委員会設置率 ②コーディネーター指名率	①100% ②57.7% (H21)	①100% ②100% (H26)	教育庁学校教育課
	特別支援学校就職促進事業	県	特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識等を育成し、生徒及び事業所等の相互理解を促進するとともに、産業界等における実習体験を円滑に実施するための条件整備を図る。	一人当たりのインターンシップ協力事業所数の割合	63% (H21)	100% (H26)	教育庁学校教育課
	特別支援学校キャリア教育充実事業	県	スクールジョブマネージャーを県内6地域の特別支援学校6校に配置し、地域の人材による就労及び生活の支援体制の組織化を図るとともに、地域の人材の活用による進路指導及び職業教育に関する実践的な指導の充実を図る。	実施校数	-	19校 (H26)	教育庁学校教育課
	免許法認定講習	県	県内特別支援学校教員のうち、特別支援学校免許状所持者の割合が低い現状を改善し、また、特別支援学校教員の資質を向上させることを目的に、現職教員に特別支援学校教諭一種又は二種免許状を取得させるために必要な単位を修得させるための講習を開催する。	開設科目単位数	410単位 (H21)	400単位 (H26)	教育庁教職員課
	特別支援教育総合推進事業	国	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて指導・支援の充実を図るため、支援体制の整備や実践的な研究、成果の普及に総合的に取り組み、もって特別支援教育の充実に資する。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校における ①実態把握実施率 ②個別の指導計画作成率 ③個別的教育支援計画作成率 ④研修受講率	①80.3% ②59.3% ③22.6% ④36.8% (H20)	①90.0% ②70.0% ③70.0% ④70.0% (H26)	教育庁学校教育課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
②障害のある子どもへの支援の充実	自立支援医療（育成医療）給付事業	県	身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療（育成医療）の給付を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努め、またはこれに加えて育成医療に要する費用を支給する。①診療 ②薬剤及び治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護 ⑥移送	給付件数	581件 (H20)	継続	こどもみらい課
	知的障害児等措置費給付費	県	障害児施設における児童等の入所後又は受託後の保護に必要な費用の負担を行うことにより、障害児の福祉の向上を図る。	定員数	1,120人 (H20)	1,120人 (H26)	障害福祉課
	日常生活用具給付等事業	市町村	重度障害児・者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図る。	給付等件数	2,519件 (H20)	継続	障害福祉課
	補装具費支給事業	市町村	身体障害児の失われた身体機能を補完または代償すること及び将来、社会人として自立生活するための素地を育成・助長することを目的として補装具費を支給する。	支給件数	686件 (H20)	継続	障害福祉課
	障害児等療育支援事業	県	在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、障害児（者）施設の有する機能を活用し、地域における療育機能の充実を図る。	事業実施箇所数	6カ所 (H20)	6カ所 (H26)	障害福祉課
	青森県立あすなろ医療療育センター、青森県立はまなす医療療育センター、青森県立さわらび医療療育センターの運営	県	肢体不自由児・重症心身障害児の治療、指導等を行う。	—	—	継続	障害福祉課
	居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業	市町村	障害者福祉サービスについて、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する「措置制度」から、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「契約制度」への移行により、障害者の自己決定を尊重した利用者本位のサービスの提供を図る。	サービス提供事業所総数	居宅 197カ所 短期 78カ所 児童デイ 23カ所 (いずれも者を含む)	継続	障害福祉課
	発達障害者支援センター運営事業	県	発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として「発達障害者支援センター」を設置・運営し、発達障害者とその家族の福祉の向上を図る。	—	—	継続	障害福祉課
	重度心身障害者医療費助成事業	市町村	重度心身障害児・者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、医療費を助成する。	—	—	継続	障害福祉課
	発達障害者支援パワーアップ事業	県	市町村における発達障害支援に関わる人材の育成や市町村の社会資源を活用した支援システムを構築することにより、市町村の早期相談体制の充実を図る。	—	—	継続	障害福祉課
障害者あおもり体感推進事業	県	障害者（特に視覚障害者）は旅行を楽しむにあたって情報収集や移動手段等支障が大きいため、障害者が気軽に旅行を楽しめるよう支援を行い、障害者の社会参加推進並びにノーマライゼーションの機運の醸成を図る。	—	—	継続	障害福祉課	

(4) 子どもへの虐待防止対策の充実

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①子どもへの虐待未然防止対策の推進	子ども虐待防止対策関連事業費	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県要保護児童対策地域協議会の設置・開催 ②子ども虐待要保護児童対策研修会の開催 ③要保護児童対策地域ネットワーク会議の開催 ④子どもの人権啓発事業	—	—	継続	こどもみらい課
	子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業	県	子どもを守る地域ネットワーク（市町村要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、①関係機関の連携強化を図るワークショップ、②児童相談所のバックアップ力の強化研修、③市町村職員の専門性向上研修を実施する。	要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する市町村の割合	72.5% (H20)	100% (H23)	こどもみらい課
	児童虐待防止対策	県	児童虐待事件に関して、虐待の早期発見と適切な事件化を図るとともに、関係機関との連携強化を推進する。	—	—	継続	警察本部少年課
②子どもへの虐待に対する心のケア・治療体制の充実	カウンセリング強化事業	県	児童虐待を行う保護者には、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合が多いため、精神科医の協力を得て、保護者等へのカウンセリングを効果的に行う。	実施回数	121回 (H20)	継続	こどもみらい課

(5) 様々な環境にある子どもへのきめ細かな取組の推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①社会的養護を必要とする子どもに対する施策の充実	専門里親研修事業	県	被虐待児童を一定期間養育し、心のケアを図る専門里親を養成するための研修の委託に要する経費を支給する。	専門里親数	15人 (H20)	20人 (H26)	こどもみらい課
②ひとり親家庭に対する支援の充実	母子家庭等家庭介護人派遣事業	県	母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的理由により、一時的な傷病のため日常生活を営むのに支障がある世帯、若しくは父子家庭となって間がなく、生活が安定するまでの世帯に対して介護人を派遣し、必要な介護、保育等を行わせ、母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉の増進を図る。	派遣延日数	45日 (H20)	継続	こどもみらい課
	母子家庭自立支援給付金事業	県	就業経験が乏しく、技能も十分ではない母子家庭の母の能力開発及び雇用の安定化を図り、母子家庭の自立を促進する。 ①自立支援教育訓練給付費補助事業 ②高等技能訓練促進費等補助事業	教育訓練件数	7件 (H20)	継続	こどもみらい課
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	県	母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、習熟度に応じ段階的に実施する就業に結びつきやすい就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供し、母子家庭の母等への就業の支援を行う。 ①就業支援講習会事業 ②就業情報提供事業 ③母子相談事業	就業支援講習会開催数	307回 (H20)	継続	こどもみらい課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
②ひとり親家庭に対する支援の充実	母子寡婦福祉資金貸付金	県	母子家庭や寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、必要な資金の貸付を行う。	貸付件数	801件 (H20)	継続	こどもみらい課
	母子自立支援プログラム策定事業	県	児童扶養手当受給者等に対して、自立に向け自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携し就労支援する。	プログラム策定数	16件 (H20)	継続	こどもみらい課
	母子家庭の母等の職業的自立促進事業	県	母子家庭の母等を対象として、概ね3ヶ月間の職業訓練を実施する。	修了生の就職率	74.4% (H20)	80% (H26)	労政・能力開発課



2 健やかに心豊かに育つように ー豊かな心、命を大切にする心を育む支援と健全育成を推進しますー

施策の目標指標	現 状 値	26年度目標	備 考
学校が楽しいと思う児童・生徒の割合	84.0% (H20)	増加	県「青少年の意識に関する調査」 ※隔年調査
不登校児童生徒の在籍比	小0.26% 中2.95% 高0.85% (H19)	小0.23% 中2.51% 高0.85%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
いじめ問題の解消率	小89.2% 中83.6% 高89.6% (H19)	小90.0% 中90.0% 高90.0%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

(1) 子どもの権利擁護の推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①学校・家庭・地域における人権教育の推進	青森県人権教育・学習推進事業	国	社会教育における人権教育・学習のあり方及び方向性を定めるために、基礎的な調査研究を実施する。また、県民の人権感覚を育成し、人権に対する意識を高めるためのモデル的な事業を実施するとともに、人権及び人権学習に関する県民の意識を啓発する。	事業実施市町村延べ数	10市町村 (H20)	20市町村 (H26)	教育庁生涯学習課
②子どもの権利擁護の普及啓発	子ども虐待防止対策関連事業費 (再掲1(4)①)	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県要保護対策地域協議会の設置・開催 ②子ども虐待要保護児童対策研修会の開催 ③要保護児童対策地域ネットワーク会議の開催 ④子どもの人権啓発事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課

(2) 次代の親の育成の推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①思春期性教育の推進	性に関するセミナー	県	児童生徒に対し、性に関する正しい判断力や適切に選択する能力を身に付けさせ、性を人間としてのあり方生き方として捉えるなど、幅広い視野に立った指導が必要なことから、性教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上を図る。(県医師会へ委託)	参加者数	145人 (H21)	150人 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	性に関する教育普及推進事業	県	学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育が実施できるよう、教職員を対象とした研修会等を実施し、実践的な取組を支援する。	研修会参加者数	71人 (H20)	100人 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	学校医等の配置 (再掲1(1)③)	県	県内6地区ごとに各1校ずつ産婦人科医を配置し、各校の性に関する講演や相談等に対応し、性に関する指導の充実を図る。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	教育庁スポーツ健康課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
②若年者の職業能力開発と意識啓発活動の推進	若手後継者等育成事業	青森県商工会連合会	これからの青森県を担う小・中学生を対象に「自ら考え、自ら実践する力」を育む事業として、体験型の起業家育成支援事業を実施し、早期の起業家教育に係る普及啓発に努める。これまで実施した事業内容を踏まえ、選抜メンバーでの事業実施とする。	参加人数	—	30名	商工政策課
	ジョブカフェあおもり運営事業	県	若年者の就職促進及び人材育成を図るため、「ジョブカフェあおもり（青森県若年者就職支援センター）」を運営し、若年者等に対し、職業に関する情報提供、キャリアカウンセリング、各種セミナー等の総合的な支援サービスを提供する。	新規高卒者の就職率	96.3% (H20)	100% (H26)	労政・能力開発課
	若年技能者育成支援事業	県	若年技能者を育成するため、若年技能者育成検討会の開催、技能者データベースの作成、技能競技の全国大会を意識した地方大会を実施する。	高校生の技能検定合格率	66.5% (H20)	80% (H26)	労政・能力開発課
	高校生就職スキル向上支援事業	県	普通高校及び総合高校の生徒の就職力向上を図るため、就職に有利な資格取得に向けた講習会を開催する。	実施校数	—	29校 (H26)	教育庁学校教育課
	介護の仕事を目指す高校生への就職支援事業	県	高校生の介護・福祉分野への就職を支援するとともに、本県の介護人材不足に対応するため、講演会及びホームヘルパー資格取得講習会を実施する。	参加人数	—	240名 (H26)	教育庁学校教育課

(3) 子どもの生きる力、豊かな心の育みの支援

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①確かな学力の向上	あおもりマイスター推進事業	県	ものづくりの基盤技術を支える優れた技能・技術者を「あおもりマイスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、マイスター自身の技術力の向上と後進の指導等を通じて技能・技術の継承・発展と人材の育成を図る。	技能検定試験合格率	55% (H21)	70% (H26)	工業振興課
	進学力パワーアップ推進事業	県	大学進学率の更なる向上を図るため、高校生の学力向上と教員の指導力向上等を図るためのセミナー、ワークショップ及び各学校における特色ある取組を実施する。	大学等進学率	42.5% (H21)	52.0% (H26)	教育庁学校教育課
	未来のスペシャリスト育成事業	県	職業教育に関する4つの学科を中心として、各学科に所属する高校が連携し、専門性の深化を図るための取組を実施する。	実施校数	—	20校 (H26)	教育庁学校教育課
	学習状況調査	県	県内小・中学校の児童生徒を対象に、全県的な規模で学習状況の調査を行い、学習指導要領における各教科の目標や内容の実現状況を把握し、学習指導上の課題を明らかにするとともに、各学校が指導の改善に活用することができるよう、全体の結果と学習指導の改善の方向性を示した資料を作成し、本県児童生徒の学力向上に資する。	調査参加率	小：98.5% 中：95.7% (H21)	100% (H26)	教育庁学校教育課
	学習習慣形成のための校種間連携教育推進事業	県	小・中・高等学校における連携教育を推進するため、家庭・地域等が連携した一貫性のある児童生徒の学習習慣の形成や12年間を見通した系統性・連続性のある学習指導や生徒指導の在り方等についての実践的研究を行い、成果の普及を図る。	実施校数	小：9校 中：5校 高：5校 (H21)	小：9校 中：5校 高：5校 (H26)	教育庁学校教育課
	英語教育改善のための調査研究事業	国	小学校段階の英語教育の早期必修化や授業時数の増加など、英語教育を抜本的に強化するため、国が研究課題を設定した上で、その課題を検証するための研究校を指定し、英語教育改善の検討に向けた必要なデータを収集・分析する。	研究校数	小：8校 中：5校 (H21)	—	教育庁学校教育課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
	理科支援員等配置事業	国	研究者、大学（院）生等の有用な外部人材を、理科支援員として小学校5、6年生の理科の授業に配置し活用することで、理科の授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図る。	配置校数	42校 (H21)	50校 (H23)	教育庁 学校教育課
	あおもりっ子育みプラン21	県	子どもたち一人一人を大切に一人一人が輝く教育を推進し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うため、少人数学級編制の実施と複式学級の充実を図る。	効果率	100% (H21)	100% (H26)	教育庁 教職員課
	特別非常勤講師配置事業	県	教員免許状を有しない社会人を、各教科等の領域の一部に係る事項の授業を担当する特別非常勤講師として配置する。	配置人数	71人 (H21)	50人 (H26)	教育庁 教職員課
②豊かな心の育成	仕事力養成推進事業	県	高校生が社会人・職業人として自立していくための仕事力を養成するため、高校3年間を通した系統的な職業指導プログラムを実施する。	支援校数	46校 (H21)	51校 (H26)	教育庁 学校教育課
	道徳教育研究協議会	県	小学校及び中学校における道徳教育の充実徹底を期するため、道徳教育実施上の諸問題を研究協議し、その解明を図り、教員の実践的指導力の向上を図るとともに、道徳教育を通じて学校と保護者や地域住民との交流を深め、相互の理解を図ることにより、学校及び地域社会における道徳教育の一層の充実に資する。	開催地区	3地区 (H21)	6地区 (H26)	教育庁 学校教育課
	心のノート配布	国	心のノートは道徳の内容をわかりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなることをねらいとして作成された。道徳の時間だけでなく家庭において話題にするなど、生活の様々な場面において活用し、道徳教育の充実に資する。	新規配布学年	小：1,3,5年 中：1年 (H21)	—	教育庁 学校教育課
	道徳教育の指導の手引書配布	国	道徳教育に関する教師用の手引書（心のノートの教師用手引書や道徳教育推進指導資料等）をすべての学校へ配布し、道徳教育の充実に資する。	配布実施	100%	—	教育庁 学校教育課
③新しい時代に対応した教育の推進	こどもエコクラブ活動事業	県	子どもたちの自主的な環境学習・環境活動を支援するために平成7年度から環境省の主導で全国で行われている「こどもエコクラブ事業」について、県内のこどもエコクラブに対して指導者の育成を行うことにより、クラブ活動環境の整備を図り、活動を促進する。	クラブメンバー数	1,900人 (H21)	1,900人 (H26)	環境政策課
	「青森宣言」を未来につなぐ環境・エネルギー教育推進事業	県	自ら環境配慮行動ができる人材の育成を推進するため、小学校等子ども向けの環境出前講座を環境NPOに委託し、実施する。（小学校全学年、児童館等）	実施回数	150回 (H21)	150回 (H23)	環境政策課
	語学指導等を行う外国青年招致事業	県	語学教育及び異文化理解の充実や地域レベルでの国際化を推進するため、外国語指導助手や国際交流員を招致する。	語学指導等を行う外国青年の配置数	117人 (H21)	120人 (H26)	国際交流推進課
	ドリカム人づくり推進事業	県	高校生の向上心や積極的に学ぶ意欲を育むため、生徒が主体となり企画・活動を行う特色ある学校づくり事業を実施する。	応募校数 推進校数	28校 16校 (H21)	28校 16校 (H26)	教育庁 学校教育課
	高校生地域貢献推進事業	県	郷土に愛着と誇りを持ち、本県に貢献する人材を育成するため、高校生による地域の産業等に係る調査・研究の実施により、地域の活性化につながる実践活動に発展させる取組を実施する。	推進校	7校 (H21)	7校 (H22)	教育庁 学校教育課
	青い森水辺に学ぶプロジェクト事業	県	本県の豊かな自然環境を素材として調査活動を行い、自然環境の保全のための意識を啓発したり、寄与する態度を育成する。また、調査活動をもとに全県マップ等を作成し、理科の授業や総合的な学習の時間で活用することにより環境教育の一層の充実に資する。	調査実施校	—	小・中：40校 高：6校 (H23)	教育庁 学校教育課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
④スポーツ・芸術文化活動の振興	こども民俗芸能大会	県	民俗芸能の保存・継承を図るため、子どもの民俗芸能大会を開催し、日ごろの練習成果を公開してもらうとともに、後継者の育成や郷土愛の醸成を図る。	入場者数	500人 (H21)	900人 (H26)	教育庁文化財保護課
	子どものスポーツ活動推進事業	県、市町村体協等	スポーツ活動に参加していない子どもに機会を提供するため、県内6地域に設置されるスポーツ推進組織が行うスポーツ教室などの活動に助成するとともに、活動推進のためのフォーラムを開催する。	スポーツ教室等の参加者数	-	1,500人 (H23)	教育庁スポーツ健康課
⑤健やかな体の育成	スポーツ人材活用事業	県	学校体育及び運動部活動にスポーツに関する専門的な実技指導者を派遣し、地域社会の連携を促進するとともに、運動部活動の推進を図る。	派遣数	59人 (H21)	60人 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	体力向上推進事業	県	児童生徒が自ら進んで運動できる環境づくりを支援するため、子どもの体力向上支援プログラムを市町村教育委員会や学校に提供して、その普及を図るとともに、実技講習会を行う。	新体力テスト全国平均を上回る年齢層数(小学校~高校)	4学年 (H20)	6学年 (H22)	教育庁スポーツ健康課
⑥信頼される学校づくり	学校安全教室指導者研修会	県	学校内外において子どもの安全を脅かす事件、自然災害や交通事故等が発生していることから、教職員や児童生徒の防犯、防災、交通安全に対する意識の向上を図るため、防犯教室、防災教室、交通安全教室の講師となる教職員等を対象とした研修会を実施する。	研修会開催数	3回 (H21)	3回 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	安全・安心な学校づくり交付金(学校給食・学校体育施設等補助)	県・市町村	学校体育の円滑な実施並びにスポーツの振興に寄与するとともに、学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校等における施設(水泳プール、武道場、給食施設等)の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図る。	整備件数	6件 (H21)	3回 (H22)	教育庁スポーツ健康課
	公立学校施設耐震化事業	県・市町村	①県立学校 学校施設の耐震性を確保し、児童・生徒の安全確保を図るため、耐震補強及び改築等を実施する。 ②市町村立小中学校 学校施設の耐震性を確保し、児童・生徒の安全確保を図るため、耐震化に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図る。	耐震化率	県立学校 78.1% 小中学校 58.8% (H21)	増加	教育庁学校施設課
⑦幼児教育の充実	預かり保育の推進(特色教育支援経費補助)	県	保護者のニーズに対応した子育て支援として、私立幼稚園が行う預かり保育の取組を支援する。	実施幼稚園数、実施園率	87園 79.1% (H20)	110園 100% (H26)	総務学事課
	幼稚園の子育て支援活動事業(特色教育支援経費補助)	県	地域のニーズに対応した子育て支援として、幼稚園がその施設及び機能を地域に開放する取組を支援する。	実施幼稚園数、実施園率	50園 45.5% (H20)	110園 100% (H26)	総務学事課
	幼児教育の充実(幼児教育振興プログラムの作成)	国・県・市町村	各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等、幼児教育の振興に関するプログラムを策定する。	策定数	2プログラム (H21)	11プログラム (H26)	教育庁学校教育課
	幼稚園教育課程理解推進事業	国・県	幼稚園の教育課程の編成、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議を行うことにより、幼稚園教育の振興、充実を図る。幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、専門的な講義、研究協議等を行う。	参加者数	139人 (H21)	270人 (H26)	教育庁学校教育課

(4) 少年非行や不登校などに対する対策の充実

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①不登校やいじめなどに対する対策の充実	スクールカウンセラー配置事業	県	学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行う。	配置校数	40校 (H21)	40校 (H26)	教育庁 学校教育課
	ハートケアアドバイザー	県	いじめや不登校、問題行動など児童生徒にかかわる様々な問題に適切に対応するため、電話相談や来所相談に当たるとともに、生徒指導上の問題をかかえる学校等を訪問して、スクールカウンセラーや教職員との連携などにより問題の早期解決への支援を行う。	配置人数	2人 (H21)	2人 (H26)	教育庁 学校教育課
	問題を抱える子ども等の自立支援事業	国	不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退などの生徒指導上の課題について、未然防止、早期発見・早期対応につながる取組、関係機関等と連携した取組、教育支援センター（適応指導教室）を活用した取組、といった観点から各地域で特色のある実践研究を行い、効果的な取組を県内に普及する。	事業実施団体	6団体 (H21)	6団体 (H26)	教育庁 学校教育課
	いじめ対策事業	県	各市町村並びに各教育事務所生徒指導担当指導主事に対し、本県のいじめ問題に係る現状と課題を共通理解させるため、会議を開催するとともに、いじめ問題の相談に対応するために、電話相談、相談機関の周知を図る。	会議開催数	3回 (H21)	3回 (H26)	教育庁 学校教育課
	24時間電話相談事業	県	いじめ問題に悩む子どもや保護者等に対して、24時間体制で相談を受け付け、助言を行うとともに、関係機関等と連絡を取り合うことにより、いじめ問題への早期対応を行う。	電話相談員数	10人 (H21)	10人 (H26)	教育庁 学校教育課
②少年非行等に対する関係機関とのネットワークの構築	青森県少年サポートネットワークの構築	県	青森県青少年サポートネットワークは少年の非行問題に関係する機関・団体が相互に連携・協力して非行少年等の補導活動並びに被害少年及びその家族等に対する立ち直り支援活動等を推進し、もって少年の健全育成を図る。	関係機関連絡会議開催数	年1回 (H21)	継続	警察本 部少年課
	少年補導協力員等少年警察ボランティア等との連携した巡回活動	県	少年補導協力員等少年警察ボランティア等とPTA等の学校関係者が警察と連携し、地域の巡回活動を実施する。	—	—	継続	警察本 部少年課
③被害に遭った子どもの保護の推進	被害少年カウンセリングアドバイザー設置事業	県	被害少年に対する、少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的支援活動を効果的に推進することを目的に、カウンセリングアドバイザーとして臨床心理士等の専門家を委嘱する。	委嘱者数	1人 (H21)	継続	警察本 部少年課

(5) 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①命を大切にすることを育む県民運動の推進	命を大切にすることを育む県民運動推進事業	県、推進会議	「ひとつのいのち。みんなのだいいいのち。」をキャッチフレーズに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの立場で、できることから運動を推進していく。	県民運動推進会議会員数	1,238団体 (H20)	1,280団体 (H24)	青少年・ 男女共同 参画課
	命を大切にすることを育む声かけ・こだま事業	県	大人と子どもが心からつながることで、命を大切にすることを育んでいくため、地域での声かけ活動への子どもの参画を推進するとともに、活動の組織化により、大人と子どもの協働による声かけ活動の地域定着を図る。	参加者数	60,457人 (H20)	63,000人 (H22)	青少年・ 男女共同 参画課
	命を大切にすることを育む同世代応援事業	県	県内の中学生・高校生を対象として、「同世代応援メッセージ大会」を実施することによって、同世代の子どもたち同士が命の大切さをより身近なものとして捉え、少年の健全育成を図る。	出場団体数	12団体 (H20)	12団体 (H22)	青少年・ 男女共同 参画課
	命を大切にすることを育む実体験事業	県	体験活動を通じて命の大切さや仲間を思いやる心、刃物等の道具の正しい使い方などを習得してもらうため、地域で親子が参加できる体験活動プランを募集し、優秀なプランをモデル的に実施することにより、体験活動の地域への定着や推進を図る。	6地区で実施 (2年計画)	3プラン (H20)	3プラン (H22)	青少年・ 男女共同 参画課

(6) 自然とふれあう体験交流の促進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①自然環境の保全とふれあいの推進	白神山地デジタルセンター管理運営事業	県	世界自然遺産「白神山地」の保全・利用と自然保護思想の普及啓発を図る拠点施設である「白神山地デジタルセンター」において、白神山地に係る自然環境情報と自然との共生から生まれた地域文化を来館者に対して広く紹介することにより自然保護思想の普及を図るため、自然観察会をはじめとする各種行事を開催する。(指定管理者:青森県森林組合連合会)	行事開催回数	19回 (H20)	19回 (H26)	自然保護課
	十二湖エコ・ミュージアムセンター管理運営事業	県	津軽国定公園十二湖及びその周辺地域の拠点施設である「十二湖エコ・ミュージアムセンター」において、当該地域における自然環境を紹介することにより自然保護思想の普及を図るため、自然観察会をはじめとする各種行事を開催する。(指定管理者:深浦町)	行事開催回数	10回 (H20)	10回 (H26)	自然保護課
	県立自然ふれあいセンター管理運営事業	県	青森市浪岡にある県民の森梵珠山の拠点施設である「県立自然ふれあいセンター」において、自然とふれあう機会を提供し、自然保護思想の普及を図るため、自然観察会をはじめとした各種行事を開催する。(指定管理者:青森県森林組合連合会)	行事開催回数	36回 (H20)	36回 (H26)	自然保護課
	青少年教育施設主催事業	県	青少年教育施設における実践的・体験的な活動をとおり、青少年の自主性、社会性を涵養し、自己の形成を図る。	主催事業参加者数	5,570名 (H20)	5,700名 (H22)	教育庁生涯学習課
②都市と農山漁村との交流の促進	青森グリーン・ツーリズム推進対策事業	県	子ども達の農山漁村での宿泊体験の推進とグリーン・ツーリズム受入態勢の充実等	農家民宿戸数	289戸 (H20)	400戸 (H25)	構造政策課
	農村振興総合整備事業	県	農村地域において、農業と農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	完了地区数累計	2地区 (H21)	6地区 (H26)	農村整備課
	中山間地域総合整備事業	県	農業の生産条件が不利である中山間地域において、農業と農村の活性化を図るため、農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	完了地区数累計	7地区 (H21)	9地区 (H26)	農村整備課
③地域食文化体験活動の推進	いただきます！あおもり食育県民運動実践事業 (再掲1(1)②)	県	子どもたちをはじめ、広く県民に対して食育を普及啓発し、県民一人ひとりが生涯をとおり健康で活力ある「くらし」の実現を図る。 ①青森県食育推進会議の開催 ②食育県民大会の開催 ③大学による食育活動の支援 ④食事バランスガイドの普及	(再掲)	(再掲)	(再掲)	食の安全・安心推進課
	学校における地場産物活用推進事業 (再掲1(1)②)	県	地場産物等を学校給食に活用するため、学校関係者と生産関係者が県及び市町村単位で連携する体制を整備するとともに、高校生食育マイスターの認定、学校給食献立コンクールなど食育を推進するための取組を実施する。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	教育庁スポーツ健康課

3 働きながら子どもを育てるために -仕事と子育ての両立を支援します-

施策の目標指標	現 状 値	26年度目標	備 考
育児休業取得率	女76.7% 男 0.0% (H20)	女90.6% 男 1.23%	県「青森県中小企業等労働条件実態調査」
【再掲】 合計特殊出生率	【再掲】 1.30 (H20)	【再掲】 増加	青森県保健統計年報
放課後児童クラブ等設置率	67.8% (H20)	75.0%	県健康福祉部、県教育庁資料 ※年間開設日数200日以上に限る

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための働き方の見直し

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	いきいき男女共同参画社会づくり事業	県	男女がともに働きやすい仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた活動に積極的に取り組んでいる企業等を表彰する。また、受賞企業の取組について事例集を作成し、啓発を図る。	—	—	継続	青少年・男女共同参画課
	持続可能な仕事と生活の調和推進事業	県	ワーク・ライフ・バランスに関する実態調査を実施するとともに、各界の代表者からなる懇話会の設置を通して、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図る。	—	—	継続	青少年・男女共同参画課
	勤労女性講座	県	企業の人事、労務担当者及び労働者をはじめとして、広く一般県民が職業生活と家庭生活の両立について理解を深めることにより、働く女性の福祉の向上を図る。	開催数	3回 (H20)	3回 (H26)	労政・能力開発課
②育児休業取得への意識啓発の推進	男性育児休業取得促進事業	県	企業等が実施する研修会等に、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講師を派遣し、従業員等の意識啓発を図る。	男性の育児休業取得率	0% (H20)	1.23% (H23)	青少年・男女共同参画課
	育児・介護休業者生活安定資金融資制度	県	育児・介護休業制度の導入及び利用を促進し、県内労働者の仕事と家庭生活の両立を支援するため、育児休業又は介護休業を取得した場合、生活に必要な資金を低利で融資する。	融資件数	0件 (H20)	6件 (H26)	労政・能力開発課
③家事・育児など家庭生活における男女共同参画の推進	パートナーセッション	県	県民一人ひとりが、男女共同参画の意識を持ってパートナーシップを図りながら、男女共同参画の推進に努めていくことの必要性を実感してもらうとともに、第2ステージである課題解決型の実践活動を踏まえた男女共同参画社会づくりを推進することを目指す。	—	—	継続	青少年・男女共同参画課

(2) 仕事と子育てを両立させるための基盤整備

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①多様な保育サービスの提供	病児・病後児保育事業	市町村	保育所に通所中の児童が病気で集団保育の困難な期間に、保育所や病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に児童を預かることにより、子育てと就労の両立を支援する。	実施市町村数	5市町 (H20)	13市町村 (H26)	こどもみらい課
	延長保育促進事業	市町村	保護者の就労形態の多様化に伴う早朝、夕刻の保育ニーズに対応することにより、児童の福祉の増進を図る。	実施箇所数 (中核市を除く。)	179か所 (H20)	206か所 (H26)	こどもみらい課
	休日保育事業	県	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日の需要に対応するため、休日の保育を行い、休日に保育に欠ける児童の福祉の向上を図る。	実施箇所数 (中核市を除く。)	63か所 (H20)	89か所 (H26)	こどもみらい課
	ファミリー・サポート・センター設置促進事業	県	スポット的な保育サービスの利用・提供を図るため、ファミリー・サポート・センターの設置を促進するよう、立上げ支援を行う。①市町村職員研修、②アドバイザー養成研修、③サービス担い手養成研修	実施市町村数	5市 (H21)	10市町 (H26)	こどもみらい課
②放課後児童対策の充実	放課後児童クラブ連絡会議 (再掲1(2)③)	県	地域における学童保育の拠点である放課後児童クラブの連携・機能強化及び職員の資質向上のため、関係者による連絡会議を開催する。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
	放課後児童健全育成事業	市町村	昼間、保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成に要する経費を補助することにより、児童の福祉の増進を図る。 ①放課後児童健全育成事業 ②放課後子ども環境整備事業 ③放課後児童クラブ支援事業	実施箇所数 (中核市を除く。)	179か所 (H20)	228か所 (H26)	こどもみらい課
	放課後子ども教室推進事業	市町村	学校の教室等に子どもの居場所を設け、地域の大人を安全管理員として配置し、放課後や週末における小学生を対象とした様々な体験活動等を実施する。	実施箇所数	93か所 (H20)	95か所 (H26)	教育庁生涯学習課

(3) 農山漁村における子育て環境づくりの推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
農山漁村における仕事と子育てが両立できる環境づくりの推進	農山漁村女性リーダー育成事業	県・市町村	農山漁村地域の男性・女性共に、男女共同参画社会の必要性を認識し、女性の経営や地域社会への参画が実現されることを目的に、各種セミナーの開催や女性リーダー育成のための支援を行う。	家族経営協定締結農家数	773戸 (H20)	1,100戸 (H26)	農林水産政策課

4 安全・安心な子育てをするために ー子どもが安全に生活できる環境づくりを支援しますー

施策の目標指標	現 状 値	26年度目標	備 考
子どもの交通人身事故死傷者数	560人 (H20)	減少	交通年鑑あおもり
地域の大人から挨拶されている小中高校生の割合	69.6% (H20)	82.0%	県「青少年の意識に関する調査」 ※隔年調査

(1) 子どもの安全の確保

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①安全な道路交通環境の整備	交通安全施設等整備事業	県	死傷事故発生割合が高い箇所において、公安委員会と連携し、歩道等の交通安全施設の整備を重点的に実施し、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進するものである。	あんしん歩行エリア着手済工区数	3カ所 (H21)	3カ所 (H24)	道路課
	交通安全施設等整備事業	県	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、音の出る信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進する。	バリアフリー対応型信号機整備数累計	89基 (H21)	99基 (H26)	警察本部交通規制課
	交通安全施設等整備事業	県	歩行者等の死傷事故の割合が高い箇所においては、自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用を推進する。	歩車分離型信号機整備数累計	51基 (H21)	61基 (H26)	警察本部交通規制課
②子どもの交通安全を確保するための活動の推進	交通安全ビデオライブラリ貸出事業	県	幼児・児童に映像によりわかりやすく理解させるため、交通安全ビデオライブラリを整備し、幼稚園、学校等が実施する交通安全教室等で活用することにより、交通安全意識の高揚を図る。	ビデオ等貸出件数	306件 (H20)	350件 (H26)	県民生活文化課
	交通安全プロモーション事業	県	交通安全教育の啓発及び交通安全行動の定着化を図るため、交通安全教材を配付するとともに、交通安全推進地区の指定により地域全体での交通安全教育を推進する。	①推進地域 ②交通安全教室実施校数(県立高等学校)	①1地域 (H21) ②100% (81校) (H20)	①1地域 (H22) ②100% (78校) (H22)	教育庁スポーツ健康課
③子育てにやさしいまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進	県	障害者、高齢者等を含めたすべての県民が、住み慣れた家庭や、地域社会において安全かつ快適に生活できるような社会環境づくりのため、障壁(バリア)のない建築物、公共交通機関の施設、道路、公園などの公共的な施設の整備を推進する。	福祉のまちづくり条例の特定施設の届出件数	2,067件 (H20)	継続	障害福祉課
	都市公園事業	県	子ども連れでスポーツを楽しめる場所として、また子どもがスポーツに親しめる運動施設の整備を図る。	新青森県総合運動公園整備(供用面積)	A=59.4ha (H21)	A=86.0ha	都市計画課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
④犯罪・犯罪被害から子どもを守る活動の推進	子どもを見守るみんなの目推進事業	県	子どもたちを地域が見守る行動を一定期間集中的に展開するとともに、親子で地域の安全を考えるワークショップを開催する。	①見守る行動参加者数 ②親子ワークショップ参加者数	— —	①20,000名 ②120名(H23)	教育庁生涯学習課
	街頭犯罪及び侵入犯罪抑止総合対策の推進	県	的確な犯罪情勢の分析による犯罪類型に応じた個別具体的な抑止対策を推進し、県民に身近な街頭犯罪及び侵入犯罪の抑止を図る。	刑法犯認知件数	11,015件(H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課
	防犯ボランティアによるパトロール活動の支援	県	防犯ボランティアによる自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報の提供を含め、適切な指導・助言を行い、防犯ボランティア等による子どもを犯罪から守る活動の強化を支援する。	刑法犯認知件数	11,015件(H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課
	地域住民の自主的防犯行動の促進に向けた犯罪等に関する情報提供の促進	県	犯罪を効果的に抑止していくためには、地域住民個々の自主的防犯行動が不可欠であり、この促進を図るために、犯罪の発生状況、具体的な防犯対策等に関する情報を提供する。	刑法犯認知件数	11,015件(H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課
	青森県防犯設備協会と連携した防犯講習の実施	県	防犯設備士等により構成される青森県防犯設備協会と連携し、防犯講習等を開催して地域住民の自主防犯行動の促進を図る。	—	—	継続	警察本部生活安全企画課
	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、前兆事案に対する検挙・警告・指導の推進	県	子どもを対象とした性犯罪や誘拐を未然に防止するため、この前兆事案と捉えられる「声かけ事案」や「つきまとい事案」に対して、行為者を特定して検挙・警告・指導を推進する。	刑法犯認知件数	11,015件(H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課
	各警察署における保育園、小学校を対象とした子どもが犯罪被害に遭わないようするための防犯講習、訓練の実施	県	教職員、保護者等に対する防犯講習会を実施し、学校、保育園における安全の確保を推進する。	—	—	継続	警察本部生活安全企画課
	子ども・女性110番の家普及活動	県	子ども達が被害に遭い、又は遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察署等への通報を行う「子ども・女性110番の家」に対して、情報の提供、助言等必要な措置を行い、その運用を適正にする。	—	—	継続	警察本部生活安全企画課
	地域住民に対する犯罪等の情報提供の推進	県	地域住民とのふれ合いを深め、地域に根ざした活動を効果的に推進することを目的に、交番・駐在所に勤務する警察官が、その所管区内に居住する一般世帯・事業所等に対し、ミニ広報紙を配布し、警察活動に対する理解と協力を呼びかける。また、「交番・駐在所速報」は、子どもに対する声掛け事案を始めとした不安感の高い事案が発生した際に発行し、地域住民に対し、被害に遭わないための安全情報の提供を行う。	ミニ広報紙発行枚数	1,736,319枚	2,000,000枚	警察本部地域課

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
⑤安全・安心なまちづくりの推進	青森型安全・安心地域力アップ推進事業	県	町内会等地域活動のリーダーを核として、関係団体や市町村・警察署等の連携・協働により防犯、交通安全、消費生活分野全般にわたる地域の安全・安心確保に取り組む「あおもり型セーフティネット」の構築・普及を図る。	青森型セーフティネット自主活動実施地区数	0地区 (H20)	50地区 (H24)	県民生活文化課
	命を大切にすることを育む声かけ・こだま事業	県	各市町村の地域ごとに「声かけリーダー」を認定し、地域でのあいさつや声かけを推進することで、子どもたちが安心して暮らせる地域づくりを図る。	大人に挨拶されている小中高校生の割合	69.6% (H20)	82.0% (H26)	青少年・男女共同参画課
	安全・安心まちづくりの推進	県	犯罪抑止の観点から、道路・公園等の公共施設、住宅、金融機関、コンビニエンスストア等の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことで、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進する。	刑法犯認知件数	11,015件 (H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課
	セーフティプロモーション推進事業	県	セーフティプロモーション（行政と民間が協働で外傷予防プログラムを策定し、科学的根拠に基づいて評価・実行していく仕組み）の理念・手法を定着させ、県民が事故や外傷から守られ、安心して暮らすことのできる環境づくりを進める。 ①保健所職員等のスキルアップ、市町村等への普及啓発 ②セーフティプロモーションに関する関係者ネットワークの構築 ③外傷モニタリング調査の実施 ④十和田市のセーフコミュニティ認証取得後における継続支援	外傷による子どもの救急搬送件数	1,164件 (H20)	減少	健康福祉政策課
	我がまちセーフティアップ事業	県	住宅対象侵入窃盗抑止を目的に、平成22年度中、「鍵かけ・あいさつ運動」、「防犯性能の高い建物部品の普及促進」を推進して住宅対象侵入窃盗の抑止力の向上を図る。	刑法犯認知件数	11,015件 (H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課
	万引き抑止総合対策事業	県	万引きの抑止を目的に、平成22年度中、万引き被害防止啓発指導者「マンボウマイスター」の委嘱による万引きできない店舗づくりを推進するとともに、県民の規範意識の醸成により万引きの抑止を図る。	刑法犯認知件数	11,015件 (H20)	1万件以下	警察本部生活安全企画課、少年課

(2) 子育てを支援する生活環境づくり

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①子育てを支援する良質な住宅の確保への支援	公営住宅における優先入居	県	県営住宅の入居申込者のうち、その世帯状況から県営住宅への入居について一定の優遇措置を講じる。	優先入居数	14世帯 (H20)	継続	建築住宅課
	公共賃貸住宅の募集情報等の提供	県	多様な公共賃貸住宅の中から、入居希望者が可能な限り居住ニーズに合致した住宅を比較・選択することができるよう、説明情報及び募集情報の提供や入居相談等を可能な限り総合的、横断的に行っていく。	—	—	継続	建築住宅課
	公営住宅における入居者資格の範囲の拡大	県	子育て世帯（小学校就学の始期に達するまでの者を含む世帯）について、入居収入基準を緩和し、通常15万8千円/月以下のところを21万4千円/月以下とし、入居資格の範囲の拡大を図る。	—	—	継続	建築住宅課

(3) 子どもの非行防止と健全な社会環境の形成

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①子どもの非行防止と非行のある子どもの指導の充実	青森県少年サポートネットワークの構築 (再掲 2(4)②)	県	青森県青少年サポートネットワークは少年の非行問題に関係する機関・団体が相互に連携・協力して非行少年等の補導活動並びに被害少年及びその家族等に対する立ち直り支援活動等を推進し、もって少年の健全育成を図る。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	警察本部少年課
②子どもを取り巻く有害環境対策の推進	図書類等点検・立入調査事業	県	青森県青少年健全育成条例に基づき、書店等、刃物取扱店等、個室カラオケ店、古物商等を対象に青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類、危険器具などの調査を行い、業者に対する指導等の必要な措置をとることにより、青少年を取り巻く社会環境の浄化を図る。	図書类等収納自動販売機設置台数 有害図書类等の区分陳列	154台 (H20) 83.1% (H20)	120台 (H26) 95% (H26)	青少年・男女共同参画課
	ネット見守り体制推進事業	県	通報窓口を設置し、学校非公式サイトやネットいじめ等の情報を広く収集し、その情報を県教育委員会が市町村教育委員会と共有しながら早期に問題の対応に当たる。また、PTA・地域ボランティアで構成するネット見守り隊（ネットパトロール）を組織し、児童生徒が置かれているネット環境等を正しく理解することで、児童生徒の健全育成に強い意識付けを図る。	ネット見守り隊研究モデル指定地区数、校数	—	小中:3地区 高:3校 (H26)	教育庁学校教育課
	出会い系サイト等に係る犯罪被害防止対策	県	出会い系サイト等を介した犯罪の被害から少年を守ることを目的に、出会い系サイト規制法及び出会い系サイト等の危険性の広報啓発活動の推進を図る。 ①被害防止教室の開催 ②関係者による研修会の開催 ③リーフレット等の配布 ④教育機関・PTA等への被害防止のための研修の開催 ⑤プロバイダやサイト関係者への要請	福祉犯被害少年における出会い系サイト等介在の被害少年の割合	25% (H20) ※H20は出会い系サイトに限定。	継続	警察本部少年課



5 みんなが子育てに参加するために ー子育てをみんなで支える地域社会づくりを推進しますー

施策の目標指標	現 状 値	26年度目標	備 考
小中学校における学校支援ボランティア導入割合	78.0% (H20)	80.0%	県教育庁資料
子どもの健全育成活動を行うNPO法人数	89法人 (H20)	増加	県環境生活部資料

(1) 地域における子育てネットワークづくりの推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①子育て支援機関のネットワークの推進	子育て支援ネットワークづくり支援事業	県	行政・民間協働の子育て支援ネットワークを構築し、子育て家庭に適切なサービスを提供するために、ネットワーク会議、地域交流会、子育て支援実践セミナーを開催する。	開催地域数	3地域 (H21)	6地域 (H22)	こどもみらい課
②学校、医療機関、行政との連携の促進	子ども虐待防止対策関連事業費 (再掲1(4)①)	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県要保護児童対策地域協議会の設置・開催 ②子ども虐待要保護児童対策研修会の開催 ③要保護児童対策地域ネットワーク会議の開催 ④子どもの人権啓発事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課

(2) 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指 標	現状値	事業目標	所管課
①家庭教育への支援の充実	家庭教育次世代応援セミナー	県	子育てを支えあう地域づくりをめざし、家庭教育支援者やリーダー、コーディネーターを対象に、次世代育成支援に必要な知識や技術を習得するための専門的・実践的な研修を行う。	受講者延べ数	37名 (H20)	90名 (H22)	教育庁生涯学習課
	地域における子育て支援の仕組みづくり事業	県	地域におけるきめ細かな子育て支援を定着させるため、「子育て支援コーディネーター」による行政・地域・子育て支援者の連携を強化し、親等のニーズに対応できる持続可能な子育て支援の仕組みをつくる。	子育て支援コーディネーター配置市町村協議会数	-	16協議会 (H22)	教育庁生涯学習課
②地域の教育力の向上	子どもの創造性育成支援事業	県	子どもの豊かな創造力と科学的発想を育むため、発明協会と連携し、少年少女発明クラブに対する活動支援や発明くふう展、子どもの科学の夢展の開催を行う。	少年少女発明クラブ新規入会者数(累計)	1,614人 (H21)	2,000人 (H26)	新産業創造課
	学校支援地域本部事業	県	地域住民及び教員を対象とした研修会を通して、学校支援ボランティア活動を推進し、子どもたちの健やかな成長のために地域ぐるみで学校を支援する仕組みづくりを整備し、地域の教育力の向上を図る。	ボランティア導入の小・中学校の割合	78.0% (H20)	80.0% (H26)	教育庁生涯学習課
	子どもを育む地域づくり推進事業	県	地域ぐるみで子どもを育む機運を醸成するとともに、地域社会を構成する個人や団体・機関相互の連携を強化する仕組みづくり、地域の教育力を高める。	窓口教員セミナー及びアドバイザー派遣講座の参加者数	0名 (H20)	1,440名 (H22)	教育庁生涯学習課
	郷土館の教育普及事業(ミュージアム探検隊)	県	土日祭日に、小・中学生(入館料は無料)を対象に、郷土館の学芸員及び解説員の指導により、展示室資料についてのクイズを解きながら、郷土のことについて学ぶ。	参加者数	1,551人 (H20)	増加	教育庁文化財保護課
	郷土館の教育普及事業(親子自然観察会)	県	小・中学生・一般を対象に、郷土館の自然分野担当学芸員の指導の下、野山を歩きながら動物や植物などを観察し、自然に親しむ。	参加者数	34人 (H20)	増加	教育庁文化財保護課
郷土館の教育普及事業(夏休み子どもの国)	県	夏休み子どもたちを対象に、郷土館の学芸員及び解説員が郷土の事柄について、わかりやすく解説する。	参加者数	228人 (H20)	増加	教育庁文化財保護課	

(3) 普及啓発活動の推進

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
社会全体での子育て支援に関する意識啓発の推進	青森県子ども家庭支援センター事業 (再掲1(2)①)	県	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベントなどを行う。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
	あおもり子育て応援わくわく店事業 (再掲1(2)④)	県	地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりの推進のため、店舗等の協力を得て子育て世帯等に対し割引等の優待制度を実施する。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
	青い森のほほえみプロデュース活動支援事業費	県	県民が子育て中の家庭を暖かく見守り、「ほほえみと笑い」の中で安心して生活できる社会づくりの一助としての「ほほえみプロデュース」に係る自主的な活動を支援する。	ほほえみプロデュース -養成数	25,100人 (H21)	27,000人 (H22)	こどもみらい課

(4) 推進体制の整備

重点施策	事業名	実施主体	事業内容	指標	現状値	事業目標	所管課
①子育て支援を推進するために特に支援に努める事業	子ども虐待防止対策関連事業費 (再掲1(4)①)	県	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、各関係機関の認識の共有化、ネットワークの構築を図り、関係者の資質の向上、一般県民への普及啓発により、地域ぐるみで子どもへの虐待防止に取り組む気運の醸成を図る。 ①青森県要保護児童対策地域協議会の設置・開催 ②子ども虐待要保護児童対策研修会の開催 ③要保護児童対策地域ネットワーク会議の開催 ④子どもの人権啓発事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
	子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業 (再掲1(4)①)	県	子どもを守る地域ネットワーク(市町村要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、①関係機関の連携強化を図るワークショップ、②児童相談所のバックアップ力の強化研修、③市町村職員専門性向上研修を実施する。	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
②県・市町村支援における推進体制の整備	次世代育成支援行動計画推進事業費	県	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進状況の把握・点検を行うことにより、推進体制の整備に努める。	-	-	継続	こどもみらい課
③地域の推進基盤づくり	ほのほのコミュニティ21推進事業	市町村	住民参加による地域福祉活動を地域の実情に即し総合的に推進することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが共に支え合い住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような地域福祉社会を構築するとともに、21世紀を担う人材を地域の中で育成する。	-	-	継続	健康福祉政策課

III 資料編



Ⅲ 資料編

1 本県の子どもと家庭を取り巻く状況

〔資料1〕 少子化の動向（子どもの数と生産年齢人口が減り続けている）

（1）人口の推移

青森県の人口は、大正9年から実施されてきた国勢調査によると、大正以来ずっと続いていた人口増加は、昭和60年の152万4,448人をピークにその後は減少に転じ、平成20年10月1日現在の推計人口は139万4,806人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来推計人口（平成19年5月推計）によると、本県の総人口は今後も減少を続け、平成47年（2035年）には、約105万1,000人になると予測されています。

また、年齢3区分別でみると、平成17年の国勢調査では、年少人口（0～14歳）は19万8,959人（県総人口の13.9%）、生産年齢人口（15歳～64歳）は91万856人（同63.4%）、老年人口（65歳以上）は32万6,562人（同22.7%）となっています。年少人口は昭和30年をピークに減少しており、一方老年人口は増加しており、平成9年に老年人口が年少人口を上回りました。年少人口の動向を市部・町村部別にみると、平成7年から平成17年にかけて市部では11%、町村部では41%減少しており、町村部で急激な少子・高齢化が進んでいます。生産年齢人口は、平成2年以降減少傾向にあり、将来推計人口によると、今後も年少人口、生産年齢人口は減少を続け、老年人口は増加が当面続くと予測されています。

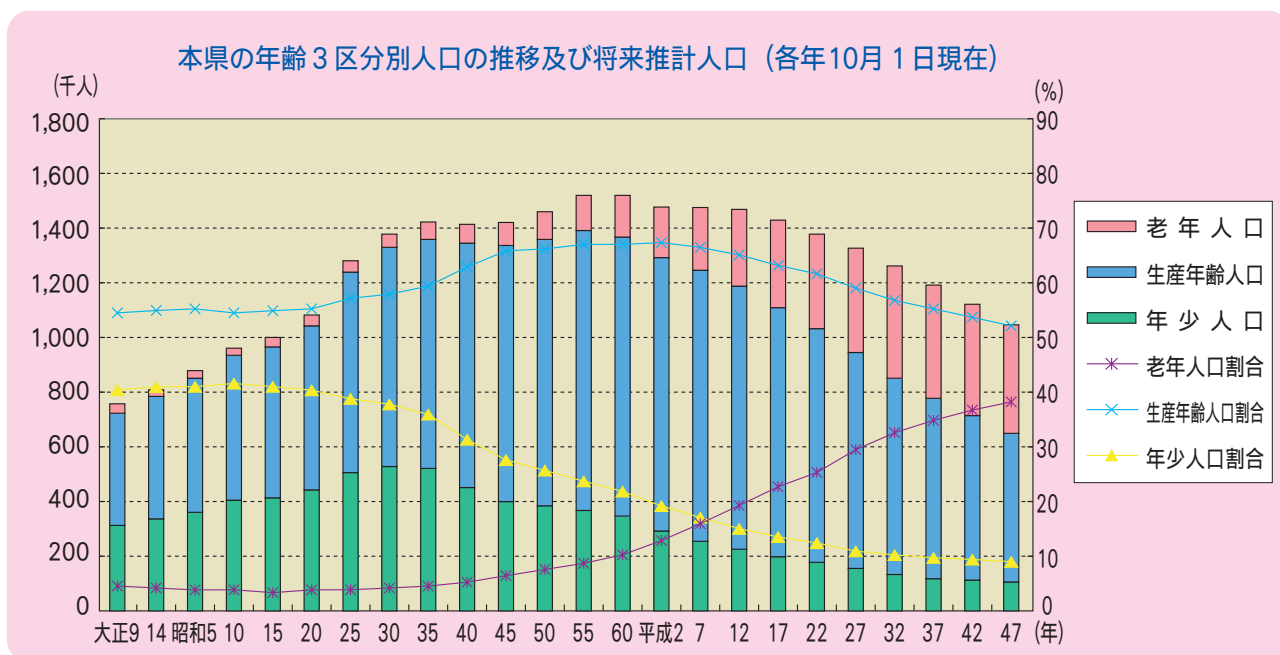


図1 本県の年齢3区分別人口の推移及び将来推計人口（各年10月1日現在）

資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）

（2）出生の動向

本県の平成20年の出生数は10,187人で、過去最低となった平成19年の10,162人をわずかながら25人上回っていますが、これは昭和45年の約40%となっています。

また、本県の平成20年の合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均を示す。）は1.30で過去最低であった平成19年の1.28から0.02ポイント上昇していますが、全国平均の1.37を下回り、人口が増えも減りもしない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回っています。

出生数及び合計特殊出生率の推移

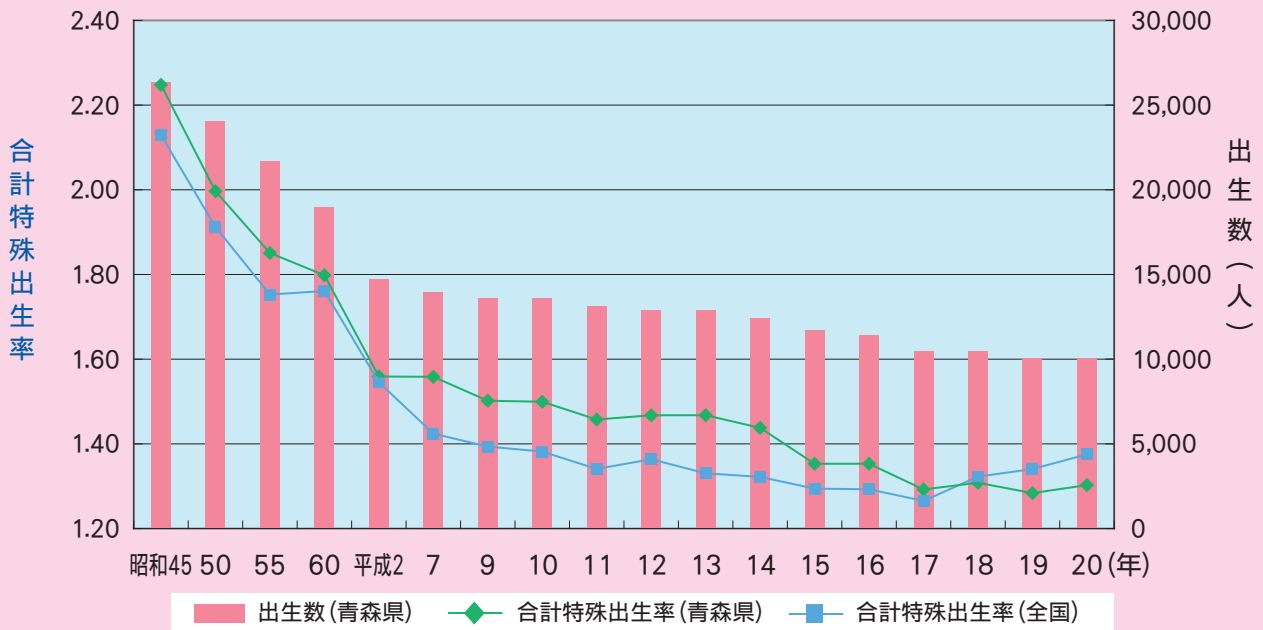


図2 出生数及び合計特殊出生率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」



〔資料2〕婚姻と出産の動向（晩婚化や未婚化の進行が出生率の低下に影響を与え続けている）

（1）婚姻の動向

本県の婚姻及び離婚の状況についてみると、婚姻率（人口千対）は昭和45年以降急激な低下を見せていましたが、平成以降は緩やかな低下傾向を見せています。一方、離婚率は平成15年までは上昇傾向にありましたが、平成16年以降は低下傾向を見せています。平成20年の婚姻率は4.6と全国平均(5.8)よりも低く（全国43位）、離婚率は2.04と全国平均(1.99)を上回っています（全国10位）。本県の離婚件数は減少傾向が続いているものの、全国平均と比べると離婚率の高い状況が続いています。離婚の直前、直後は、親子ともに精神的に不安定な状態におかれるとともに、生活が安定するまでには、住宅、保育や教育、職業選択のほか、養育費の取り決めなど法的な問題の解決が必要です。これらの相談支援に当たっては、子どもの最善の利益を考慮していくという視点を持つことが求められています。

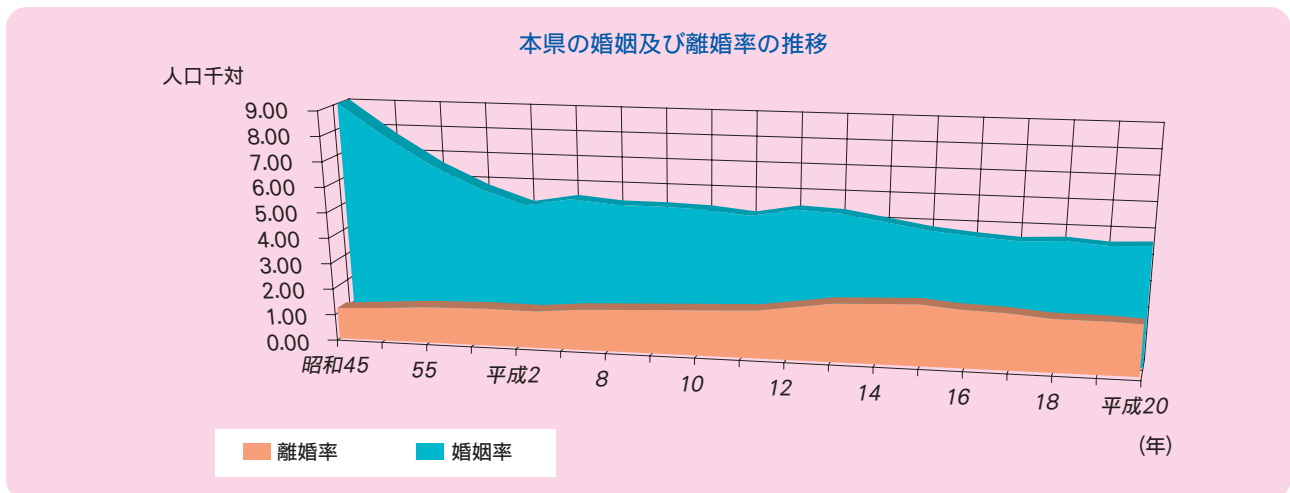


図3 本県の婚姻及び離婚率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」

また、本県の平均初婚年齢は、男性、女性ともに戦後ほぼ一貫して上昇しています。平成20年の平均初婚年齢は男29.8歳、女27.9歳で、平成12年の男28.2歳、女26.4歳と比べ、男性1.6歳、女性1.5歳の上昇を見せており、本県の平均初婚年齢は、全国（男30.2歳、女28.5歳）と比較すると下回ってはいるものの、その差は縮まってきています。

また、少子化の要因の一つとされている生涯未婚率（45歳から54歳の未婚率の平均値から50歳時の未婚率を算出したもの）については、年々上昇しているものの全国平均を下回っていましたが、男性未婚率の上昇が著しく、平成17年には16.70と初めて全国平均（15.96）を上回っています。

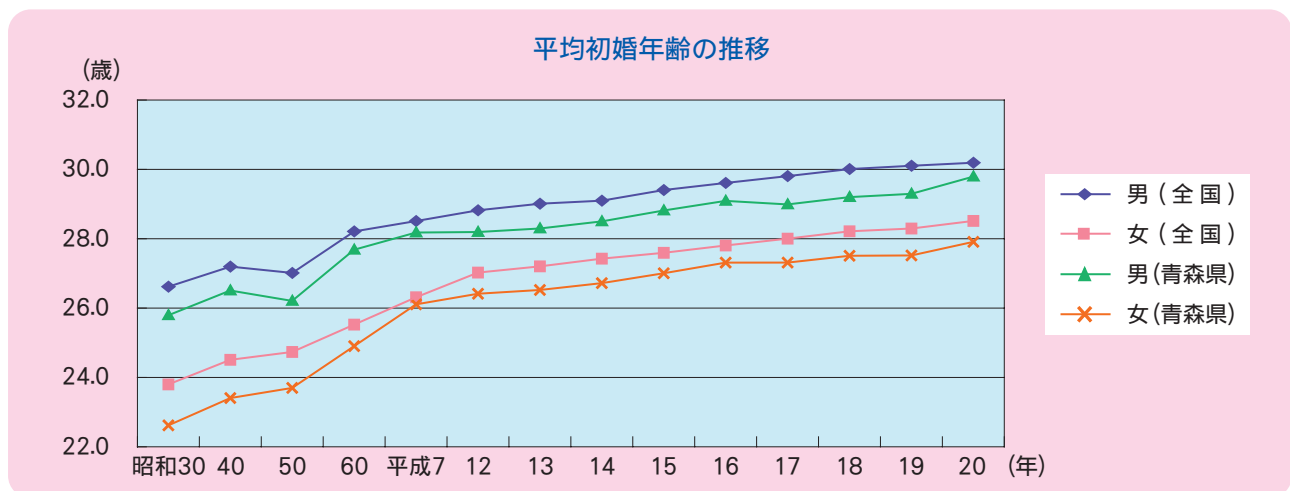


図4 平均初婚年齢の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」

生涯未婚率の推移

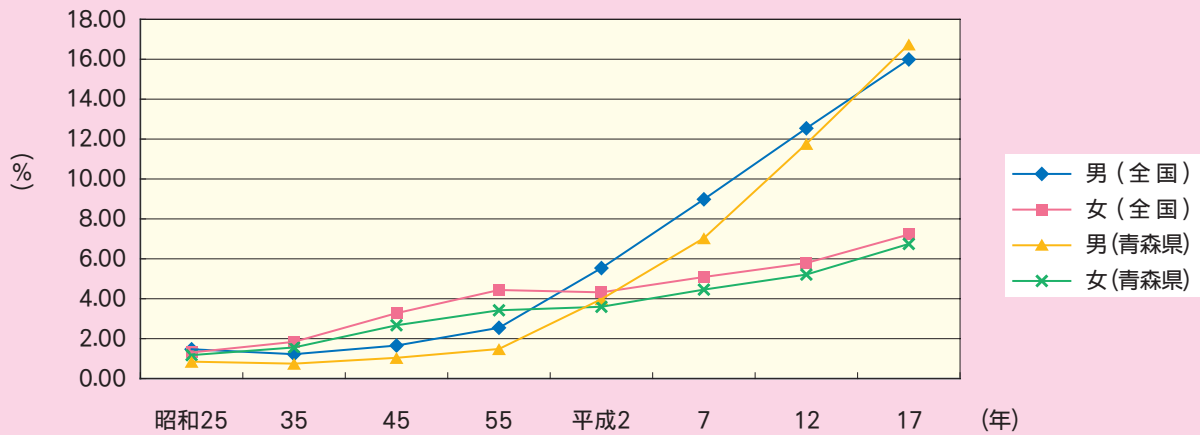


図5 生涯未婚率の推移

資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」

(2) 晩産化・少産化の動向

母の年齢(5歳階級)別にみた出生率の推移をみると、昭和50年に20歳から24歳の出生率が7.0、25歳から29歳の出生率が8.7であったものが、平成20年には1.1、2.3と急激な低下をみせています。特に20歳代の出生率は平成7年から平成17年にかけて約60%の大きな減少を見せています。30歳から34歳までの出生率は昭和50年の3.1から一時上昇を示し、平成11年以降は緩やかな減少に転じていましたが、平成20年には25歳から29歳の2.3を上回る2.5となっており、母の出産年齢は20歳代から30歳代と移ってきています。

本県の母の年齢別出生率の推移

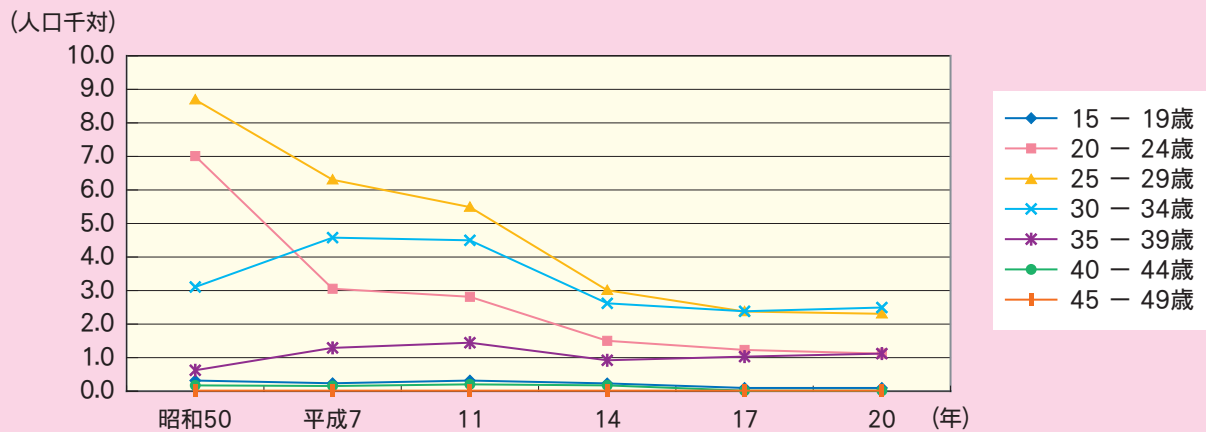


図6 本県の母の年齢別出生率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2005)によると、子どもを生み終えた夫婦の出生子ども数は1970年代から2.2人前後で安定していましたが、1980年代後半に結婚した夫婦では2.09人に減少し、前回調査(2002)に比べ、子どもを3人持った夫婦の割合が30.2%から22.4%に減少し、1人っ子、子どもなしの夫婦がやや増加しています。また、結婚後5年から14年の出生途上の夫婦でも、平均出生子ども数が減少傾向にあるとの調査結果がでています。

平成20年に青森県が実施した「子どもと子育てに関する調査」の結果では、夫婦が理想とする子どもの数は2.64人で、平成13年に実施した調査と同じ数となっています。実際に産むことを予定している子どもの数は2.31人で、これも平成13年と同じ数となっています。理想と予定が一致している夫婦は56%で、平成13年の6割とほぼ同じになっています。しかし、理想とする子どもの数と予定している子どもの数には約0.3人のギャップがあり、約35%の夫婦は理想とする数の子どもを持つことをあきらめているという結果が出ています。

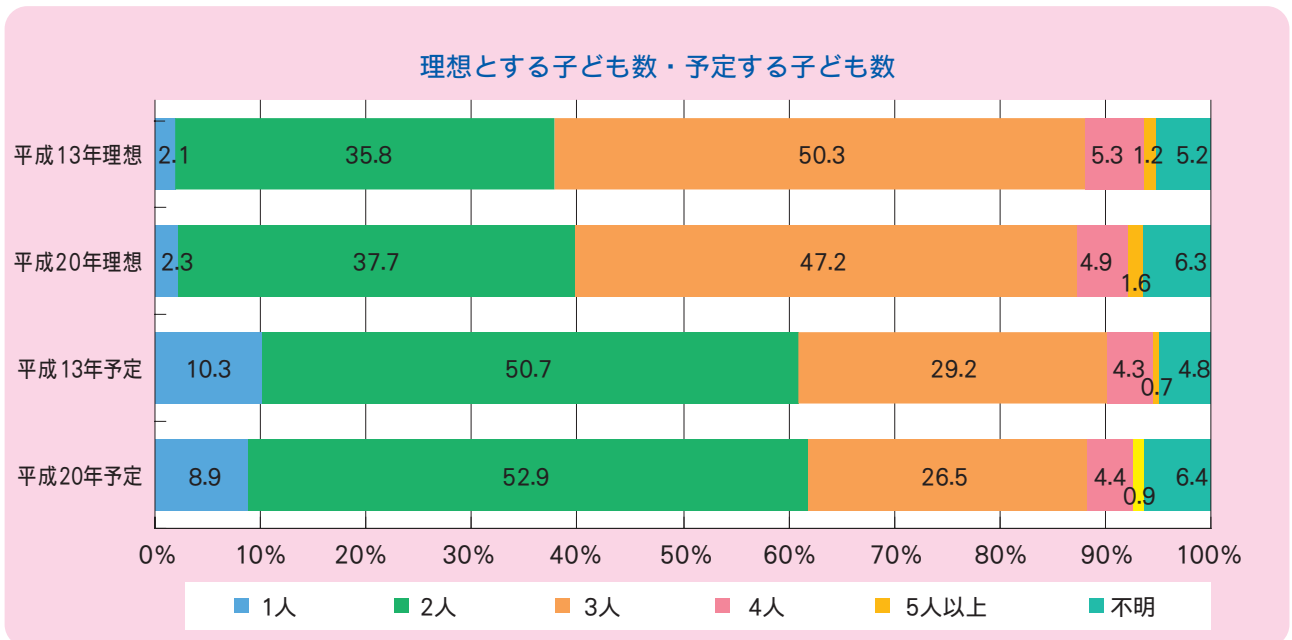


図7 理想とする子ども数・予定する子ども数

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)
「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)

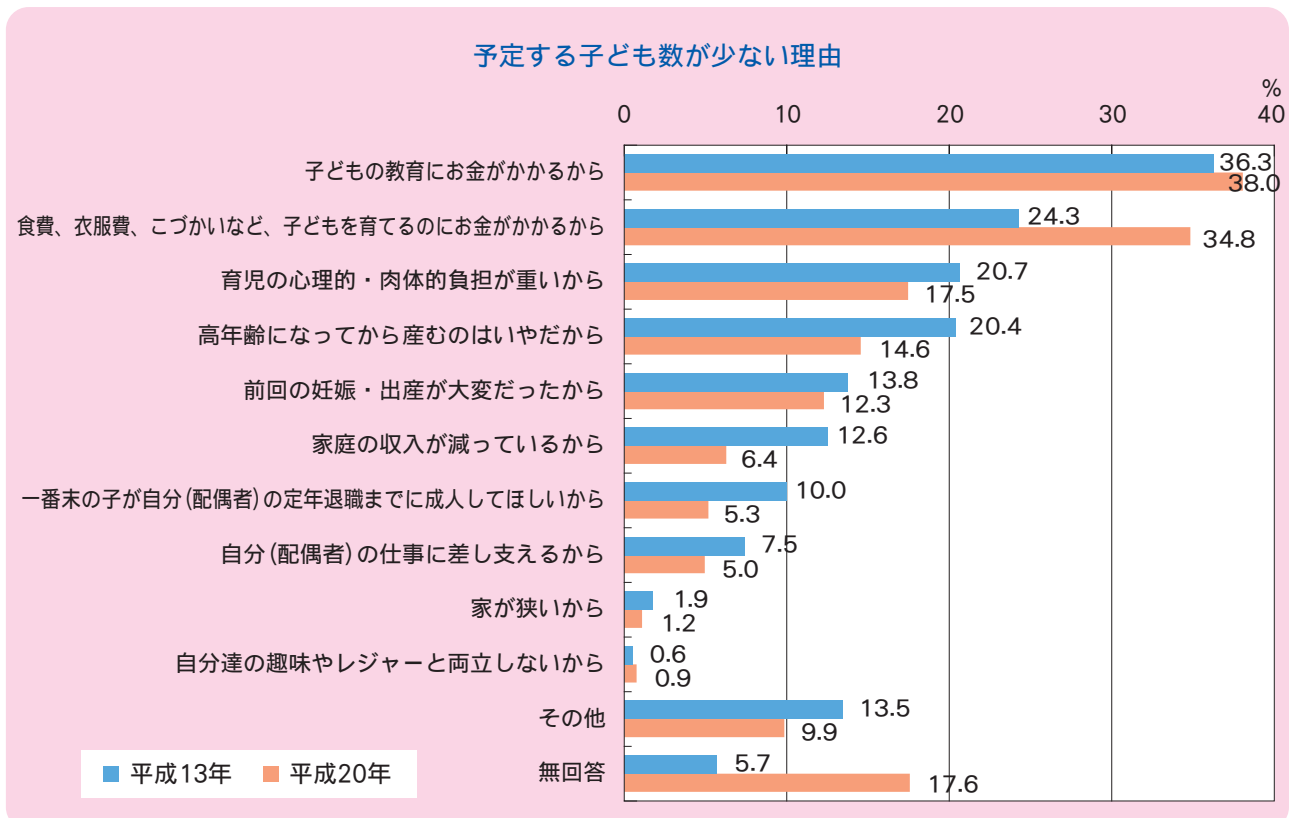


図8 予定する子ども数が少ない理由

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)
「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)

[資料3] 家族の状況（世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けている）

(1) 世帯の動向

平成17年の一般世帯数は509,107世帯で戦後一貫して増加しています。平均世帯人員は2.75人で減少傾向が続いています。

世帯類型別では、一般世帯数を100とした場合に、核家族の割合は54.2%と半数以上を占めており、若年・未婚の単身世帯や高齢単身世帯が含まれるその他の世帯が増加しています。3世代世帯の割合は15.2%で、全国平均の8.6%と比較するとまだ多いものの、平成7年の20.1%から4.9%の減少がみられています。

本県の世帯数及び平均世帯人員の推移

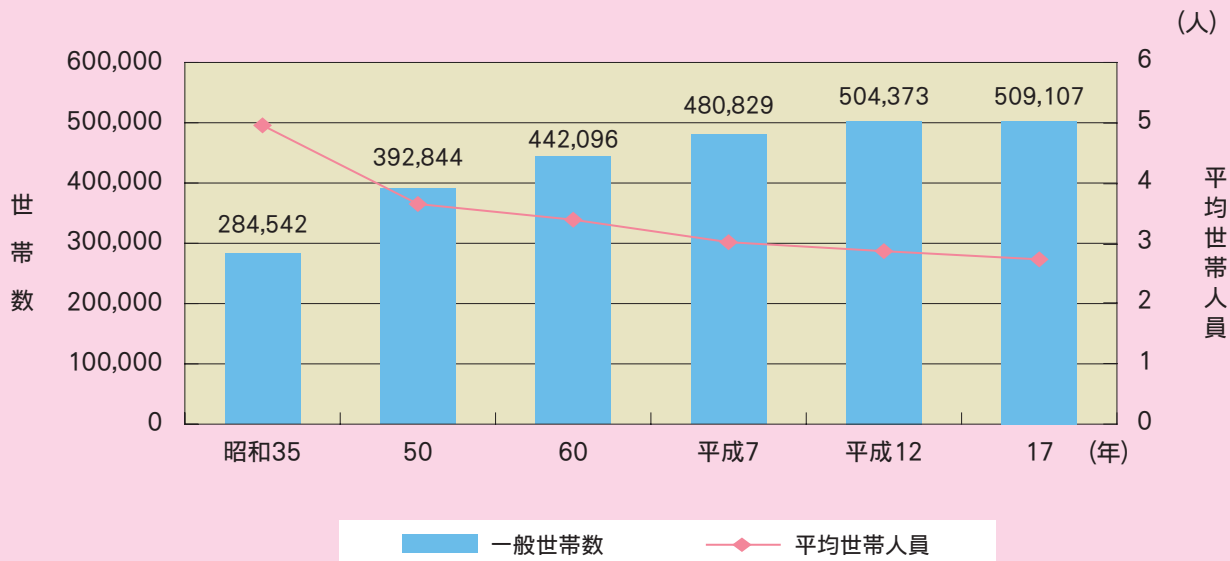


図9 本県の世帯数及び平均世帯人員の推移

資料) 総務省「国勢調査」

家族類型別比率の推移

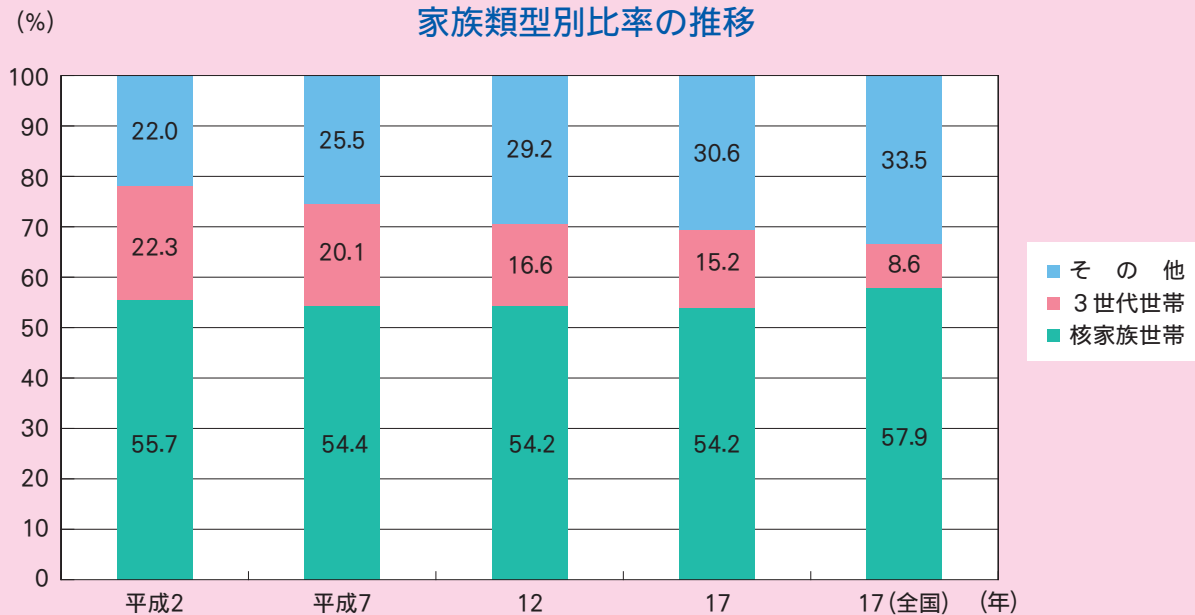


図10 家族類型別比率の推移

資料) 総務省「国勢調査」

これを、18歳未満の子どものいる世帯で見た場合、一般世帯に占める子どものいる世帯数は、平成7年178千世帯(36.9%)から平成17年は144千世帯(28.3%)と大きく減少しています。

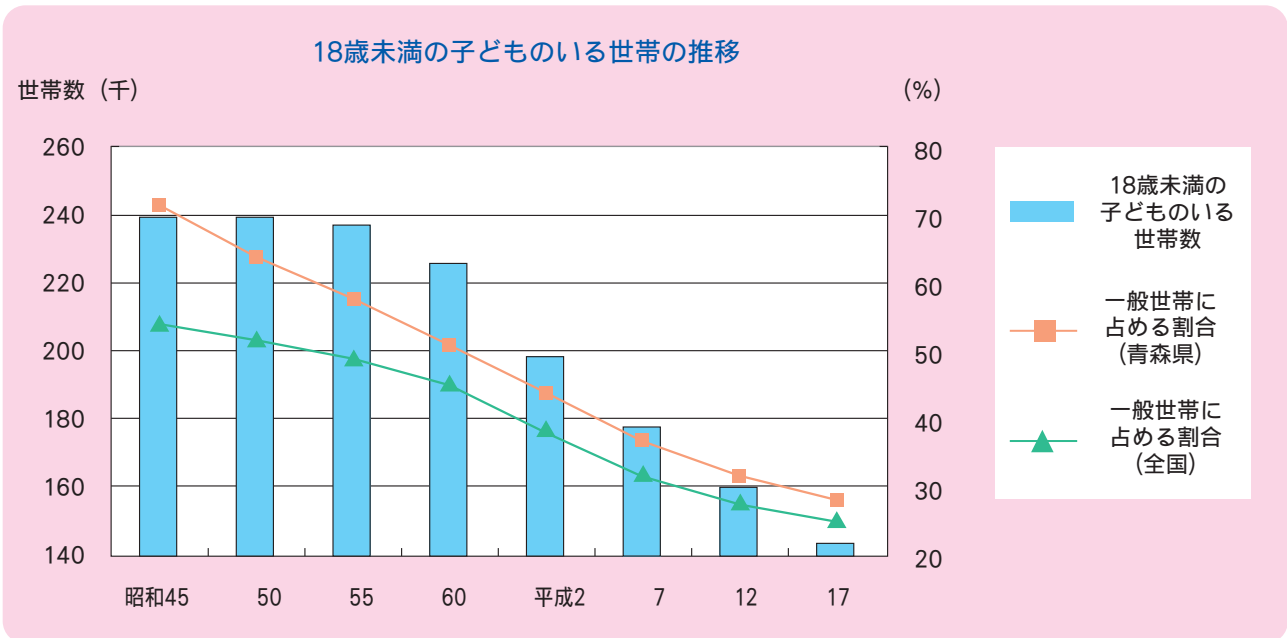


図11 18歳未満の子どものいる世帯の推移

資料) 総務省「国勢調査」



〔資料4〕女性の就労状況（女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められている）

（1）就労状況

就業者数の推移をみると、平成17年の総数685,401人のうち、女性が304,052人と全就業者数の44.4%を占めています。平成12年と比べると就業者数は男性・女性ともに減少していますが、女性の就業者数が占める割合をみると平成12年の43.2%から1.2%増加しています。

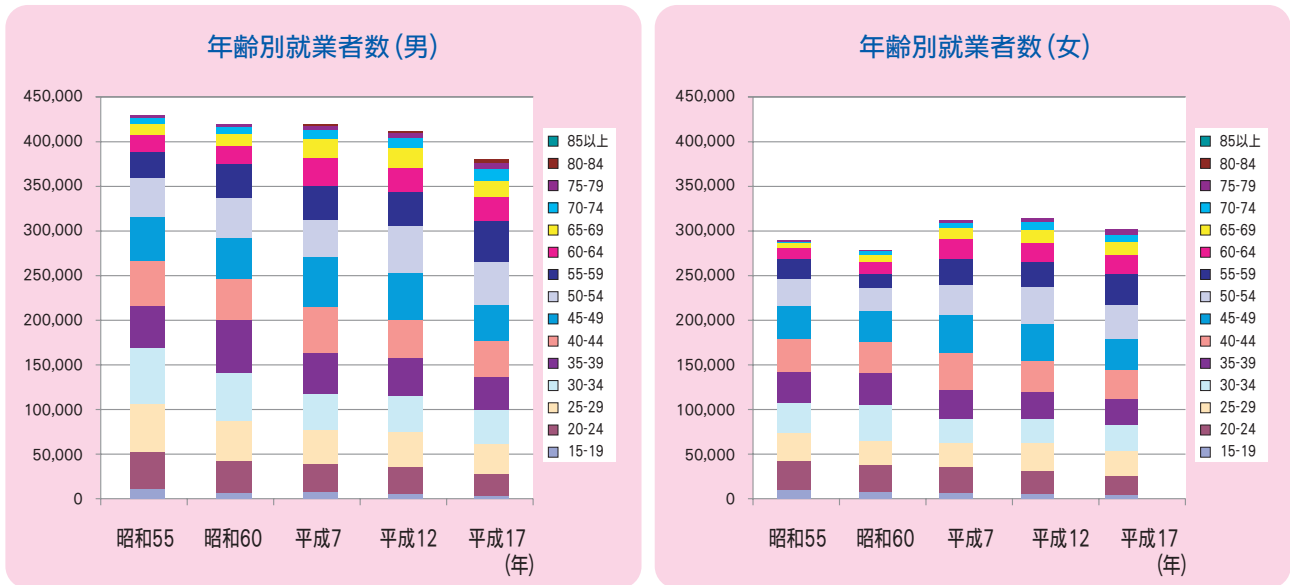


図12 本県の男女・年齢別就業者数の推移

資料) 総務省「国勢調査」

また、本県の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は20歳以上のすべての年齢区分で全国の女性より高くなっているものの、日本における女性労働力率の特徴であるM字型カーブ（出産育児により女性が非労働力化することが多い25歳～39歳において労働力率が低下する現象）を描いています。平成17年は平成12年に比べてM字型カーブが緩やかになっており、近年の女性の労働力率は上昇しています。

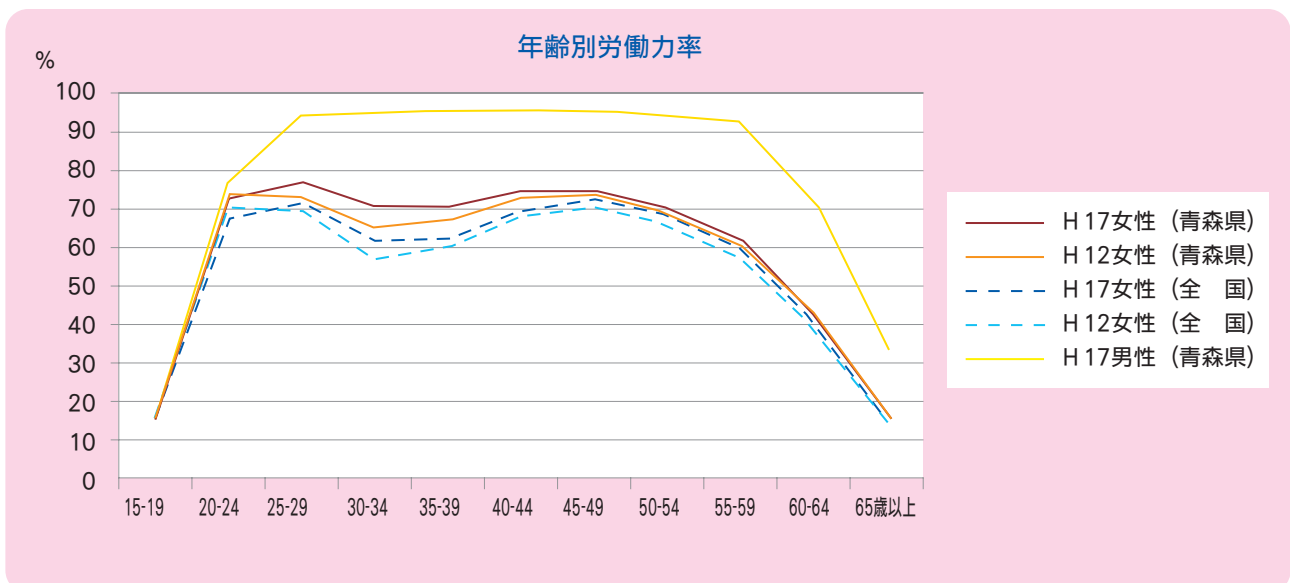


図13 年齢別労働力率

資料) 総務省「国勢調査」

(2) 産業・雇用の状況

本県の産業別にみた女性雇用者の割合は、卸売・小売業が22.6%、医療・福祉が21.9%、ついで複合サービス・サービス業、製造業の順となっています。これに対し、全国の割合は、卸売・小売業が22.3%、医療・福祉が18.3%、ついで複合サービス・サービス業、製造業の順となっており、医療・福祉の比率がわずかに高くなっていますが、ほぼ全国と同様の傾向となっています。県内の男性と比較すると、建設業、運輸業、卸・小売、医療・福祉で差が大きくなっています。

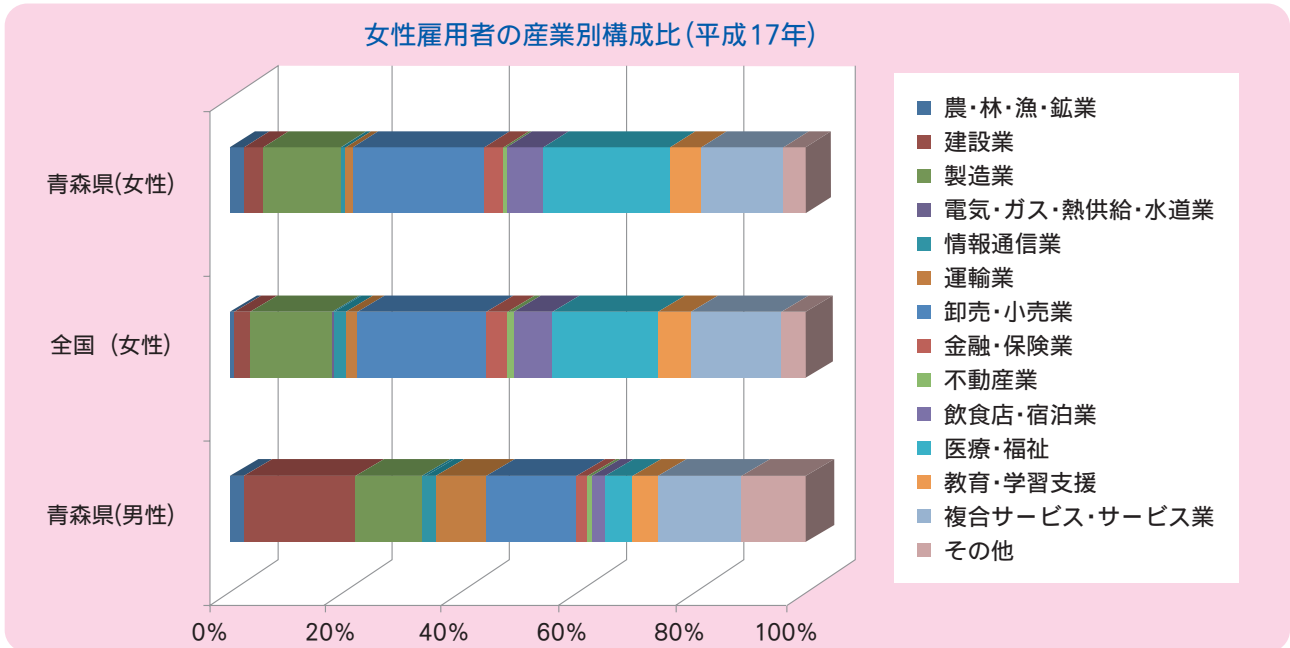


図14 女性雇用者の産業別構成比(平成17年)

資料) 総務省「国勢調査」

本県の女性雇用者を職業別にみると、最も多く従事しているのは事務、ついで生産工程・労務、専門的・技術的職業の順となっており、全国と同傾向となっています。また、県内の男性と比較すると、事務、サービス職業、専門的・技術的職業の比率が高く、保安職業と運輸・通信については、実数、比率ともに10分の1以下となっています。

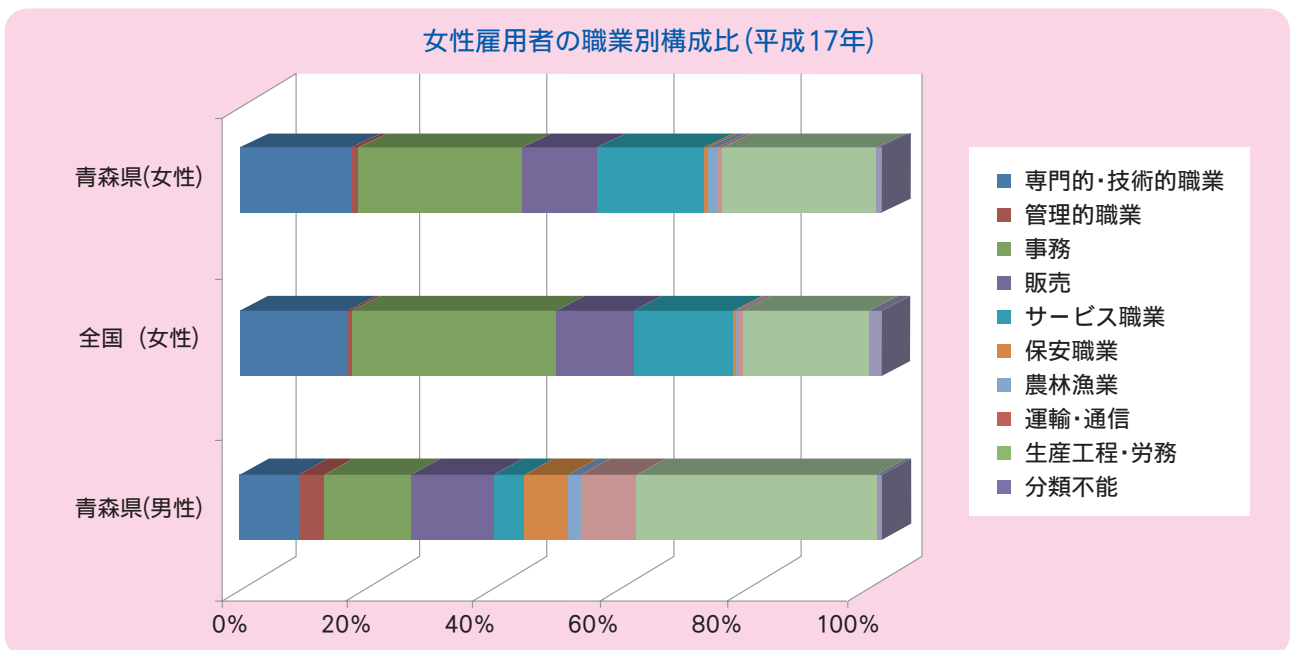


図15 女性雇用者の職業別構成比(平成17年)

資料) 総務省「国勢調査」

【資料5】地域の状況（都市部の人口が増加を続け、地域コミュニティの活性化が求められている）

（1）地域の特性

本県の人口は、戦後一貫して都市部が増加を続け、郡部が減少を続けています。平成16年から18年にかけて本県では市町村合併が進みましたが、平成17年の国勢調査の結果を基に合併後の県内40市町村の人口をみると、市部と郡部の人口比は約3対1となっています。特に、青森、弘前、八戸の三市の占める割合は、昭和30年には県人口の約3分の1であったものが、合併後は51.9%と約2分の1を占めており、郡部の人口は著しく減少しています。

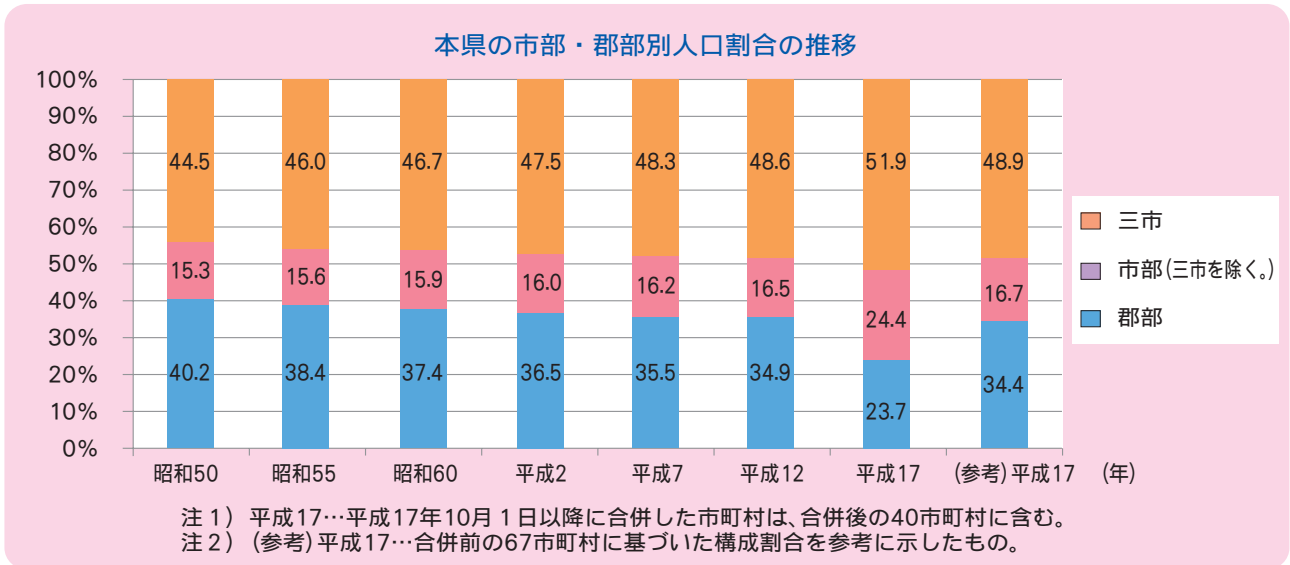


図16 本県の市部・郡部別人口割合の推移

資料) 総務省「国勢調査」

就業者数を産業別にみると、本県の全就業者数685,401人のうち、第一次産業に95,725人が就業しており、第一次産業の就業者の割合は全国に比べると高い（全国4.8%、青森県14.0%）ものの、平成12年の14.6%に比べて0.6ポイント減少しています。また、本県の第二次産業の就業者の割合は平成12年の25.2%に比べて3.8ポイント減少し、年々、第三次産業の就業者の割合が高まっています。

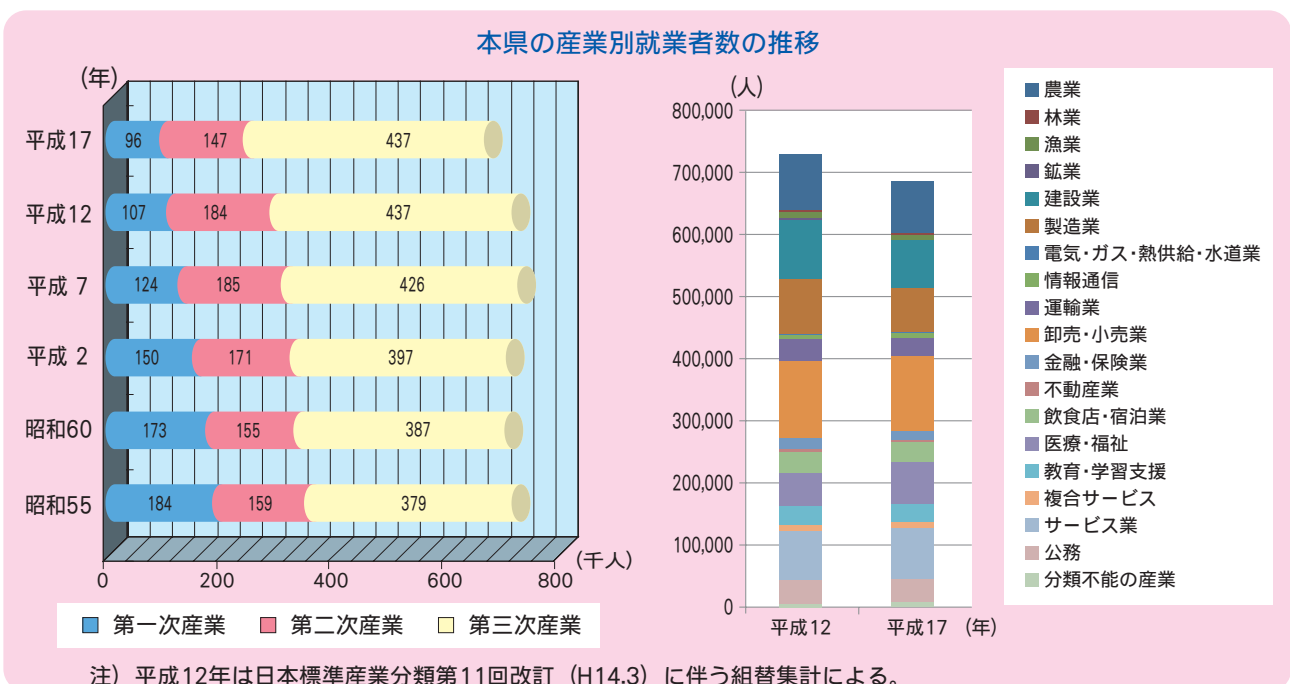


図17 本県の産業別就業者数の推移

資料) 総務省「国勢調査」

このような中で、地域の間人間関係も変化してきています。会社に勤務する人が増加し、近隣との親密な関係や地域と関わる時間をもちにくい生活をする人が増えたことにより、地域の求心力が相対的に弱まっています。

「青森県民の意識に関する調査」（平成20年）によると、地域住民同士のコミュニティについて重要と回答した割合は72.1%と約4分の3に上っていますが、住んでいる地域でコミュニティが機能しているかについては「十分機能している」と回答した割合はわずか2.7%にとどまっております、「ある程度機能している」との回答（42.1%）を加えても50%に満たない状況となっています。また、地域コミュニティの役割については「近所同士の助け合い」が最も多く、ついで「高齢者などへの支援」、「子どもの健全育成」などとなっています。

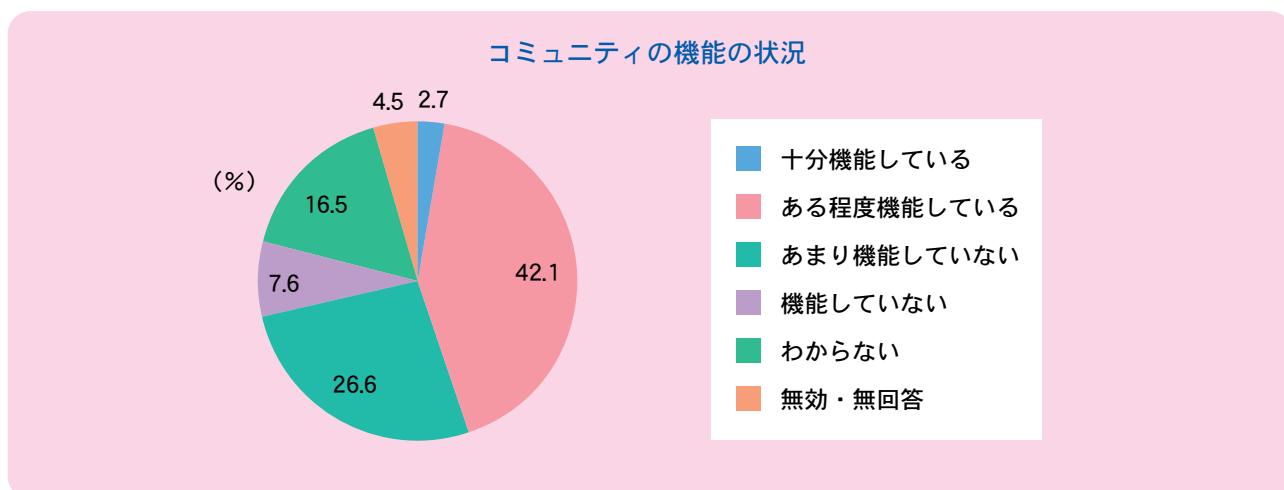


図18 コミュニティの機能の状況

資料) 青森県「青森県民の意識に関する調査」

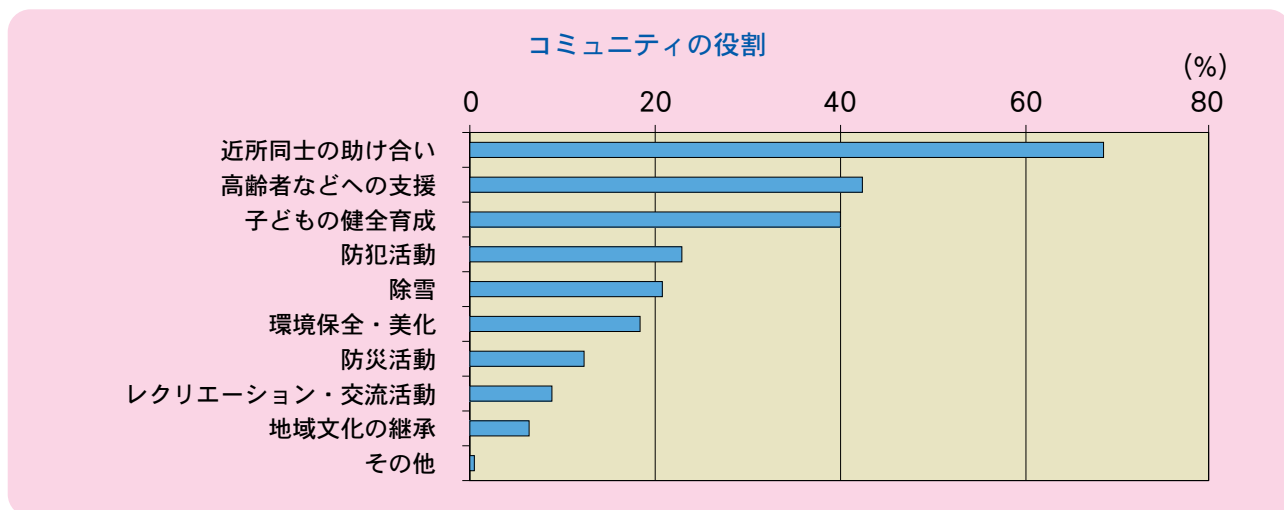


図19 コミュニティの役割

資料) 青森県「青森県民の意識に関する調査」

一方、個人の生きがいの多様化や交通手段の発達により、立場や価値観を共有する人々との交流など選択的なネットワーク化が進んできています。

県内のNPO法人数は平成17年度の194法人から平成20年度には259法人となっているなど、他人や社会との主体的なつながりの中に精神的充足感を求める人が増えてきています。

【資料6】子どもの心身の状況と生活の実態（乳児死亡率の改善がみられるが、子どもの成長に応じた健康と健全育成が課題となっている）

（1）子どもの心身の発育・発達の状況

本県における乳児死亡率（出生千当たりの生後1年未満の死亡率）は、昭和30年代には58.0と全国平均の39.8に比べ、かなり高率でした。その後の母子保健・医療施策の推進により改善が進み、平成6年には4.1と全国平均の4.2を初めて下回りました。しかし、平成7年には全国平均より1.2ポイント高い5.5と増加し、平成12年は全国平均より1.8ポイント高い5.0となり、新生児死亡率（生後4週未満の死亡率）や周産期死亡率（妊娠22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合計した率）とともに、全国最下位となりました。平成16年10月の総合周産期母子医療センター開設以降は、青森県周産期医療システムの円滑な運用等を背景として乳児死亡率等が改善傾向に入り、平成20年の乳児死亡率は2.1と、その他の数値とともにこれまでで最も改善された値となっています。

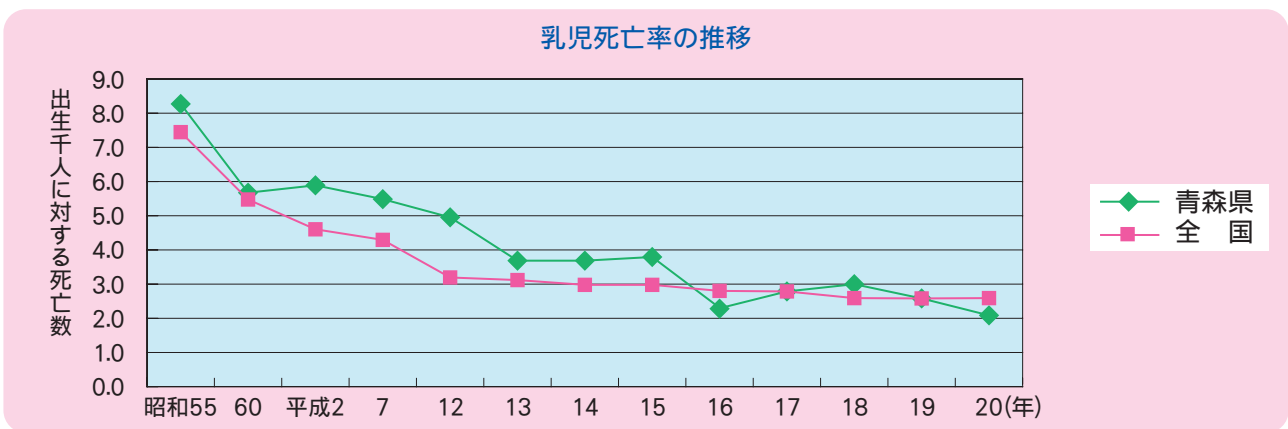


図20 乳児死亡率の推移

資料) 厚生労働省「人口動態統計」

平成17年の本県の平均寿命は、男女ともに全国最下位となっています。生涯を通じた健康づくりのためには、子どもの頃から正しい生活習慣を確立することが重要です。特に、一人1日あたりの食塩摂取量は11.0g（平成17年県民栄養調査）で、目標としている10.0gより多く摂取されています。また、1歳6か月児、3歳児、小・中・高校生の虫歯有病者率は全国平均を上回っています。子どものころからの正しい生活習慣の形成を進めていく必要があります。

さらに、近年、思春期の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の増加が子どもたちの健康をむしばんでいることが指摘されています。また、心身症、不登校、引きこもり等の心の問題も深刻化しており、子どもの自殺や暴力行為なども顕在化してきています。このような事態は、社会環境の変化を反映した今日的課題と言えます。課題の解決に向けて、保健・医療・福祉・教育等の連携強化はもとより、家庭や地域など社会全体で取り組んでいく必要があります。

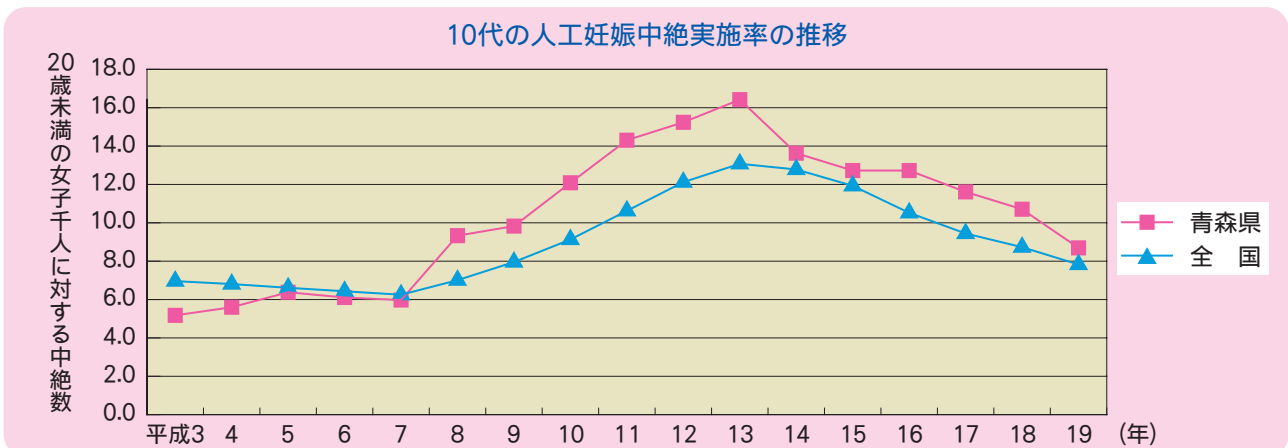


図21 10代の人工妊娠中絶実施率の推移

資料) 厚生労働省「衛生行政報告例」

(2) 子どもの年齢別生活時間・居場所の状況

NHK放送文化研究所が5年毎に実施している「国民生活時間調査」(平成17年)によると、全国の10歳以上の子どもの生活時間の変化について、小学生ではこの5年間でほとんど変化は見られませんが、中学生では学業の時間が長くなり、睡眠、休息にあてる時間が減少しています。平成14年に導入された完全学校週5日制により、土曜日が休みになって減った分の授業時間数を補うかのようになり、平日の学業の活動時間が長くなっています。

平成18年の総務省「社会生活基本調査」から、本県の子どもの生活時間をみると、学業の時間は中学生で最も長くなっています。また、睡眠や食事の時間は年齢が高くなるとともに短くなっています。

総平均時間(分)	小学生	中学生	高校生
睡眠	544	487	470
身の回りの用事	62	65	68
食事	97	83	80
通学	27	31	53
学業	341	423	312
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	102	93	117
休養・くつろぎ	85	84	91

	小学生		中学生		高校生	
	行動者率(%)	行動者平均時間(分)	行動者率(%)	行動者平均時間(分)	行動者率(%)	行動者平均時間(分)
家事	6.6	39	7.5	71	7.8	43
買い物	10.3	67	11.7	64	11.0	105
学習・研究(学業以外)	33.3	85	37.3	111	12.6	131
趣味・娯楽	32.1	142	33.6	135	27.1	149
スポーツ	28.2	138	21.2	155	35.1	212
ボランティア・社会参加	0.7	204	1.1	56	2.0	145
交際・付き合い	9.2	114	5.2	219	10.1	332

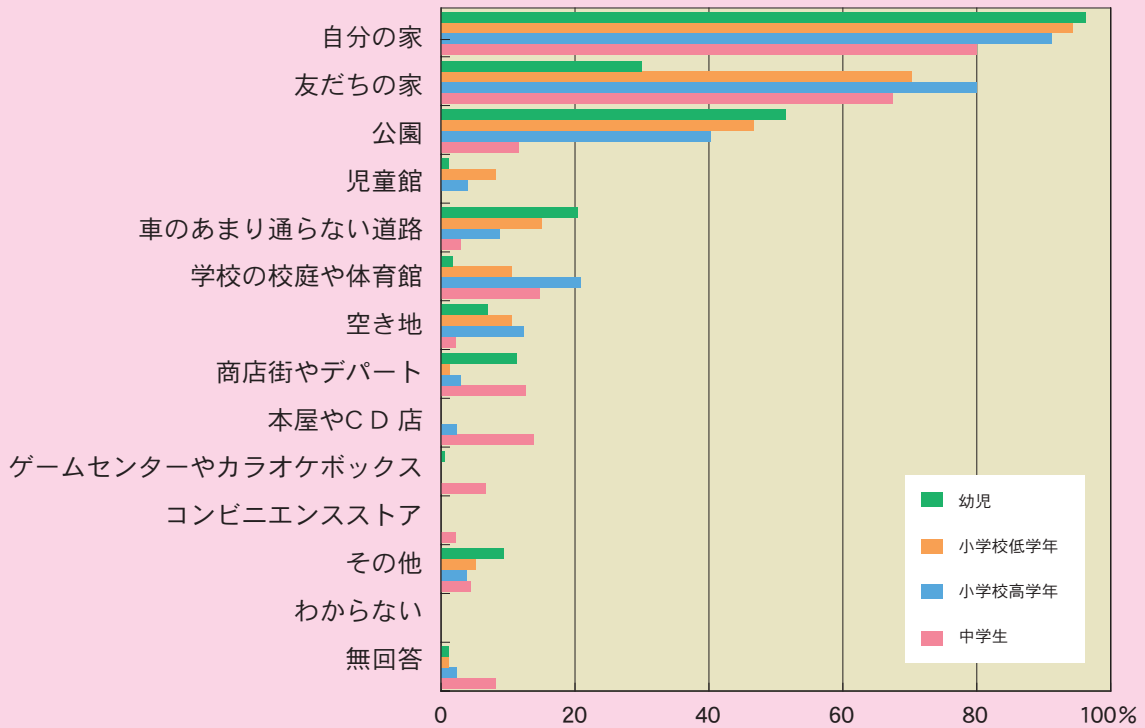
表22 本県の子どもの生活時間

資料) 総務省「社会生活基本調査」

また、都市化に伴う空き地の減少や交通事故の危険性の高まりなどにより、遊びの質も変化したことから、室内での遊びが多く、屋外での遊びや自然体験が少なくなっています。

平成10年度の文部省の調査では、小中学生の3分の1が「太陽が昇るところや沈むところを見たことが(ほとんど)ない」と答えています。青森県「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)によると、本県の子どもが主に遊ぶ場所は、前回調査(平成13年)と比べて「友だちの家」での遊びが減少をみせ、「商店街やデパート」での遊びが増加しています。また、地域の指導者の減少や参加する子どもの数の減少などにより、生活体験を深める機会も減少してきています。子どもの遊び場としての地域を地域住民が意識し、地域全体で子どもの健全な育成に配慮し、人間的ふれあいに満ちた遊び場づくりが求められています。

子どもが主に遊ぶ場所（平成13年）



子どもが主に遊ぶ場所（平成20年）

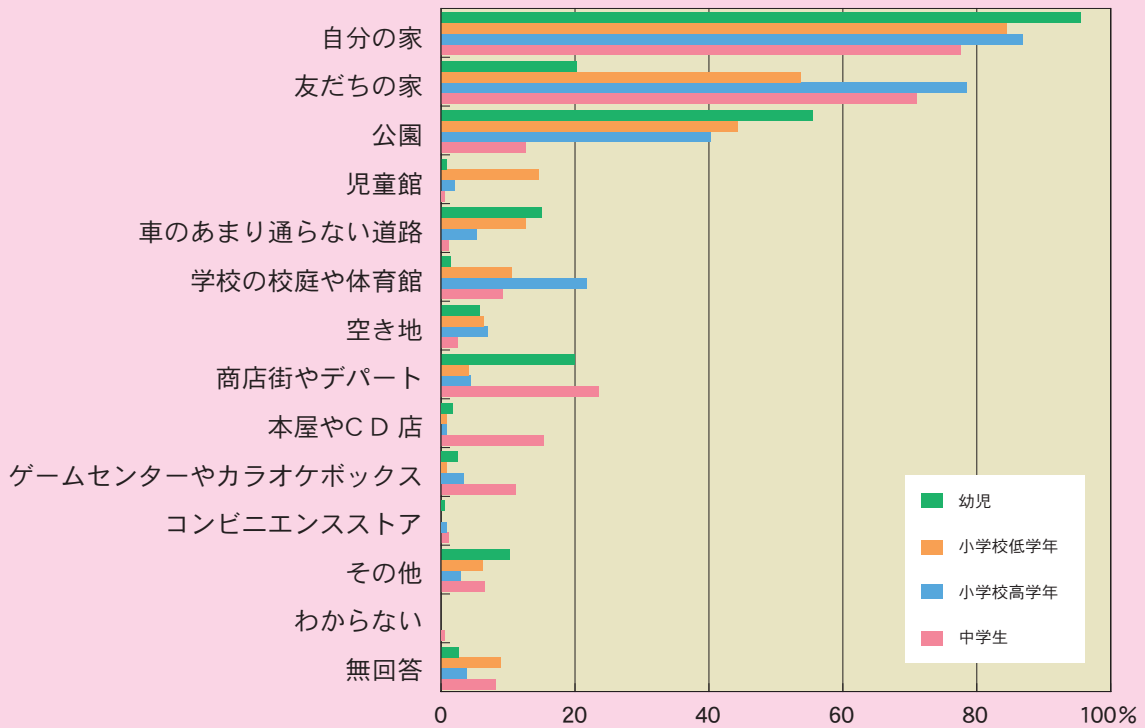


図23 子どもが主に遊ぶ場所

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)
「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)

[資料7] 子どもをめぐる問題（児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えている）

(1) 子どもをめぐる問題の動向

児童相談所への虐待相談件数が全国的に増加しており、本県においても、平成8年度の43件から平成20年度には445件と10倍以上となっています。子どもへの虐待相談件数が増加する要因としては、近年の都市化や核家族化の進行等により、家庭が地域から孤立しがちな状況下で、育児不安や育児の負担感等に起因する虐待そのものが増加していることと、児童虐待の防止等に関する法律の成立により虐待に対する社会の認識が高まり、通告などが増加してきたことなどが指摘されています。子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体が取り組まなければならない課題です。

児童虐待相談件数の推移

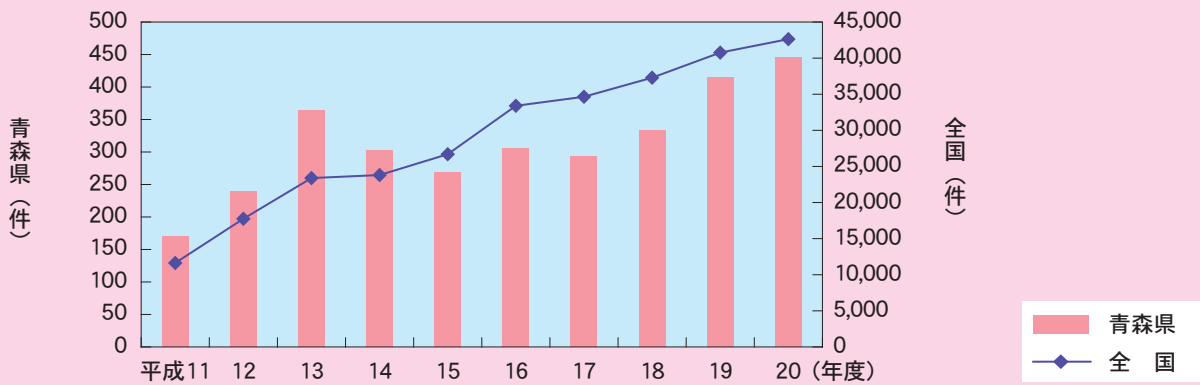
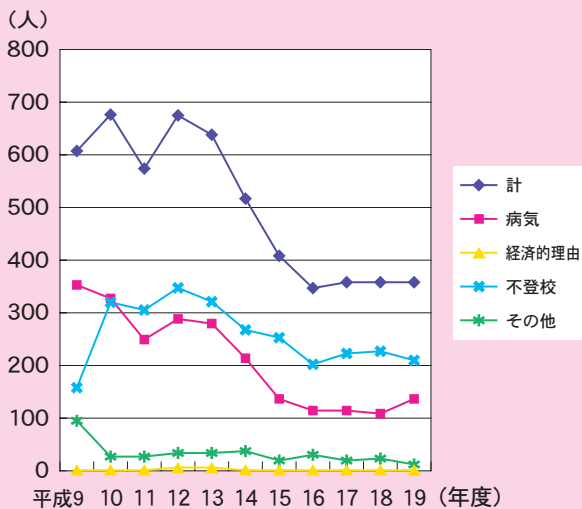


図24 児童虐待相談件数の推移

資料) 青森県こどもみらい課

小学校・中学校における不登校児童の状況は、小中学校ともに、平成10年度に急増しています。小学校では、平成10年度以降年間300人以上で推移していましたが、平成13年度から徐々に減少を見せ始め、平成19年度には209人とここ数年は200人強で推移しています。中学校においても、平成10年度以降1,400人以上で増加傾向が続き、平成14年度からは一旦減少しましたが、平成17年度以降再び増加に転じ、平成19年度は1,304件となっています。今後、増加傾向に歯止めをかけることが必要です。

理由別長期欠席者数 小学校



理由別長期欠席者数 中学校

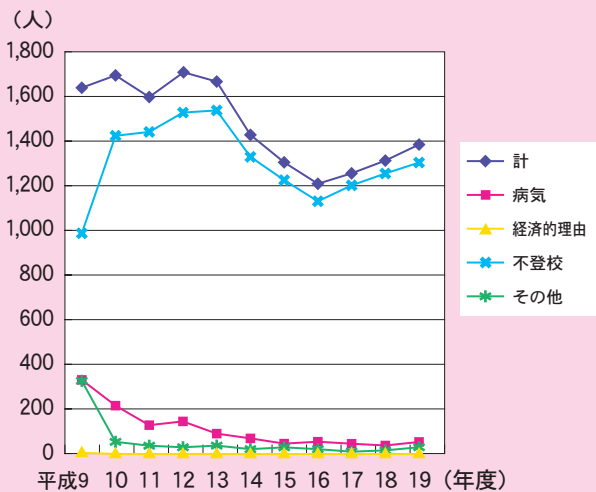


図25 本県の理由別長期欠席者数の推移

資料) 文部科学省「学校基本調査」

少年非行についてみると、刑法犯少年（刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年及び罪を犯した14歳以上20歳未満の少年のこと）の検挙・補導者は、平成15年の2,049人に対し、平成20年は1,140人と大幅に減少していますが、このうち、中学生・高校生が全体の約8割を占めており、ここ数年同様の傾向が続いています。小学生は75人と前年より6人の減少、中学生は501人と前年より110人の減少、高校生は407人と前年より34人の増加となっており、高校生の検挙・補導の増加が目立ちます。また、少年非行のうち、万引きが全体の約5割を占めていることから、少年の健全育成に関わる機関・団体が連携して、少年非行防止の取組を推進していくことが一層必要となっています。

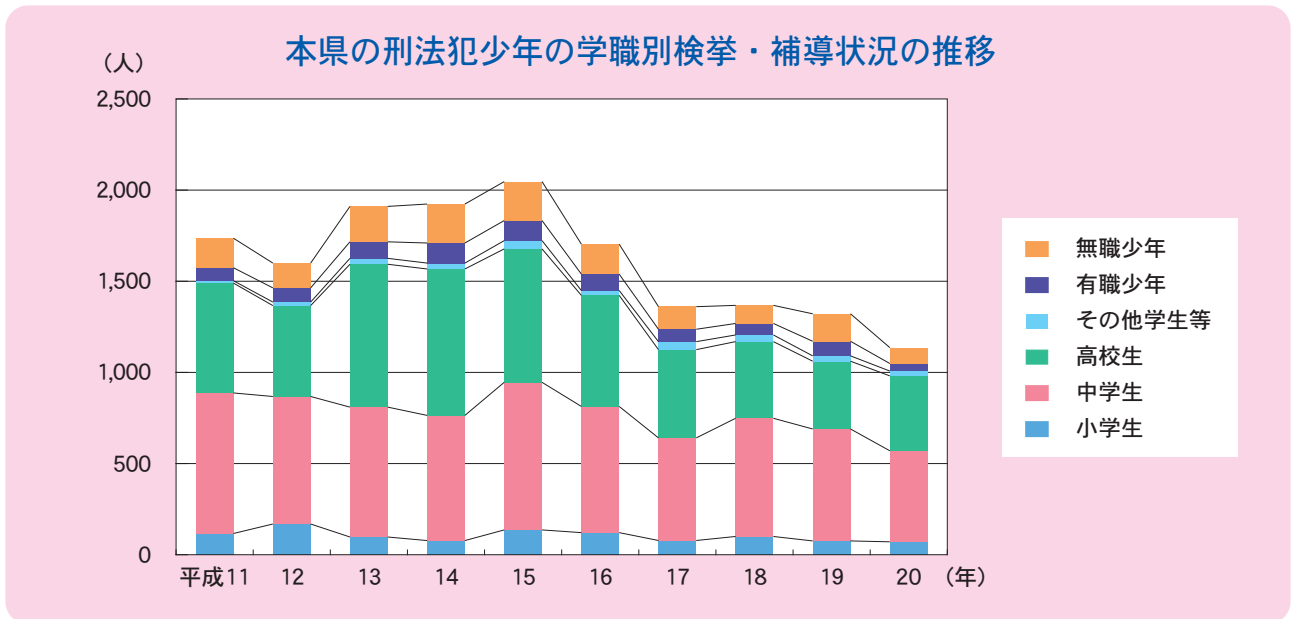


図26 本県の刑法犯少年の学職別検挙・補導状況の推移

資料) 青森県警察本部



【資料8】 要保護児童への支援の状況（家庭的環境での支援、自立に向けた支援が求められている）

（1）児童虐待防止対策の状況

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化が求められています。本県の全市町村には、要保護児童等について関係者間で情報の交換と支援を行うための要保護児童対策地域協議会が設置され、住民に身近な市町村における児童家庭相談業務の体制整備が図られてきています。また、本県の児童相談所は、児童福祉司1人当たりの担当人口が平成21年4月1日現在で33,411人となっており、全国平均の52,623人よりも少なく、きめ細かな支援を行うための体制強化が図られています。児童相談所が児童虐待に十分に対応するためにも、市町村や関係機関と適切に役割を分担し、互いに連携を図っていくことが必要になっています。

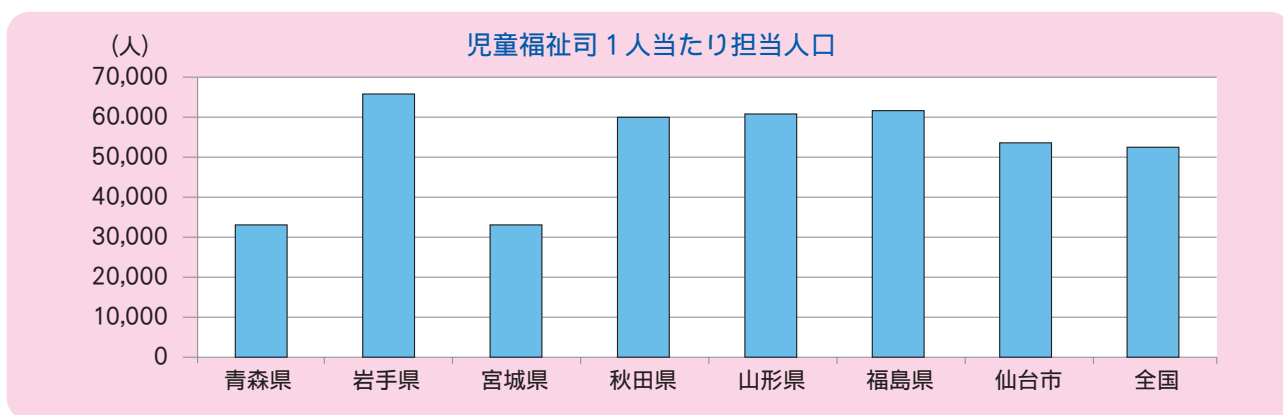


図27 児童福祉司1人当たり担当人口

資料) 厚生労働省

（2）社会的養護体制の状況

親の死亡などにより生まれた家庭で育てることができない、産んでくれた親元で育てることができない子どもの養育は社会が責任をもって行う仕組み（社会的養護）が必要です。特に、虐待を受けた子どもなど家庭において適切な養育を受けられない子どもについては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要です。里親制度は、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要な施策です。本県における平成20年度の里親等委託率（社会的養護が必要な子どものうち里親家庭や小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）で暮らす子どもの割合）は11.8%（全国10.4%）となっており、ここ数年増加を続けていますが、社会的養護体制の充実を図る観点からも、より一層の拡充を図り、家庭的養護を推進していくことが求められています。

また、施設に入所している子どもについては、ケア単位の小規模化や子どものプライバシーに配慮した適切なケアを行い、他者との関係性が回復できるようきめ細かな支援をしていくことが必要であり、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みづくりが求められています。

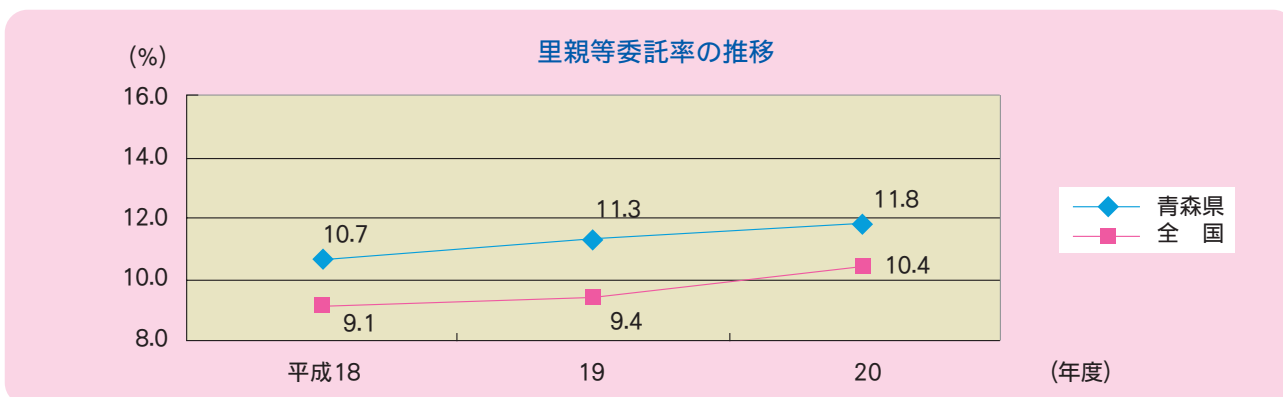


図28 里親等委託率の推移

資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

【資料9】仕事と生活の調和をめぐる状況（男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められている）

（1）子育ての実態

家族の小規模化や核家族化が進むことにより、祖父母などが直接子育てを援助したり、育児の知識を伝える機会が少なくなります。また、家庭では父親の家事・育児参加が不可欠です。平成18年「社会生活基本調査」によると本県における平日の男性の家事・育児時間は平均18分、女性は2時間44分となっており、平成13年の調査より男性では1分増加し、女性では1分減少しています。土曜日・日曜日の男性の家事・育児時間については若干増加の動きがみられますが、男女の家事・育児に費やす時間の差は依然として大きなものがあります。

青森県「子どもと子育てに関する調査」（平成20年）によると、夫婦間の子育てに関する役割分担の実態について、男性は自分の役割分担を4割と答えた人が21.9%と最も多く、4割以下と答えた人の割合は全体の82%を占めています。女性は8割と答えた人が27.3%と最も多く、6割以上と答えた人の割合が全体の86%を占めています。一方、どの程度の役割分担が適切と考えているかについては、男女ともに5割が最も多く、男性では3割から5割に全体の90%が集中し、女性では5割から7割に全体の92%が集中しています。また、「子ども自身に関すること」「自分の自由時間がない」を不安や悩みと感じている母親が父親より多くなっており、子育てについての母親の精神的負担感が父親に比べて強くなっていることがうかがえます。



図29 本県の家事・育児時間の推移

資料) 総務省「社会生活基本調査」

（2）育児休業制度の利用状況等

青森県「中小企業等労働条件実態調査」（平成20年度）によると、育児休業制度のある事業所は全体の84.4%となっています。事業所規模別にみると、従業員が300人以上の大規模事業所においては育児休業制度が100%ありますが、事業所の規模が小さくなるとともに育児休業制度のない事業所が多くなり、10人未満の事業所の約5割は制度がない状況にあります。本県の育児休業制度の利用状況（平成20年12月31日現在）をみると、出産した女性に占める割合は76.7%、配偶者が出産した男性で利用した者はなく、全国の女性90.6%、男性1.23%（平成20年10月1日現在）に比べると著しく低い水準となっています。男性が育児休業を取得しようとする社会的機運の醸成に努める必要があります。

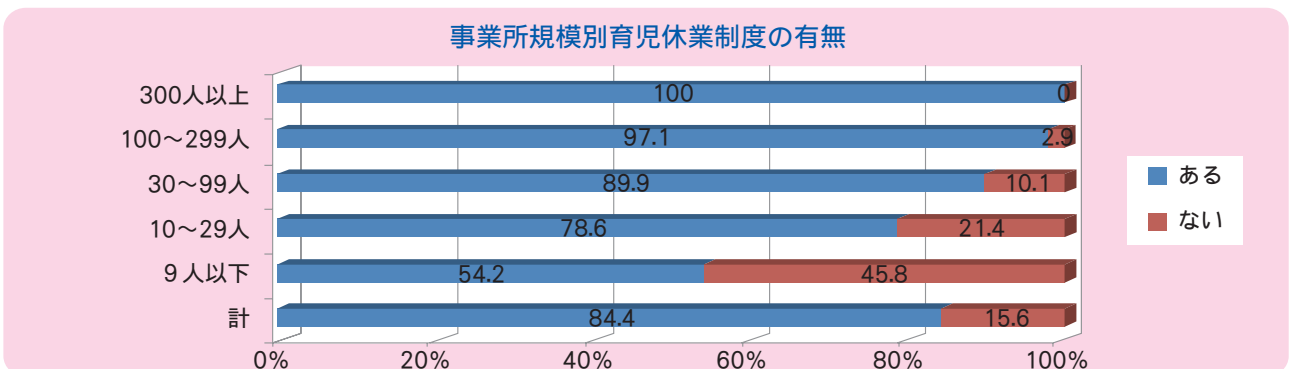


図30 事業所規模別育児休業制度の有無

資料) 青森県「中小企業等労働条件実態調査」

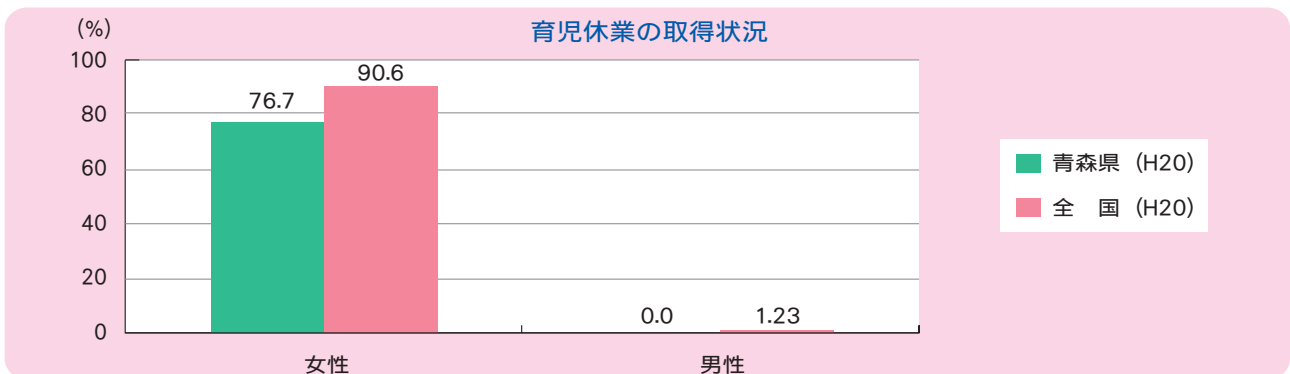


図31 育児休業の取得状況

資料) 青森県「中小企業等労働条件実態調査」
厚生労働省「雇用均等基本調査」

少子化、核家族化が進行する中で、子育てと仕事を両立するためには職場の理解が不可欠です。青森県「子どもと子育てに関する調査」によると、女性が子育てと仕事を両立する上で必要な職場の制度としては、「子どもの病気やけがの時に休暇が取れる」が59.7%と最も多く、ついで「産前産後の休暇や育児休業が十分にとれるようにする」53.9%、「育児休業中の給与の一部保障などの経済的支援をする」41.8%の順となっています。前回調査（平成13年）と比べて、上位2項目の順序が入れ替わっており、緊急時のニーズへの対策が必要となっています。

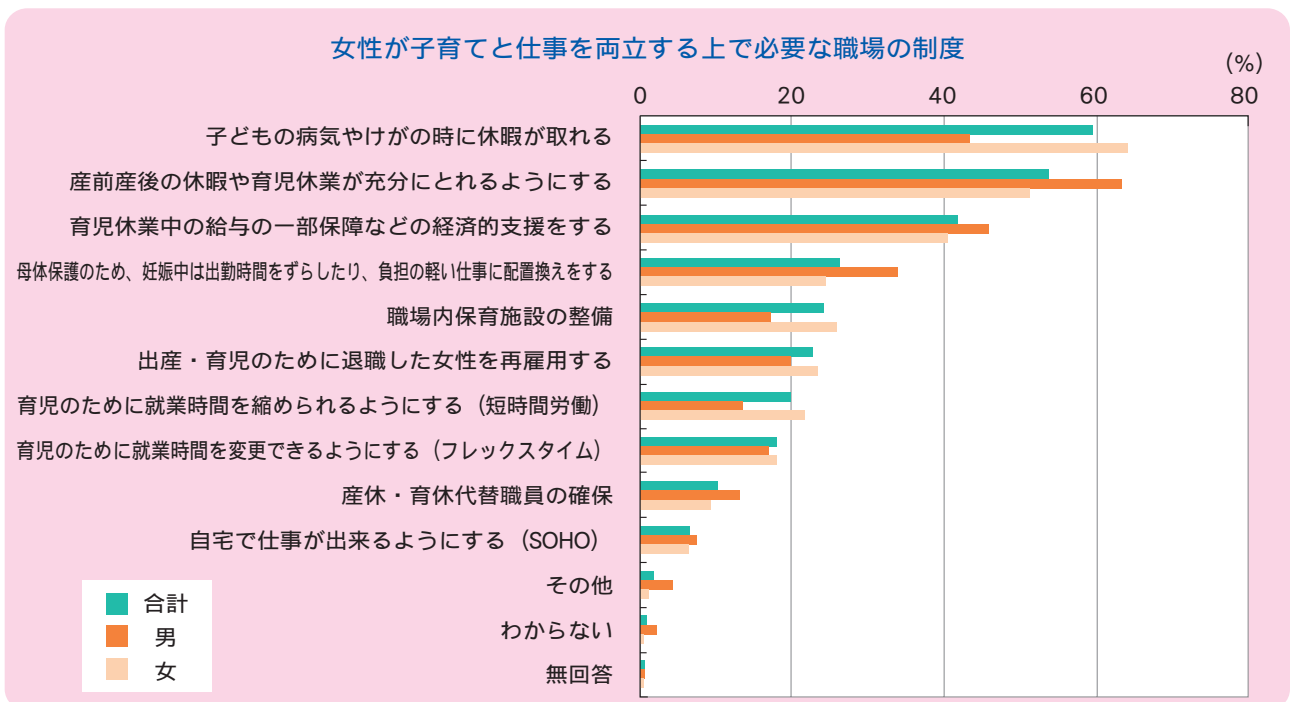


図32 女性が子育てと仕事を両立する上で必要な職場の制度

資料) 青森県「子どもと子育てに関する調査」（平成20年）

なお、近年は、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、自ら希望するバランスで様々な活動が展開できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が積極的に推進されています。

働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことは、こころの健康を含めた健康問題の予防につながるとともに、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして重要です。

青森県「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と男女共同参画に関する調査」によると、本県企業における「ワーク・ライフ・バランス」の認知は「言葉だけ知っていた」24.9%、「どういう意味か理解している」18.5%となっており、従業員数が100人以上の企業において比較的高く認知されていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスの認知度

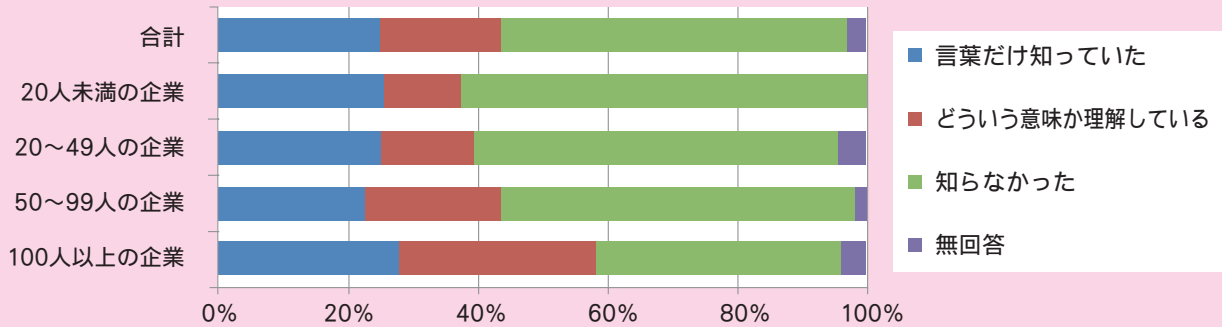


図33 ワーク・ライフ・バランスの認知度

資料) 青森県「男女共同参画に関する調査研究報告書」平成19年度「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と男女共同参画に関する調査」

「2005年農林業センサス」によると本県の農業就業人口に占める女性の割合は53.2%となっています。農山漁村における女性は、仕事に従事しながら、家事や育児、介護をはじめ地域活性化にも大きな役割を果たしており、子育て環境の整備は大きな課題です。また、労働報酬や休日などの就労条件整備が充分でないこと、地域の方針決定の場への参画率が低いことなども課題となっています。

(3) 子育てに関する保護者の意識

子育てに対して重い負担を感じている背景には、核家族化などにより家庭内での援助が減少していること、地域のつながりが希薄化したため、地域内での援助が難しくなっていること、女性の社会参画が進む一方で、そのための環境整備が十分でないことから仕事と子育ての両立が難しいと感じている人が多くなっていること、社会環境の変化により、子どもの健康や健全育成が問題になっていることがあげられます。青森県「子どもと子育てに関する調査」では、子育ての不安や悩みについての質問で、「出産・育児にお金がかかりすぎる」が41.5%と最も多く、ついで「子ども自身に関すること」「仕事や家事が忙しくて、子どもとのふれあいやしつけが十分できない」「将来の社会が不安である」「自分の自由な時間がない」の順となっています。前回調査(平成13年)では「出産・育児にお金がかかりすぎる」は27.8%であり、14ポイントの増加となっています。

子育ての不安や悩み (13年、複数回答合計、上位10位)

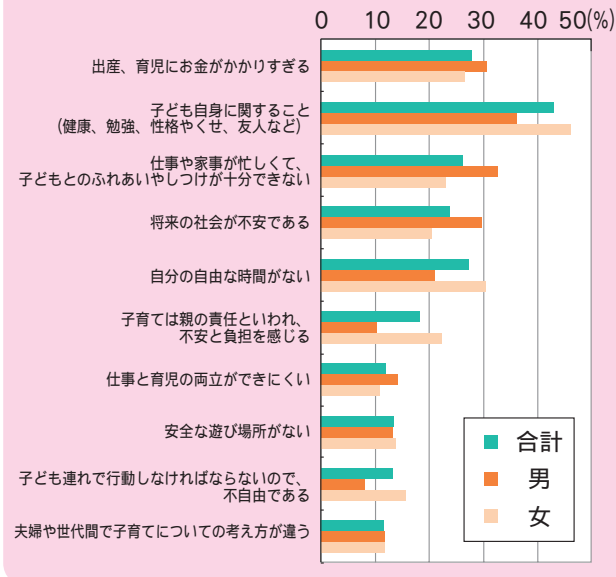
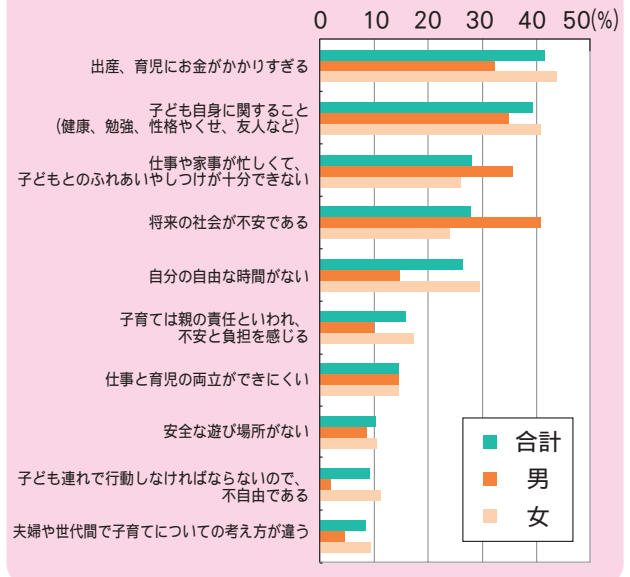


図34 子育ての不安や悩み

子育ての不安や悩み (20年、複数回答合計、上位10位)



資料) 青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)

子どもの数の減少によって、子ども同士のふれあいが減ったり、家庭での過保護や過干渉がおこなうことで、子どもの自主性や社会性が阻害されるなど、子ども自身に対する影響も心配されています。子どもの数が減少することの影響については、青森県「子どもと子育てに関する調査」（平成20年）の結果から、「子ども同士のふれあいが少なくなり、子どもの成長にとって好ましくない」57.2%、「将来、年金などの社会保障負担が増加する」53.1%、「将来の労働力の減少につながり、経済が停滞する」52.2%と考えていることが分かります。前回調査（平成13年）と比べると「将来、年金などの社会保障負担が増加する」と考える割合が18ポイント増加しており、教育環境に加え、経済環境の変化に関心を寄せていることがうかがわれます。

また、同調査では、子どもを産み育てることの喜びや良さとして、「子どもを育てることによって自分が成長する」と答えた人が62.9%と最も多く、ついで「家族の結びつきを強める」57.2%、「子どもを育てることは楽しい」46.5%の順になっています。前回調査（平成13年）では、「家族の結びつきを強める」56.2%、「子どもを育てることによって自分が成長する」56.1%、「子どもを育てることは楽しい」37.0%の順であり、親自身の育ちや子育て自体を楽しむ割合の増加がみられます。

子どもを産み育てることの喜びや良さ（複数回答）

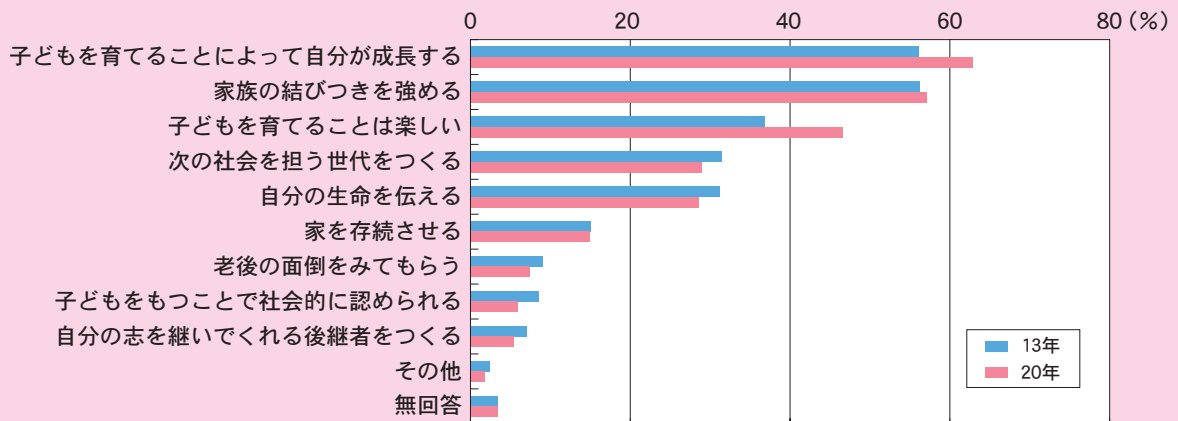


図35 子どもを産み育てることの喜びや良さ

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」（平成13年）
「子どもと子育てに関する調査」（平成20年）

行政に最も期待する政策としてあげられているのは、「産科・小児医療、新生児医療体制を充実する」24.9%、「教育費の負担を減らす」12.8%、「妊娠や出産にかかる費用を援助する」12.1%などとなり、前回調査よりも医療体制の充実を求める声が16ポイント上昇しています。

行政に最も期待する政策（複数回答、第1番目、上位7位）

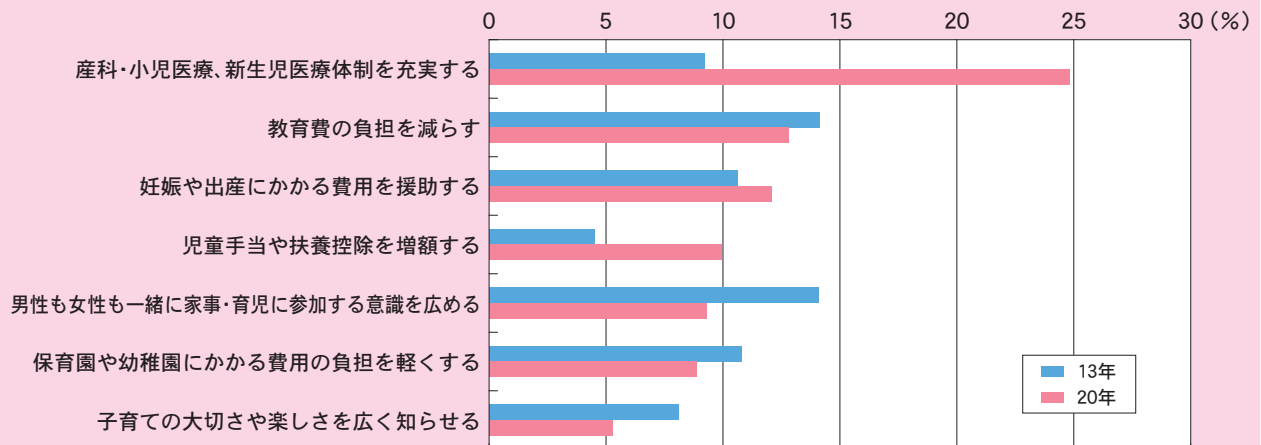


図36 行政に最も期待する政策

資料) 青森県「子育て環境に関する調査」（平成13年）
「子どもと子育てに関する調査」（平成20年）

[資料10] 地域の子育て支援サービスの提供状況（地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められている）

（1）保育サービスの提供状況と利用の動向

子育てと仕事の両立支援のためには、保育サービスの充実も望まれています。本県の保育所普及率は全国平均より高く、延長保育や一時預かりなども充実してきました。放課後児童対策については、平成19年度から、「放課後児童クラブ」とすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」との連携を図り、「放課後子どもプラン」として総合的な放課後対策に取り組んでいます。このうち、放課後児童クラブは、市町村等が共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行うクラブを運営するもので、平成20年度には27市町村215クラブが活動しています。また、放課後子ども教室は25市町村で93教室が活動しており、開設日数が年間200日以上のある教室は33教室となっています。

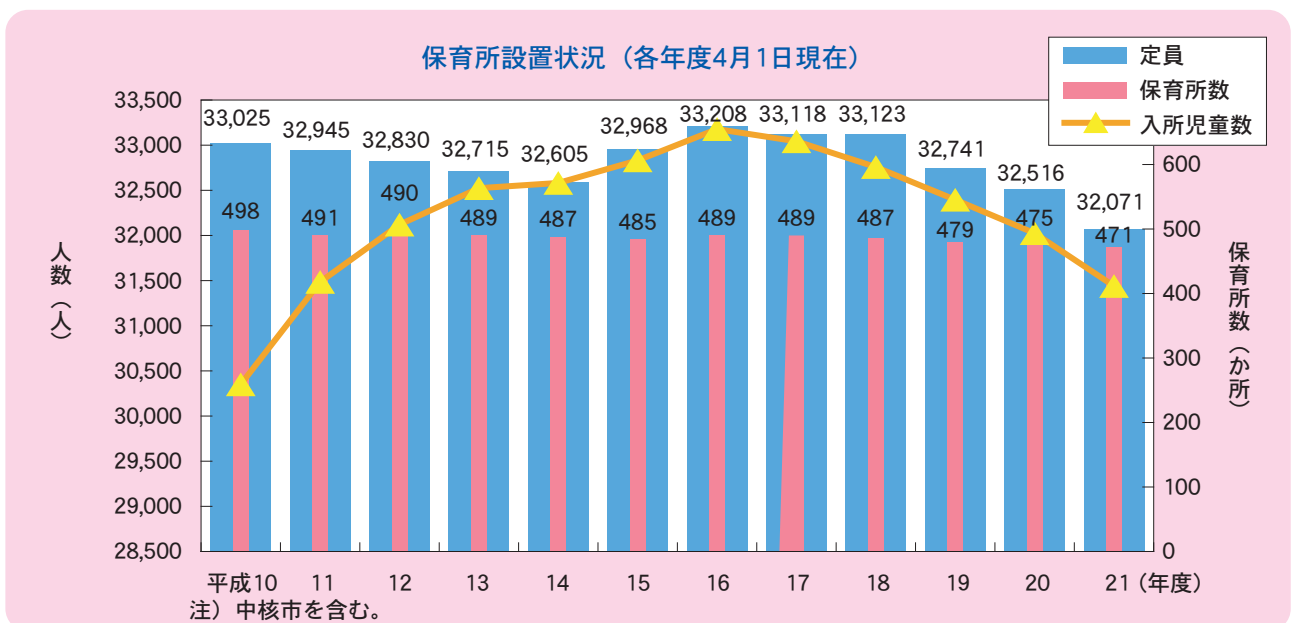


図37 保育所設置状況（各年度4月1日現在）

資料) 青森県こどもみらい課

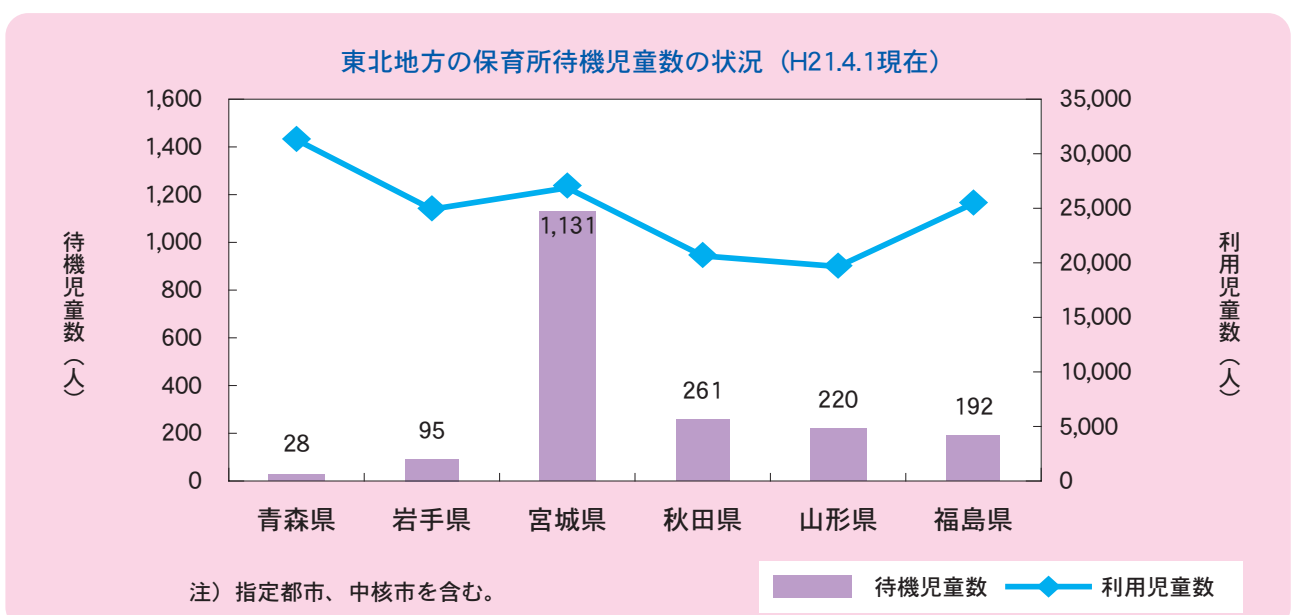


図38 東北地方の保育所待機児童数の状況（平成21年4月1日現在）

資料) 厚生労働省

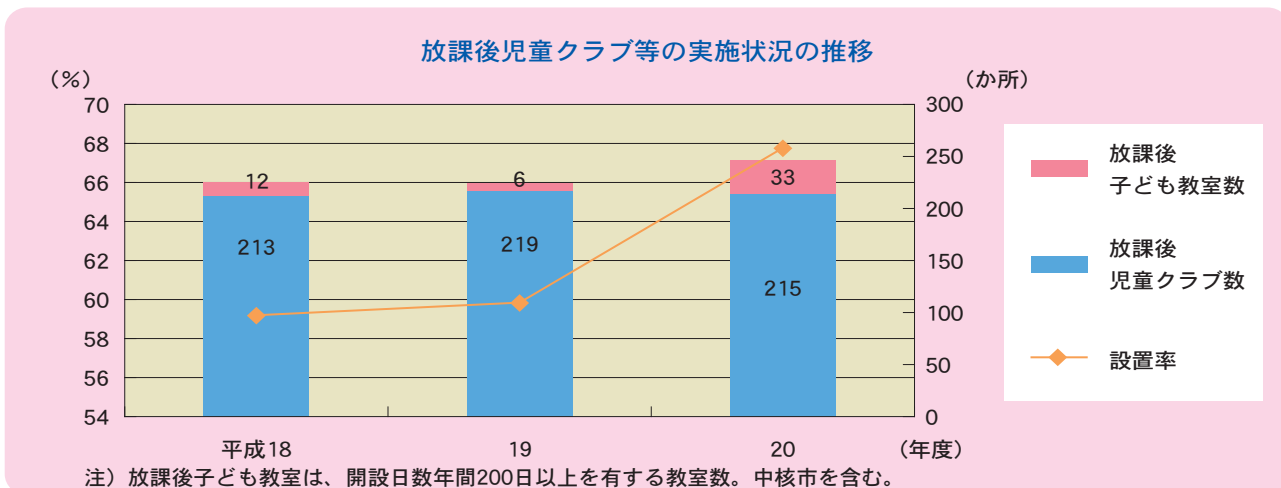


図39 放課後児童クラブ等の実施状況の推移

資料) 青森県こどもみらい課、生涯学習課

(2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

子どもは地域の中で育つことにより、さまざまな人間関係の中で豊かな経験が蓄積され、社会性が培われるものですが、子育て中の親も同様に地域の人間関係の中で子育てについての支援を受け、色々な人との交流を持ちながら子育てをしていきます。子どもを育てることに対する地域の役割は、非常に重要なものであることから、地縁的近隣関係を大事にしながら、選択的なネットワークを広げ、子育てに関して重層的に人間関係を広げていくための支援が求められています。併せて、ボランティアやNPOなどの活動を活性化し、子育てについての多様な交流を広めることが求められています。

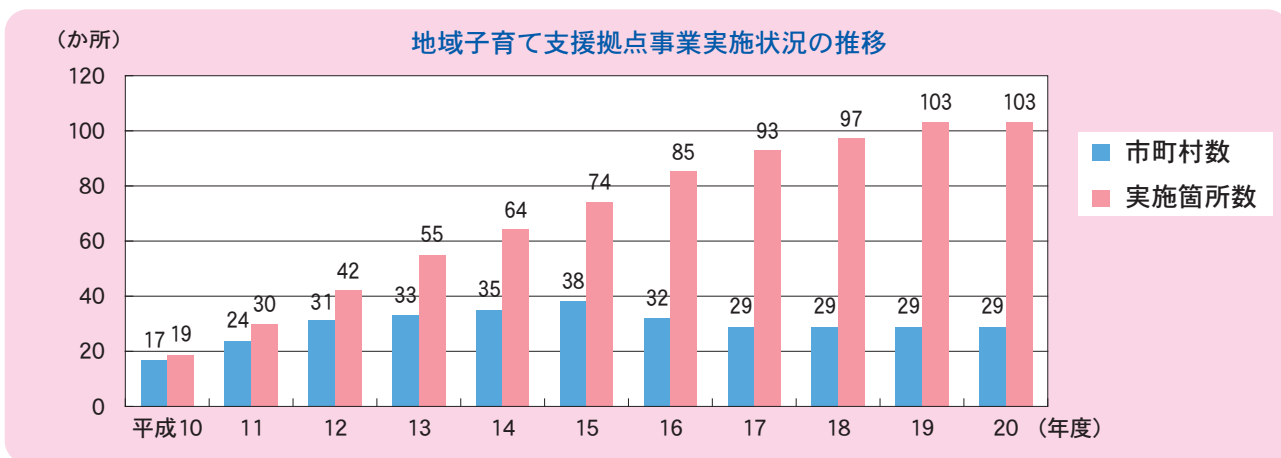


図40 地域子育て支援拠点事業実施状況の推移

資料) 青森県こどもみらい課

(3) 豊かな心を育み、命を大切にすることを育むための環境づくりや地域の連携

今日の子どもたちは、豊かで文化的な生活を享受している一方、これまで見てきたように、少子化、核家族化の進行などによる親の過保護・過干渉や子ども同士の切磋琢磨の機会の減少、さらには地域における人間関係の希薄化、ゆとりの少ない生活実態などがあり、いじめや虐待、少年非行など心配な事態も見受けられる現状になっています。

子どもの豊かな心を育むために、家庭では、生活体験を充実させ、家族のふれあいを深めることが期待されます。学校では、授業内容や指導方法を工夫するとともに、学校施設や機能の開放により、家庭や地域と連携して子どもの体験活動の機会を増やし、生活時間の比重を高めるよう、家庭教育や地域活動を支援していくことが求められています。地域では、自然・歴史・文化や人材など地域の様々な資源を活用しながら、より多くの生活体験、社会体験を培う機会を増やしていく必要があります。さらに、子どもや子育て家庭を暖かく見守り、必要な時に手助けをし、様々な人間関係を広げていくためのネットワークづくりを推進し、子育てについての多様な交流と地域における支え合いを推進していくことが求められています。

図表一覧

〔資料1〕少子化の動向(子どもの数と生産年齢人口が減り続けている)		
図1	本県の年齢3区分別人口の推移及び将来推計人口(各年10月1日現在)	総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」
図2	出生数及び合計特殊出生率の推移	厚生労働省「人口動態統計」
〔資料2〕婚姻と出産の動向(晩婚化や未婚化の進行が出生率の低下に影響を与え続けている)		
図3	本県の婚姻及び離婚率の推移	厚生労働省「人口動態統計」
図4	平均初婚年齢の推移	厚生労働省「人口動態統計」
図5	生涯未婚率の推移	国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2009)」
図6	本県の母の年齢別出生率の推移	厚生労働省「人口動態統計」
図7	理想とする子ども数・予定する子ども数	青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)、「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
図8	予定する子ども数が少ない理由	青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)、「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
〔資料3〕家族の状況(世帯の規模が小さくなり、子どものいる世帯も減り続けている)		
図9	本県の世帯数及び平均世帯人員の推移	総務省「国勢調査」
図10	家族類型別比率の推移	総務省「国勢調査」
図11	18歳未満の子どもがいる世帯の推移	総務省「国勢調査」
〔資料4〕女性の就労状況(女性の就業割合が高まり、仕事と子育ての両立支援の更なる充実が求められている)		
図12	本県の男女・年齢別就業者数の推移	総務省「国勢調査」
図13	年齢別労働力率	総務省「国勢調査」
図14	女性雇用者の産業別構成比(平成17年)	総務省「国勢調査」
図15	女性雇用者の職業別構成比(平成17年)	総務省「国勢調査」
〔資料5〕地域の状況(都市部の人口が増加を続け、地域コミュニティの活性化が求められている)		
図16	本県の市部・郡部別人口割合の推移	総務省「国勢調査」
図17	本県の産業別就業者数の推移	総務省「国勢調査」
図18	コミュニティの機能の状況	青森県「青森県民の意識に関する調査」(平成20年)
図19	コミュニティの役割	青森県「青森県民の意識に関する調査」(平成20年)
〔資料6〕子どもの心身の状況と生活の実態(乳児死亡率の改善がみられるが、子どもの成長に応じた健康と健全育成が課題となっている)		
図20	乳児死亡率の推移	厚生労働省「人口動態統計」
図21	10代の人工妊娠中絶実施率の推移	厚生労働省「衛生行政報告例」
表22	本県の子どもの生活時間	総務省「社会生活基本調査」
図23	子どもが主に遊ぶ場所	青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)、「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
〔資料7〕子どもをめぐる問題(児童虐待や非行等の様々な問題により、きめ細かな対応を必要とする子どもが増えている)		
図24	児童虐待相談件数の推移	青森県子どもみらい課
図25	本県の理由別長期欠席者数の推移	文部科学省「学校基本調査」
図26	本県の刑法犯少年の学識別検挙・補導状況の推移	青森県警察本部
〔資料8〕要保護児童への支援の状況(家庭的環境での支援、自立に向けた支援が求められている)		
図27	児童福祉司1人当たり担当人口	厚生労働省
図28	里親等委託率の推移	厚生労働省「福祉行政報告例」
〔資料9〕仕事と生活の調和をめぐる状況(男女を問わず、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりが求められている)		
図29	本県の家事・育児時間の推移	総務省「社会生活基本調査」
図30	事業所規模別育児休業制度の有無	青森県「中小企業等労働条件実態調査」
図31	育児休業の取得状況	青森県「中小企業等労働条件実態調査」、厚生労働省「雇用均等基本調査」
図32	女性が子育てと仕事を両立する上で必要な職場の制度	青森県「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
図33	ワーク・ライフ・バランスの認知度	青森県「男女共同参画に関する調査研究報告書」(平成19年度)
図34	子育ての不安や悩み	青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)、「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
図35	子どもを産み育てることの喜びや良さ	青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)、「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
図36	行政に最も期待する政策	青森県「子育て環境に関する調査」(平成13年)、「子どもと子育てに関する調査」(平成20年)
〔資料10〕地域の子育て支援サービスの提供状況(地域の子育て支援サービスの更なる充実が求められている)		
図37	保育所設置状況(各年度4月1日現在)	青森県子どもみらい課
図38	東北地方の保育所待機児童数の状況(平成21年4月1日現在)	厚生労働省
図39	放課後児童クラブ等の実施状況の推移	青森県子どもみらい課、生涯学習課
図40	地域子育て支援拠点事業実施状況の推移	青森県子どもみらい課

2 わくわくあおもり子育てプラン(後期計画) 策定経過

	年 月 日	事 項
1	平成20年8月28日	青森県子育て支援政策形成リサーチ事業検討委員会第1回会議開催 ○青森県子育て支援政策形成リサーチ事業について ○子どもと子育てに関する県民意識調査の実施について
2	平成20年9月24日	青森県子育て支援政策形成リサーチ事業検討委員会第2回会議開催 ○子どもと子育てに関する県民意識調査の調査項目について
3	平成20年11月14日	子どもと子育てに関する調査の実施の告示（青森県告示第738号）
4	平成20年11月17日～ 平成20年11月30日	子どもと子育てに関する調査の実施
5	平成21年3月6日	青森県子育て支援政策形成リサーチ事業検討委員会第3回会議開催 ○子どもと子育てに関する調査の結果報告書について ○子育て支援に関する政策提言について
6	平成21年3月23日	平成20年度青森県次世代育成支援対策推進協議会開催 ○「子どもと子育てに関する調査」の結果について ○「子育て支援に関する政策提言」（青森県子育て支援政策形成リサーチ事業検討委員会）について ○「わくわくあおもり子育てプラン」の見直しについて
7	平成21年4月24日	県内市町村へ後期計画に関するニーズ調査進捗状況等調査を実施
8	平成21年5月11日	平成21年度市町村次世代育成支援対策担当課長会議開催
9	平成21年5月19日	平成21年度第1回青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議開催 ○前期計画の評価、後期計画の策定手順・スケジュール等について協議
10	平成21年6月26日	「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）の1次評価
11	平成21年7月2日	「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）の2次評価
12	平成21年7月6日	平成21年度第1回青森県次世代育成支援対策推進協議会開催 ○前期計画の評価、後期計画の策定手順・スケジュール等について意見聴取
13	平成21年8月4日	県内市町村へ後期計画の子育て支援関係事業に係る目標数値等を照会
14	平成21年9月1日	厚生労働省へ後期計画の子育て支援関係事業に係る目標数値等を報告
15	平成21年10月23日	「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）第1案に対する庁内意見照会、修正意見により第2案作成

	年 月 日	事 項
16	平成21年11月11日	平成 21 年度第 2 回青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議開催 ○「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)第 2 案について協議
17	平成21年11月13日	平成 21 年度第 2 回青森県次世代育成支援対策推進協議会開催 ○「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)第 2 案について意見聴取
18	平成21年11月30日	庁内連絡会議、推進協議会の修正意見により第 3 案作成、「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)第 3 案に対する庁内意見照会
19	平成21年12月 7 日	県内市町村へ後期計画に関する取組状況調査を実施
20	平成21年12月17日	修正意見により素案作成、庁内連絡会議・推進協議会委員へ「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)素案に対する意見照会
21	平成22年 1 月 4 日～ 平成22年 2 月 3 日	パブリックコメント実施
22	平成22年 1 月15日	県内市町村へ後期計画の子育て支援関係事業に係る目標数値等(最終見込)を照会
23	平成22年 2 月 8 日	平成 21 年度第 3 回青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議開催 ○「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)最終案について協議
24	平成22年 2 月 8 日	平成 21 年度第 3 回青森県次世代育成支援対策推進協議会開催 ○「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)最終案について意見聴取
25	平成22年 2 月15日	知事決裁
26	平成22年 3 月 1 日	庁議報告・公表



3 青森県次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1 次世代育成支援対策推進法第21条に基づき、青森県における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため青森県次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2 推進協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる関係機関・団体等の関係者、学識経験者等をもって充てる。

(座長及び副座長)

第3 推進協議会に座長1人、副座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進協議会の会議は、必要の都度座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

(任期)

第5 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6 推進協議会の庶務は、健康福祉部こどもみらい課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、推進協議会において定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

(別表)

青森県次世代育成支援対策推進協議会委員

区 分	関 係 機 関 ・ 団 体 等 名 称
教 育	青森県小学校長会 青森県私立幼稚園連合会
福 祉	青森県民生児童委員協議会 青森県保育連合会
保 健 ・ 医 療	(社)青森県医師会
健 全 育 成	青少年育成青森県民会議
労 働 関 係	青森労働局雇用均等室 日本労働組合総連合会青森県連合会
経 済 界	青森県商工会議所連合会
県 議 会	県議会環境厚生委員会
町 村 会	青森県町村会
報 道 関 係	東奥日報社
保 護 者	青森県PTA連合会
学 識 経 験 者 等	大学関係者
子 育 て 支 援 団 体	(社)青森県子ども会育成連合会 青森県児童館連絡協議会 青森県地域活動連絡協議会 子育てに関する活動を行うNPO団体代表
県 民	子育て・仕事の両立をしている女性代表 子育てをしている女性代表

平成21年度青森県次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

委員氏名	役職名等	区分
イシザワ ゼンセイ 石澤 善成	青少年育成青森県民会議会長	健全育成
イシダ タカシ 石田 隆志	日本労働組合総連合会青森県連合会会長	労働関係
イマカワ ハジメ 今川 一	青森県PTA連合会副会長	保護者
オザワ ミキエ 小澤 本江	青森県私立幼稚園連合会振興委員長	教 育
クドウ ノリコ 工藤 典子	青森県小学校長会対策部副部長	教 育
クドウ ヤスコ 工藤 泰子	青森県民生委員児童委員協議会児童委員部会委員	福 祉
サイトウ トオル 齋藤 徹	東奥日報社読者局次長兼読者部長	報道関係
サトウ ヒデキ 佐藤 秀樹	社団法人青森県保育連合会長	福 祉
シカナイ テツショウ 鹿内 哲尚	社団法人青森県子ども会育成連合会常務理事	子育て支援団体
ジヌシ ユタカ 地主 豊	岩手県立大学名誉教授	学識経験者等
セイノ マユミ 清野 眞由美	特定非営利活動法人弘前こどもコミュニティ・ぴーぶる代表理事	子育て支援団体
タチバナ ナオキ 立花 直樹	社団法人青森県医師会常任理事	保健・医療
タニモト アユミ 谷本 歩	—	県 民
タマクマ セイジ 玉熊 靖司	青森県児童館連絡協議会会長	子育て支援団体
タムラ チカコ 田村 千可子	—	県 民
デマチ カズクニ 出町 一州	青森県商工会議所連合会事務局次長	経 済 界
ヒラノ キョウ 平野 京	青森県地域活動連絡協議会長	子育て支援団体
ホンマ レイコ 本間 玲子	青森労働局雇用均等室長	労働関係
ヤマグチ ノボル 山口 昇	青森県町村会常務理事兼事務局長	町 村 会
ヤマノウチ マサタカ 山内 正孝	青森県議会環境厚生委員長	県 議 会

*名簿は五十音順

4 青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1 平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目的に策定された「青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」」に関する連絡・調整等を図るため、青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議は、青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」に関する連絡・調整等必要な事項を所掌する。

(組織)

- 第3 連絡会議は、議長、副議長および委員を持って組織する。
- 議長は健康福祉部長を、副議長は健康福祉部次長を持って充てる。
 - 委員は、別表に掲げる課の課長をもって充てる。
 - 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(議長、副議長)

- 第4 議長は、連絡会議を総括する。
- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 連絡会議は、議長が必要と認めるときに招集し、議長がこれを主宰する。
- 委員が連絡会議に出席できない場合は、あらかじめ当該委員が指名した職員をもって代理させることができる。

(庶務)

第6 連絡会議の庶務は、健康福祉部こどもみらい課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

(別表)

青森県次世代育成支援対策庁内連絡会議委員構成

部 名	所 属	所掌事務
総 務 部	総務学事課	学校法人助成・幼児教育環境等
企画政策部	企画調整課	県基本計画等
環境生活部	県民生活文化課 青少年・男女共同参画課	環境生活全般 青少年健全育成・男女共同参画等
健康福祉部	健康福祉政策課 医療薬務課 保健衛生課 こどもみらい課 障害福祉課	健康福祉政策全般 小児医療等 児童の保健衛生等 次世代育成支援全般 障害児童等
商工労働部	商工政策課 労政・能力開発課	商工政策全般 労働環境等
農林水産部	農林水産政策課	農林水産政策全般
県土整備部	監理課	県土整備全般
教 育 庁	教育政策課 学校教育課 生涯学習課	教育政策全般 特別支援教育・県立学校教育等 生涯教育・家庭教育環境等
警 察 本 部	警 務 課 少 年 課	警察運営全般 非行・防犯等安全環境等

〈 参 考 〉

〔参考1〕次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成15年7月16日法律第120号）

最終改正 平成20年12月3日法律第85号

（一部未施行）

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第7条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条—第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条—第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に

協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

(2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項

(3) 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

(4) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

(3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者

その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

(主務大臣等)

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2及び3 略

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔参考2〕 少子化社会対策基本法（抄）

（平成15年7月30日法律第133号）

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第17条）

第3章 少子化社会対策会議（第18条・第19条）

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一步を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立つて的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有すると認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分留意し、長期的な展望に立つて講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを産み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもを産み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを産み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを産み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第17条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔参考3〕子ども・子育てビジョン（抄）

～子どもの笑顔があふれる社会のために～

（平成22年1月29日閣議決定）

第1 子どもと子育てを応援する社会に向けて

○子どもが主人公（チルドレン・ファースト）

子どもを大切にできる社会をつくりたいと思います。それはわたしたち人間すべてが子どもである時代を経て、大人へと成長する存在だからです。

子どもは社会の希望であり、未来の力です。子どもの笑顔があふれる社会は個人の希望や夢を大切にできる社会です。だからこそ社会全体で子どもと子育てを応援していきたいと思います。

子どもにとって安全で安心な社会は、すべての人にとっても安全で安心な社会でもあります。キッズデザインの普及や、質の高い子どもの居場所づくりは、日本経済の活力にもなりえるのです。わたしたちは子どもが社会の主体的な一員であると位置づけ、その子どもと子育てを国、地方、企業（職域）、地域、NPO、家庭、個人など社会全体で応援する姿勢を明確に打ち出すことで、豊かな日本社会をつくり続けていきたいと考えています。

また近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルは実に多様化しています。離婚や死別によるひとり親家庭、虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたち、など特別な支援が必要な子どもが増えています。「教育の格差」「子どもの貧困」の問題が懸念されている時代だからこそ、格差や貧困をなくし、その連鎖を防止していくことがわたしたちに求められています。

わたしたちは、子どもの権利条約も踏まえ、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなくてはなりません。

○「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

そもそも、この国は、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会になっているのでしょうか。

これまで「少子化対策」として、さまざまな計画の策定や対策が講じられてきました。しかしそれが目に見える成果として、生活の中では実感できない現状にあるのではないのでしょうか。

若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞しているといった現実があります。

これまで進められてきた少子化対策の視点からは、真に子ども・若者のニーズや不安、将来への希望に応える政策を生み出すことはできなかったのです。

わたしたちは当事者の目線で、子ども・若者の育ち、そして子育てを支援することを第一に考え、個人が希望を普通にかなえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備していかななくてはなりません。

各種の調査によれば、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっています。家庭を築き、子どもを生み育てるといふ個々人の選択が尊重され、それが実現される社会を築くことが大切です。

子どもと子育てを応援することは、「未来への投資」であり、子ども手当の創設は、その大きな一歩です。子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスを「車の両輪」としてバランス良く組み合わせ、子ども・若者と子育てを応援する社会をみんなで作り上げていきたいと考えています。

○生活と仕事と子育ての調和

子どもの成長、子育て、個人の生活、仕事をバラバラに切り離して考えることはできません。さらに、家庭や職場における男性と女性の役割についてもあわせて考えていく必要があります。

例えば、我が国の女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにした際に見られる、いわゆる「M字カーブ」を台形型にしていくことは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現でもあり、保育サービス等の子育て支援策や、職場や家庭における男女の役割のあり方とも密接に関連する課題です。

「子ども・子育て支援」を進める際には、「男女共同参画」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策との密接な連携を図っていく必要があります。若者の雇用を確保し、出産と子育ての環境を整備すると同時に、男性と女性の仕事と生活の両方を調和させていくことが、安定的で持続可能な経済社会の実現へとつながるものと考えています。

子どもと子育てをみんなで支えるセーフティネットを協力してつくりあげていきたいと思えます。

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、この「子ども・子育てビジョン」は、子どもと子育てを全力で応援します。

第2 基本的な考え方

1. 社会全体で子育てを支える

○子どもを大切にす

- ・どのような状況にある子どもであっても、多様性を尊重し、困難な状況に対しての支援を行うことにより、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されることを目指します。

○ライフサイクル全体を通じて社会的に支える

- ・多様な家族形態や親の就労の有無に関わらず、すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に

支えます。

○地域のネットワークで支える

- ・地域の子育て力を高め、それぞれの地域の特色を生かし、子どもと子育てを中心として地域のネットワークで支えるとともに、地域の再生を目指します。

2. 「希望」がかなえられる

○生活、仕事、子育てを総合的に支える

- ・結婚や出産は個人の決定に基づくものであることは言うまでもありません。個人の希望する結婚、出産、子育てを実現するという観点から、子どもを生み育てることに夢を持てる社会を目指します。

○格差や貧困を解消する

- ・子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は、2007年の調査で12.2%、そのうち、ひとり親世帯については54.3%となっており、OECD諸国の中でも高い水準であることが課題となっています。
- ・親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートラインの段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化することがない社会を目指します。

○持続可能で活力ある経済社会が実現する

- ・男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ・若者、女性、高齢者、障害のある者など働く意欲と能力を持つすべての人の社会参加を実現することにより、活力ある社会が実現します。
- ・将来世代に負担を先送りするのではなく、社会全体で必要な費用を賄うための負担を行っていくことが必要です。
- ・我が国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と最低を記録し、平成20年には1.37と3年連続で上昇しましたが、この動きが確固たるものになれば、少子化の流れが反転し、人口の急激な減少スパイラルからの脱却が図られます。
※結婚や出産に関する個人の希望が実現した場合の合計特殊出生率は、1.75程度になるものと試算されています。

第3 3つの大切な姿勢

1. 生命（いのち）と育ちを大切にす

『一人ひとりの子どもが幸せに生きる権利、育つ権利、学ぶ権利を大切にします』

○妊娠・出産の安心・安全と子どもの健康を守るための環境整備や支援を進めます

- ・安心して妊娠・出産できる家庭、地域、社会をつくり、生まれてくる子どもたちを歓迎できるよう、妊婦健診や周産期医療など、安心・安全なお産ができる環境整備や支援を進めるとともに、生涯を通じた女性の健康支援（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を図ります。
- ・子どもたちの健康を守り、親の不安を軽減するため、小児医療の充実を図ります。
- ・子どもが欲しくてもできない方々の悩みや苦しみを少しでも軽減するため、男女を問わず、不妊治療への支援を進めます。

○子ども手当の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保します

- ・教育を含む子育て負担の軽減を図りつつ、次世代を担う子どもたちを社会全体で支える観点から、「子ども手当」を創設し、高校の実質無償化に取り組みます。

2. 困っている声に応える

『子どもや子育て家庭の不安を解消し、困っている声に応えます』

○保育所に入れない子どもたちや放課後の居場所のない子どもたちを抱える子育て家庭に、十分なサービスが提供されるよう環境整備を進めます

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。
- ・放課後児童対策について、必要とする人がサービスを受けられるよう量的な整備とともに、質の改善を図ります。

○一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し（インクルージョン）、ひとり親家庭の子どもや障害のある子どもなど、特に支援が必要な方々が安心して暮らせるよう支援するとともに、子どもの貧困や格差の拡大を防ぎます

- ・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）が安心して暮らせるよう、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当等）の充実を図ります。
- ・障害のある子どもが他の子どもたちと同じように健やかに育っていける環境づくりを行うとともに、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めます。
- ・児童虐待を防止するとともに、社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、家庭的養護の促進や施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。
- ・多様な家庭や家族の形態に応じて、また、定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちについて、権利擁護ときめ細かな支援を行います。

3. 生活（くらし）を支える

『若い世代や子どもの立場に立って、家庭や地域の生活を支えます』

○子どもや若者が円滑に社会生活に移行できるようにします

- ・社会経済情勢や雇用構造の変化を踏まえ、若い世代への就労・生活・自立に向けた支援など、「人生前半の社会保障」の充実を図り、若い世代の生活基盤を支えます。
- ・ニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援については、新たに制定された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策の展開を図ります。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、いわゆる「M字カーブ」の解消など、女性が出産や子育てのために仕事をやめなくてもよいように、また、出産や子育て後に円滑に仕事に復帰できる社会が実現するよう、働き方の改革と職場環境の改善を進めます

- ・政労使の合意による「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」を着実に実行に移し、社会全体として働き方の見直しを進めます。
- ・とりわけ若者など就労による経済的自立が可能な働き方ができる社会、結婚や出産、子育てに関する希望が実現される社会、性や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって様々な働き方や生き方が選択できる社会を目指します。

第4 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

3つの大切な姿勢を踏まえ、次のような「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、取組を進めます。なお、具体的な各種施策の内容については、「別添1」に整理しています。

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・ 子ども手当の創設により、次世代を担う子どもたちを社会全体で支えます。
- ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等により、子どもの学びを支援します。
- ・ 子どもの「生きる力」を養い、安心して学べる学校の教育環境の整備に取り組みます。

(2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・ 非正規雇用対策(正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正等)や若者の就労支援の実施(キャリア教育・職業教育、ジョブカフェ等によるフリーター等の就労支援)を推進します。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づくニートやひきこもり等の困難を有する子ども・若者への支援に取り組みます。

(3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・ 学校・家庭・地域の取組等を通じて、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めます。
- ・ 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境を整備します。
- ・ 文化・芸術活動、自然とのふれあいの場の提供等により、学びや遊びの体験を通じて豊かな人間性を育成します。

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減、新生児集中治療管理室(NICU)の整備等、相談支援体制の整備(妊娠・出産・人工妊娠中絶など)等により、妊娠・出産の支援や周産期医療体制(産婦人科

医師、助産師等を含む。)を確保します。

- ・不妊専門相談センター、不妊治療に係る経済的負担の軽減等により、男女を問わず、不妊治療への支援に取り組みます。

(5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消、多様な保育サービス（延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育、事業所内保育等）の充実、人口減少地域における保育機能の維持、幼児教育と保育の質の向上を図ります。
- ・保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）及び「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき、検討を進めます。その際、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行います。
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討し、結論を得ます。
- ・放課後子どもプランを推進し、放課後児童クラブを拡充するとともに、これらのサービスの質の向上を図ることにより、放課後対策に取り組みます。

(6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・子どもが病気になっても安心して医療にかかれるよう、小児医療体制を整備するとともに、あらゆる子どもを対象に、一定の窓口負担で医療にかかれるようにします。
- ・こころの健康づくり、「食育」の普及促進、子どもの事故防止等により、子どもの健康と安全を守ります。

(7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・子育て・生活支援、就業支援、経済的支援（児童扶養手当を父子家庭にも支給）の充実等により、ひとり親家庭を支援します。

(8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援の強化、障害のある子どもや発達障害のある子どもへの教育と保育などの支援等により、障害のある子どもへの支援に取り組みます。
- ・児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設のケア単位の小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実を図ります。
- ・定住外国人の子どもなど特に配慮が必要な子どもたちへの支援を行います。

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

(9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実を図られるように

- ・乳児の全戸訪問の実施、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリー・サポート・センターの普及促進、商店街の空き店舗や余裕教室の活用等により、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ・NPO活動への支援、ボランティアの育成、高齢者等の人材活用等により、地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進します。

(10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように

- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進、公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備の推進等により、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境の確保を図ります。
- ・建築物、公共交通機関、公園等におけるバリアフリー化、道路交通環境の整備、子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）、交通安全教育等により、安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進します。

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）

(11) 働き方の見直しを

- ・長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進、テレワークの推進等により、働き方の見直しに向けた環境整備を図ります。
- ・男性の育児休業の取得促進等により、男性の子育てへの関わりを促進します。

(12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・育児休業、短時間勤務等を取得しやすい職場環境の整備、育児休業中の経済的支援、妊娠・出産等を

理由とする不利益取扱いの禁止等により、育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業を支援するとともに、子育て女性等の再就職支援を図ります。

- ・男女が職場で十分に能力を発揮しつつ、子どもを生き育てながら安心して働き続けられる職場環境となるよう、男女雇用機会均等の確保を図るとともに、「同一価値労働同一賃金」に向けた均等・均衡待遇を推進します。
- ・企業経営者等の意識改革、積極的取組企業の社会的な評価の推進など、企業等における取組の「見える化」によりもう一段の取組を推進します。

第5 今後の取組に向けた推進方策

1. 政府を挙げた取組

- ・本ビジョンに基づき、政府を挙げて、子どもを生き育てることに夢を持てる社会の実現のための施策を強力に推進します。
- ・省庁横断的な観点から、総合性と一貫性を確保するため、子どもや子育てに係る施策間の整合性や連携を図る取組を進めるとともに、「子ども家庭省（仮称）」の検討など、省庁のあり方についても検討します。
- ・男女共同参画、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子ども・若者育成支援等の重要政策とともに一体的な取組を進めます。

2. 数値目標

- ・今後、5年間を目途（平成26年度）として、「別添2」に掲げられた数値目標を目指します。
- ・必要な費用については、次世代の負担とすることなく、公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組み合わせにより支えていきます。
- ・具体的には、毎年の予算編成において、厳しい財政状況を踏まえつつ検討し、限られた財源の中で効果的かつ効率的に必要な社会的基盤の整備を図ります。

3. 社会全体における理解と広がりをもった取組

- ・社会全体における理解と広がりをもった取組の促進のため、職場、家庭、地域、学校等における取組を促進するとともに、広く社会に向けた情報発信を行います。

4. 地域の実情に応じた取組

- ・各地方公共団体が定める次世代育成支援行動計画等に基づき、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。
- ・地方公共団体における子ども関連施策を担当する部署の横断的な連携の仕組みを強化します。

5. 点検・評価と本ビジョンの見直し

- ・関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき、必要な見直しを行います。その際、子どもや子育て家庭の視点に立った点検・評価という視点を重視します。
- ・本ビジョンについては、施策の進捗状況とその効果、社会経済情勢、子どもの貧困率など子育て家庭の状況その他子どもと子育てをめぐる状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行います。

青森県

わがまちの子育て応援宣言（子育てお国自慢）
メッセージ

みんなで守ろう！ 親のほほえみ、子どもの笑顔

子どもたちが、穏やかなほほえみや笑いに囲まれて、すくすくと健やかに育っていくことを願い、青森県は「ほほえみプロデュース」事業を進めています。



「青い森のほほえみプロデュース事業」は、「ほほえみと笑い」の力でゆとりと優しさに満ちた、子育て家庭に優しい地域づくりを行おうという、全国初の取組です。

平成19年度から実施し、平成22年3月現在、「自らがほほえみ、周囲からほほえみを引き出してくれる人財」である『ほほえみプロデューサー』が、県内に25,000人以上、誕生しています。



わくわくあおもり 子育てプラン

青森県次世代育成支援行動計画
後期計画(平成22年度～平成26年度)

(平成22年2月)

発行 青森県健康福祉部こどもみらい課
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
電話 017-734-9301 FAX 017-734-8091
のびのびすくすくホームページ
<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/nobinobitop.html>